

あやべっ子すこやかプラン

第2期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び
第3期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画
綾部市子どもの貧困対策計画



2020年(令和2年)3月

綾部市

は じ め に



人口の減少や出生率の低下に伴う少子化が進む中、2015年(平成27年)4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等が総合的に推進されています。

本市では、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援新制度を踏まえ、2015年(平成27年)3月に「すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進」を基本理念とする「新・あやべっ子すこやかプラン(綾部市子ども・子育て支援事業計画及び綾部市次世代育成支援対策推進行動計画)」を策定し、子どもの育成や子育て支援施策を総合的・計画的に進めてまいりました。

しかしながら、新制度開始以降、都市部を中心とした保育所待機児童の増加をはじめ、児童虐待による痛ましい事件が発生し、また2019年(令和元年)6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

このような子ども・子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、この度、子どもの貧困対策を含む新たな計画「あやべっ子すこやかプラン(第2期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び第3期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画、綾部市子どもの貧困対策計画)」を策定いたしました。本計画は、行政、企業・事業者、関係機関・団体、そして市民の皆様がそれぞれの立場で役割を果たしながら、ともに連携し、子育て世帯を地域社会全体で支えることで、地域の宝である子どもを自信と愛情を持って育てることができる環境づくりを進めていこうとするものです。親、そして地域の人々の愛情をいっぱいを受けて育った子どもたちが将来、自らの知識や経験を次の世代へと受け継いでいくことが、子どもを産み育てやすい綾部市にしていく大きな原動力になると考えております。

本計画策定にあたりご尽力くださいました綾部市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などにご協力くださいました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、市全体で本計画を推進し、実現していけるよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2020年(令和2年)3月

綾部市長 **小 崎 善 也**

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の策定体制	2
第2節 計画の性格と位置付け	4
1. 計画の法的根拠	4
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の名称	5
第3節 計画の期間	5
第4節 綾部市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
1. 本市の少子化の状況	6
2. 家族や地域の状況	10
3. アンケート調査結果でみる子育て世帯の状況やニーズ	12
4. 前期計画の取組の状況と方向性	36
第5節 本計画における取組課題	64
第2章 計画の基本的考え方	66
第1節 計画の基本理念	66
第2節 基本的方向性	67
第3節 施策の体系	68
第3章 基本的方向別の施策	70
第1節 すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり	70
1. 子どもの人権を大切にするまちづくりの推進	70
2. 子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実	71
3. 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進	75
4. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進	81
第2節 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり	83
1. 家庭と仕事の両立の推進	83
2. 子育てについての相談や情報提供の充実	85
3. 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実	87
4. 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	89
5. 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備	92

第3節 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり	94
1. 子どもの安全の確保	94
2. 子育て仲間づくりへの支援	96
3. 地域における子育て資源の有効活用	98
第4章 子ども・子育て支援事業の推進	99
第1節 教育・保育提供区域の設定	99
1. 教育・保育提供区域設定の考え方	99
2. 本市における教育・保育提供区域	99
第2節 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策	100
1. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目	100
2. 幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策	101
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	105
第5章 推進体制	115
第1節 幼児期の教育・保育事業等の確保体制	115
1. 幼児期の教育・保育の一体的提供	115
2. 質の高い教育・保育の提供	115
3. 幼稚園・認定こども園・保育園等と小学校との連携の推進	115
第2節 計画推進及び進捗状況の評価	116
1. 計画推進及び進捗状況の評価	116
2. 計画推進に向けた関係機関の役割	116
資料	117
1 綾部市子ども・子育て会議条例	117
2 綾部市子ども・子育て会議委員名簿	118
3 計画に関する法律の条文（抜粋）	119

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景及び趣旨

1. 計画策定の背景

◇少子化の一層の進行と「子ども・子育て支援新制度」の導入

わが国が抱える少子化の問題は年々深刻度を増し、急速に進行しています。

厚生労働省が公表した人口動態統計では、2018年(平成30年)のわが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.42と、2017年(平成29年)の1.43から0.01下がり、3年連続で低下しています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を踏まえ、国では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るため、2012年(平成24年)8月に、子ども・子育て関連3法¹(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、2015年度(平成27年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、2017年(平成29年)6月に「子育て安心プラン」が制定され、待機児童解消のための必要な受け皿の整備のほか、保育の人材の確保、保護者への育児支援、保育の質の確保等に取り組むこととしています。

◇児童虐待の深刻化とその対策の強化

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどり、重大な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

国においては、子どもの安全を最優先に、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を2018年(平成30年)に決定し、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認をはじめ、児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化や要保護児童等の情報の取扱いに対する新たなルールづくりなどに取り組むこととしています。また、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正を行っています。

¹ 子ども・子育て関連3法：次の3つの法律のこと。

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

◇子どもの貧困問題の顕在化と貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進

厚生労働省の調査の結果では、2015年(平成27年)の貧困率(平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す率)は13.9%、さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪な水準であると言われ、子どもの貧困問題は深刻化している状況です。

国においては、2013年(平成25年)に制定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を2019年(令和元年)6月に改正し、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

◇「幼児教育・保育の無償化」の実施

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、2019年(令和元年)10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

2. 計画策定の趣旨

本市においては、子ども・子育て支援法等を踏まえ、2015年(平成27年)3月に「新・あやべっ子すこやかプラン(綾部市子ども・子育て支援事業計画及び綾部市次世代育成支援対策推進行動計画)(2015年度(平成27年度)～2019年度(令和元年度))」(以下「前期計画」という。)を策定し、すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりを目指し、家庭と地域、企業や行政が一体となった取組を進めてきました。

前期計画が2019年度(令和元年度)末をもって終了することから、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請をはじめ、前期計画の取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間とした「あやべっ子すこやかプラン(第2期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び第3期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画・綾部市子どもの貧困対策計画)」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

3. 計画の策定体制

〔1〕子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズの把握

2018年度(平成30年度)に子育て家庭を対象に、本市における教育・保育や子育て支援等に関するニーズを把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とするため、ニーズ調査を実施しました。(調査結果の概要は、12ページ参照。)

〔2〕綾部市子ども・子育て会議での協議

綾部市子ども・子育て会議条例に基づき、「綾部市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査の検討をはじめ、本市の子ども・子育て支援の現状と課題を把握するとともに、各委員の意見を聴取するなどして計画策定に努めました。

〔3〕パブリックコメントの実施

市ホームページや綾部市役所で計画素案を公開し、計画に対する市民の意見を募集するパブリックコメント（意見公募）を実施し、本計画への市民意見の反映に努めました。

■計画策定の経過

- | | |
|---|---|
| ・ 2019 年（平成 31 年）3 月 14 日～2019 年（平成 31 年）3 月 25 日 | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 |
| ・ 2019 年（令和元年）10 月 29 日 | 第 1 回綾部市子ども・子育て会議
（ニーズ調査結果報告、計画書素案等について） |
| ・ 2019 年（令和元年）12 月 10 日～2019 年（令和元年）12 月 26 日 | 計画書素案に対するパブリックコメントの実施 |
| ・ 2020 年（令和 2 年）2 月 19 日 | 第 2 回綾部市子ども・子育て会議 |

第2節 計画の性格と位置付け

1. 計画の法的根拠

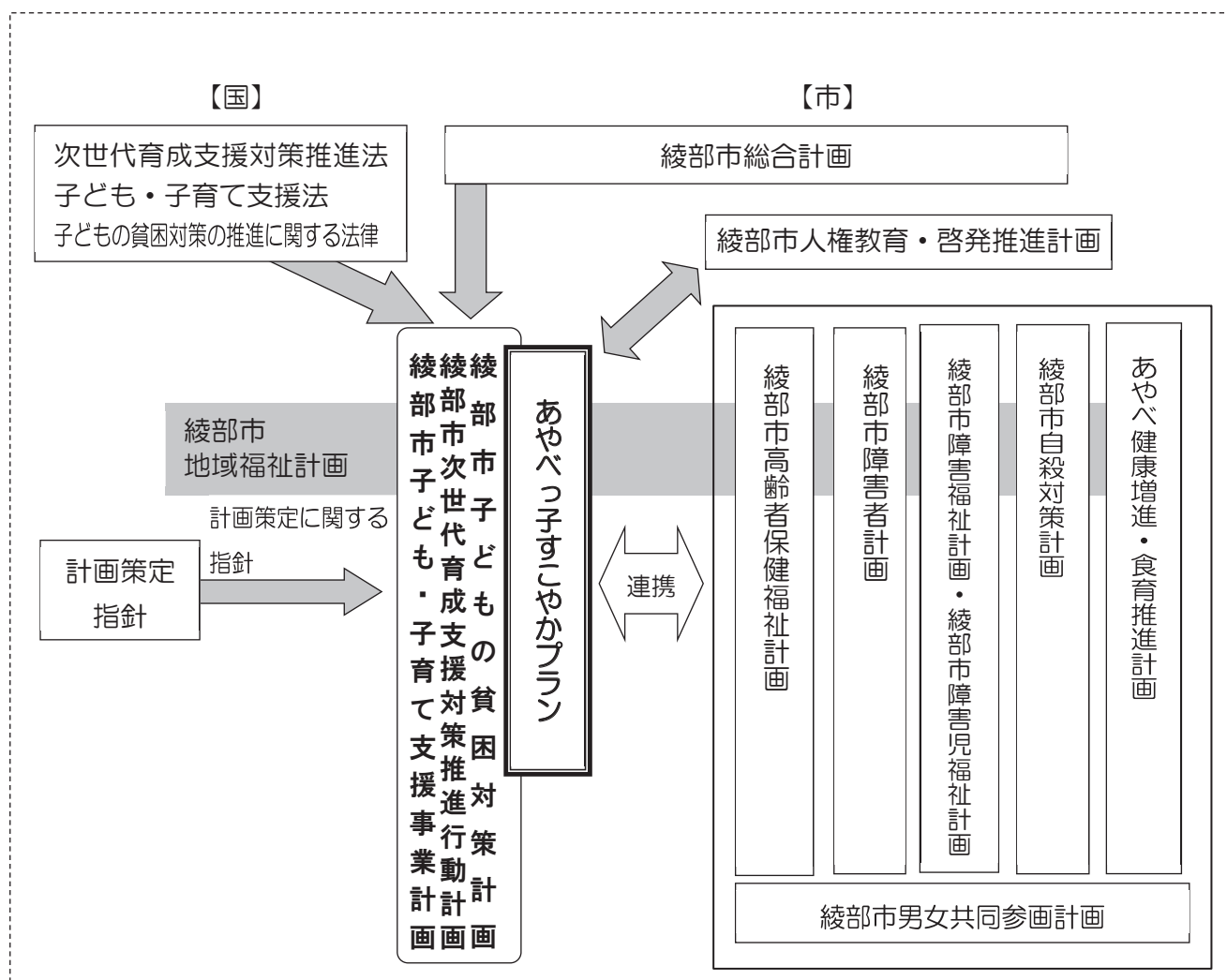
本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定しています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を含む計画です。

2. 計画の位置付け

本計画は、「綾部市総合計画」を上位計画とし、「綾部市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、綾部市における子ども・子育て支援の方向性や目標及び具体的な施策・事業を示します。

また、本計画は、総合計画に基づく部門別計画に位置付けられるもので、その他の部門別計画（地域福祉計画、障害者計画、高齢者保健福祉計画等）と連携・整合を図り、策定するものです。



3. 計画の名称

◎計画の名称

第2期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び第3期綾部市次世代育成支援対策推
進行動計画・綾部市子どもの貧困対策計画

◎計画の愛称

あやべっ子すこやかプラン

(2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度))

◎計画のスローガン

未来へはばたく子どもたちのために

第3節 計画の期間

本計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間で1期として推進します。

なお、計画は5年間で1期としていることから、2024年度(令和6年度)中に、本計画の見直しを行い、2025年度(令和7年度)を始期とする次期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

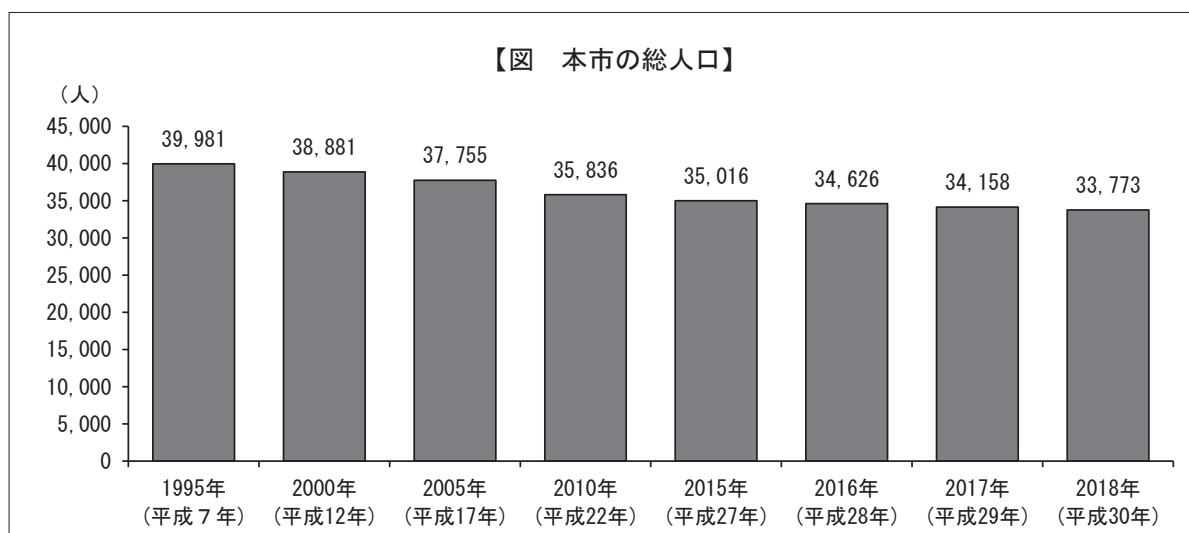
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	
前期計画						見直し	次期計画 (2025年度以降)			
	見直し	あやべっ子すこやかプラン (本計画)								

第4節 綾部市の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 本市の少子化の状況

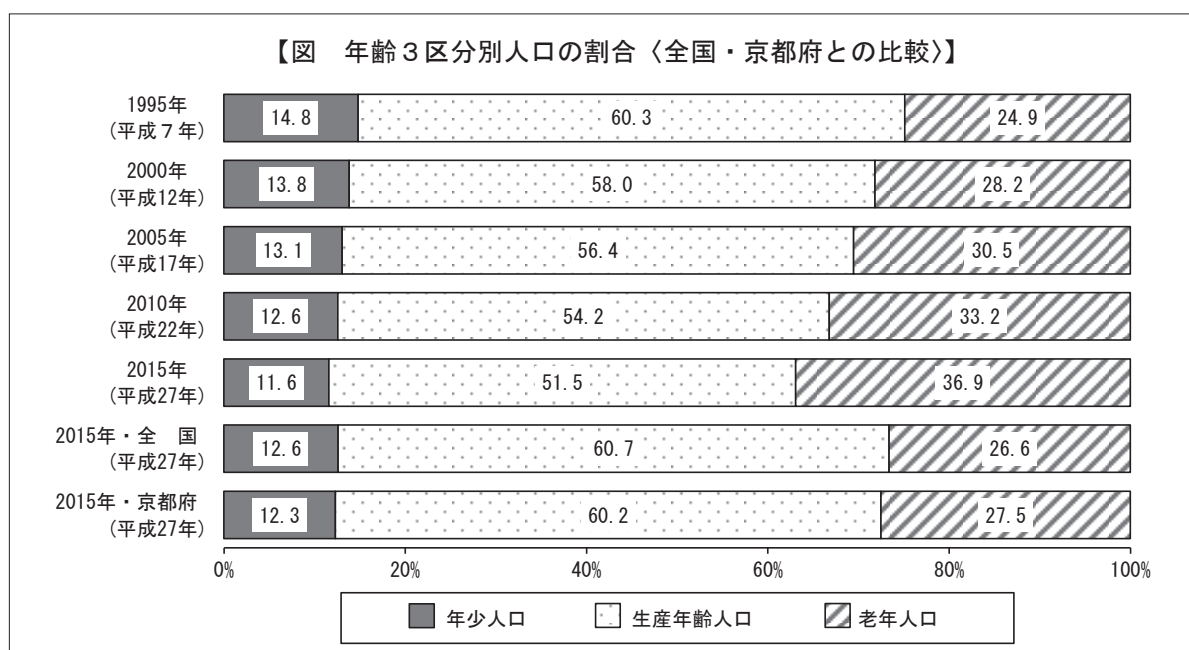
〔1〕人口の推移

本市の人口は、2018年(平成30年)10月1日現在33,773人で、1995年(平成7年)と比較すると、約6,200人減少しており、年々減少しています。



※1995年(平成7年)～2010年(平成22年)は国勢調査、2015年(平成27年)以降は住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口は年々減少しており、2015年(平成27年)で最も低くなっています。一方、65歳以上の老年人口は年々増加し、2015年(平成27年)では36.9%と全体の3分の1を超え、全国・京都府と比較しても高い割合であり、少子高齢化が進んでいることが顕著に表れています。

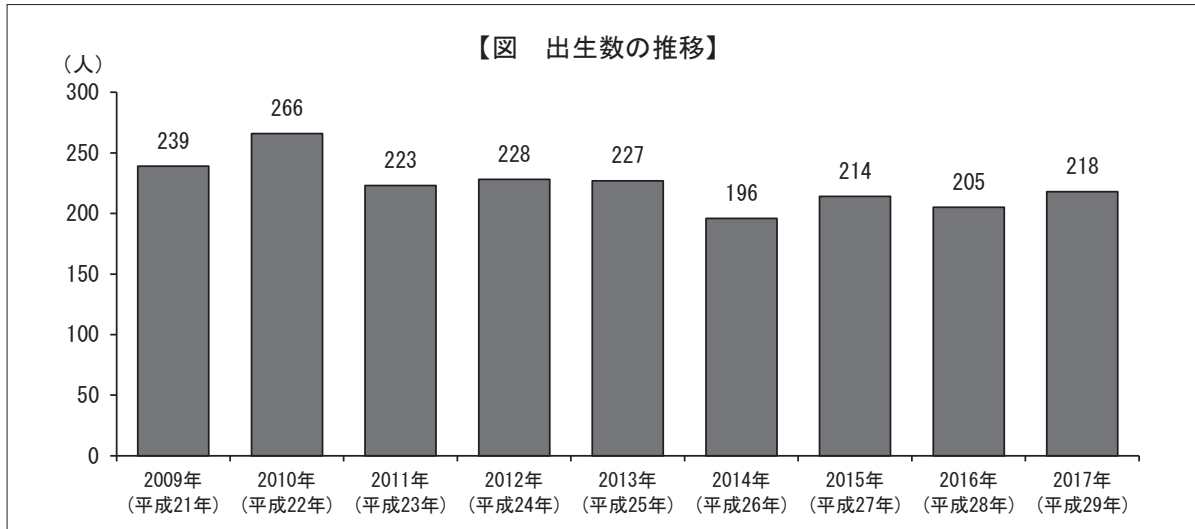


※年齢不詳を除く

資料：国勢調査

〔2〕出生の動向

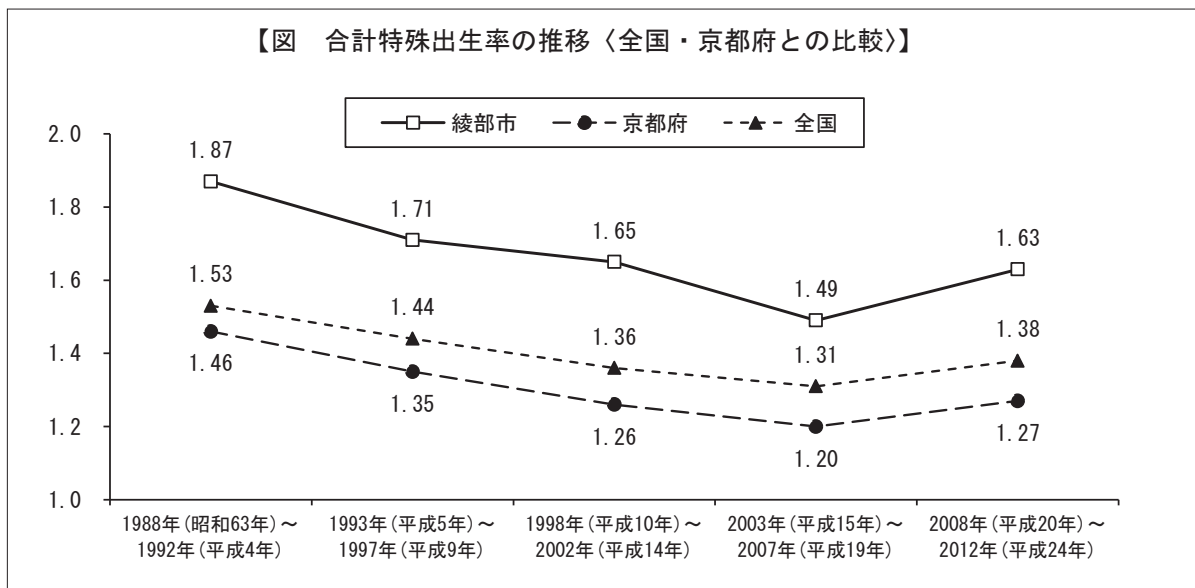
出生の動向をみると、出生数は長期的には減少していますが、ここ数年は200人前後で推移しており、2017年度(平成29年度)で218人となっています。



資料：あやべ統計書

一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、2003年(平成15年)～2007年(平成19年)までは、本市・京都府・全国とも、全体的に低下傾向にありましたが、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)は、全体的に上昇しています。

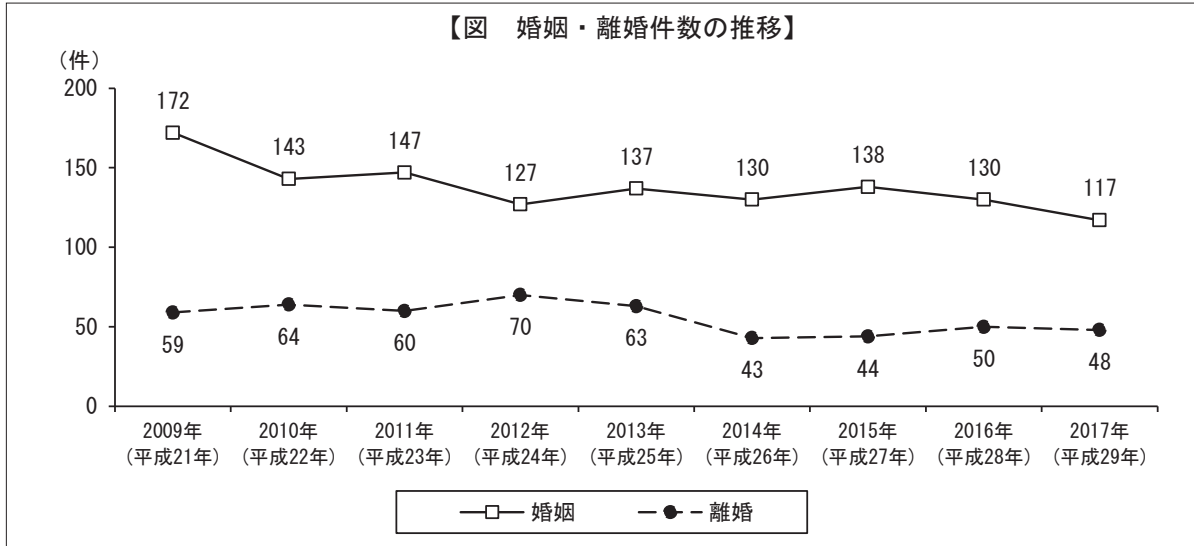
本市は1.63と全国・京都府に比べ高い値となっていますが、1988年(昭和63年)～1992年(平成4年)の1.87に比べると、依然低い値となっています。



資料：人口動態総計（バイズ推定値）

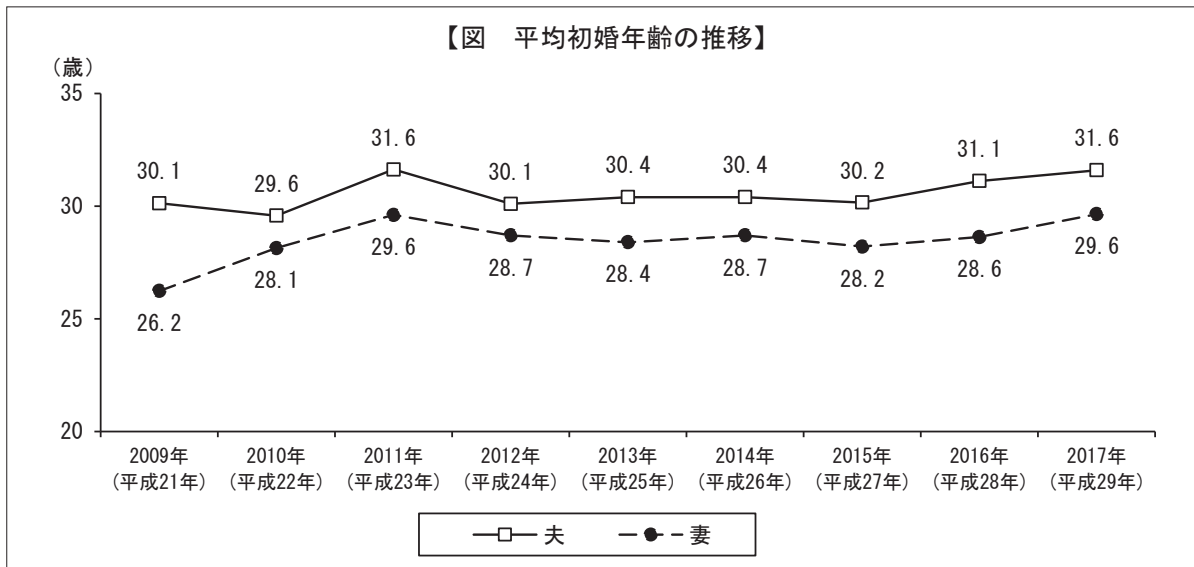
〔3〕 婚姻の動向

婚姻の動向をみると、婚姻件数は2017年度(平成29年度)で117件であり、近年全体として減少傾向がみられます。一方、離婚件数は、ほぼ横ばいで、2017年度(平成29年度)は48件となっています。



資料：あやべ統計書

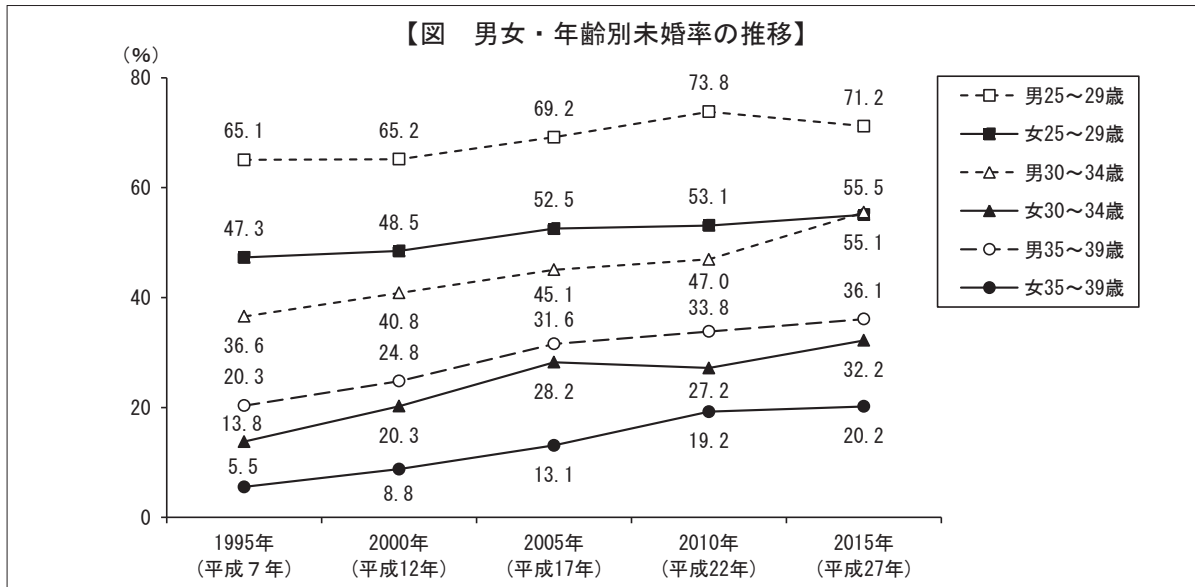
平均初婚年齢をみると、2017年(平成29年)は夫が31.6歳、妻が29.6歳となっています。夫・妻とも2011年(平成23年)までは少しずつ上昇傾向にありましたが、その後は、夫は30歳前後、妻は29歳前後で推移しています。



資料：京都府保健福祉統計

男女別の未婚率をみると、男女ともいずれの年齢も未婚率は年々増加傾向にあります
が、男性の25～29歳のみ2010年(平成22年)に比べてやや減少しています。

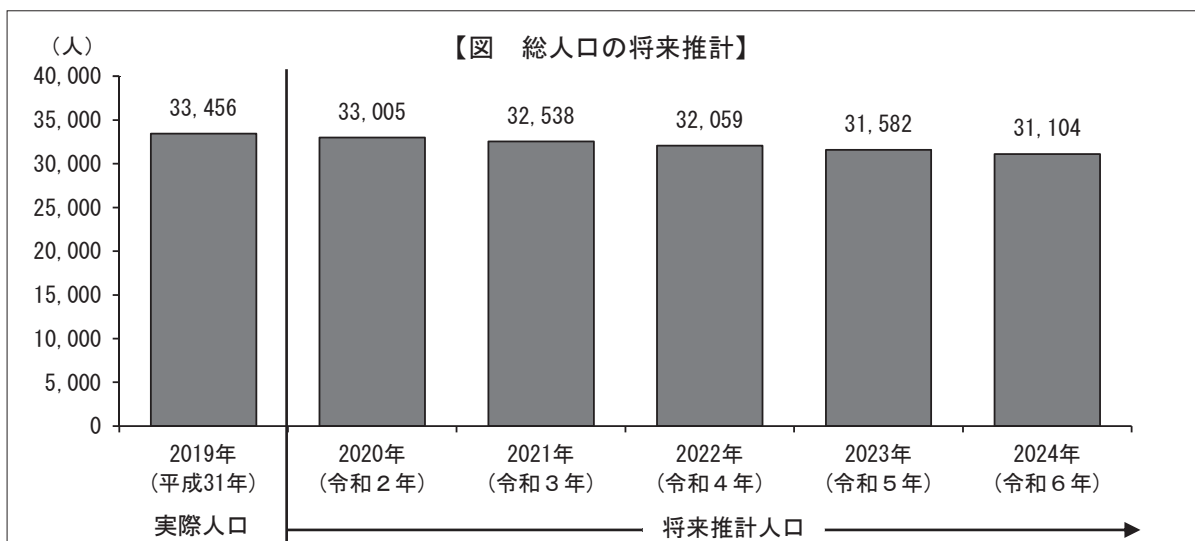
1995年(平成7年)と比べると、女性の30～34歳で2.3倍、同じく35～39歳では3.6
倍となっており、特に女性の晩婚化が進んでいます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

〔4〕人口・児童数の将来予測

本市の将来の推計人口をみると、人口減少が進み、2024年(令和6年)は31,104人で、
2019年(平成31年)に比べ2,352人減少すると推計されます。また、少子化が進展して
いることから、就学前児童・小学校児童とも年々減少する見込みです。

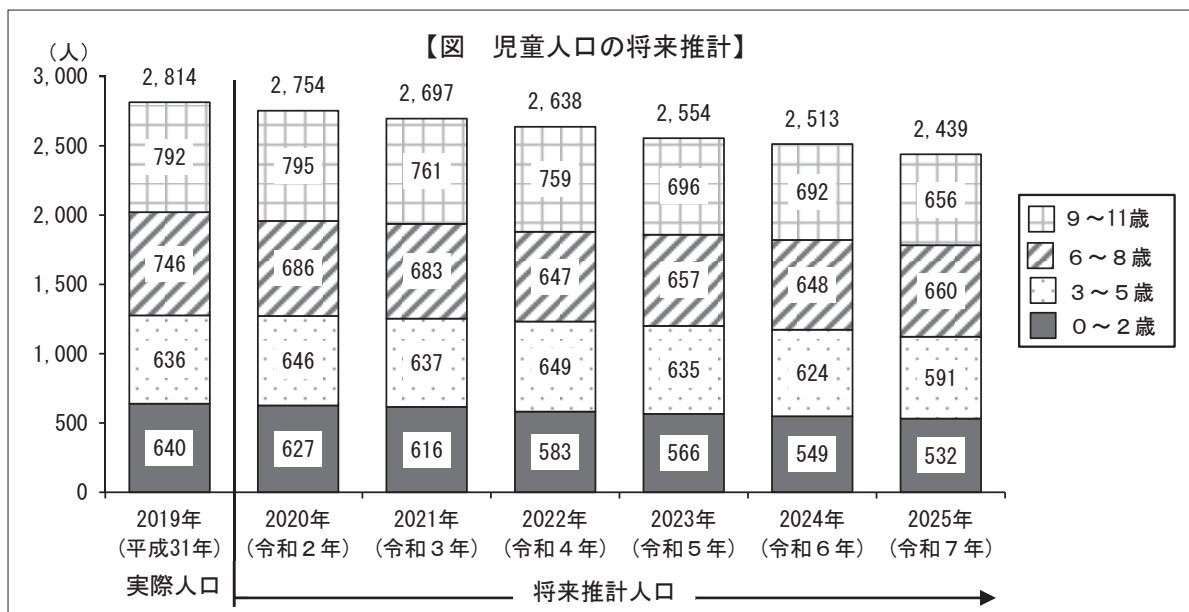


※実際人口は、2019年(平成31年)4月1日現在の住民基本台帳人口

(参考) 将来推計人口

本市の2020年(令和2年)以降の将来人口は、住民基本台帳人口を用いて、2015年(平成27年)～2019年(平成31年)の4月1日現在の人口を基準に、コーホート変化率法^(※)により推計しました。この方法で推計した人口の変化率で今後も推移するものと考え、2020年(令和2年)以降の将来人口を推計しました。

※コーホート変化率法…コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

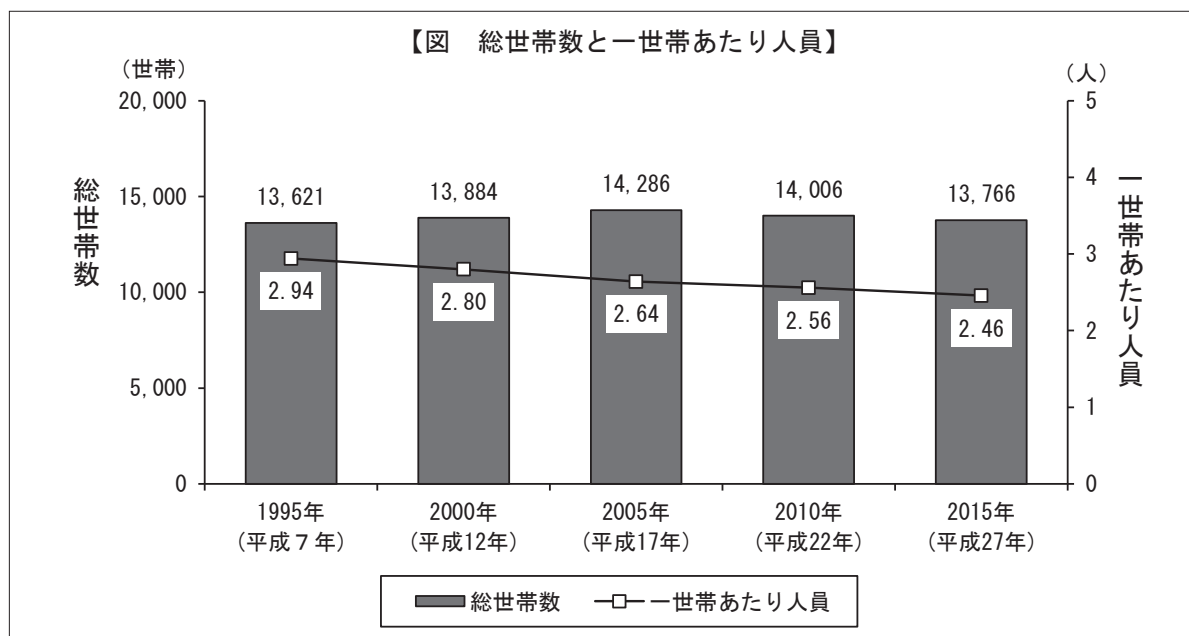


※実際人口は、2019年(平成31年)4月1日現在の住民基本台帳人口

2. 家族や地域の状況

〔1〕世帯の動向

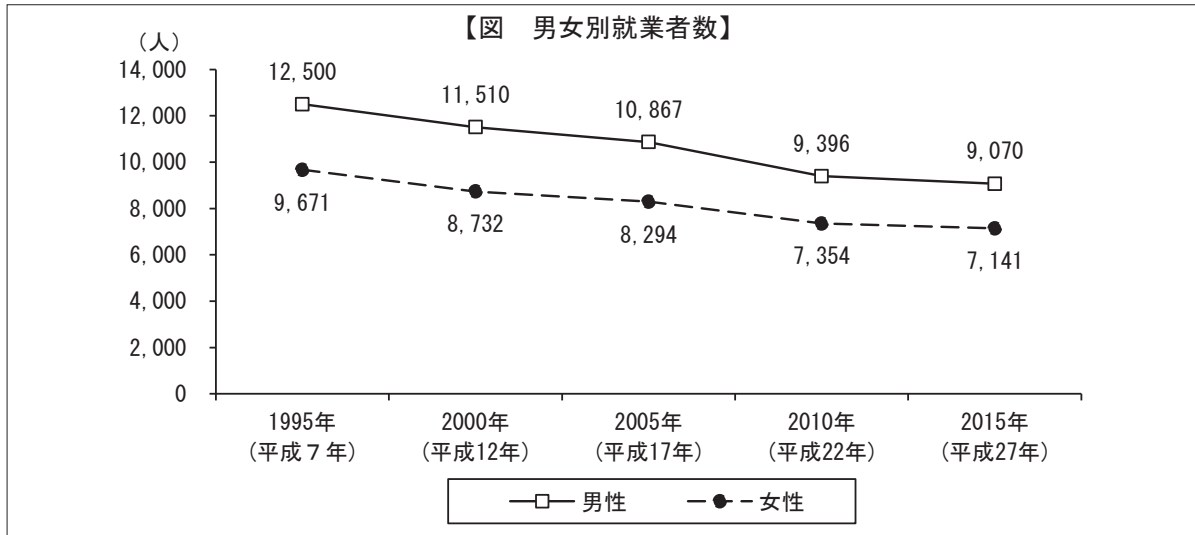
世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、世帯数はゆるやかな減少傾向であり、2015年(平成27年)で13,766世帯となっています。一世帯あたり人員数は1995年(平成7年)の2.94人から2015年(平成27年)の2.46人と年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

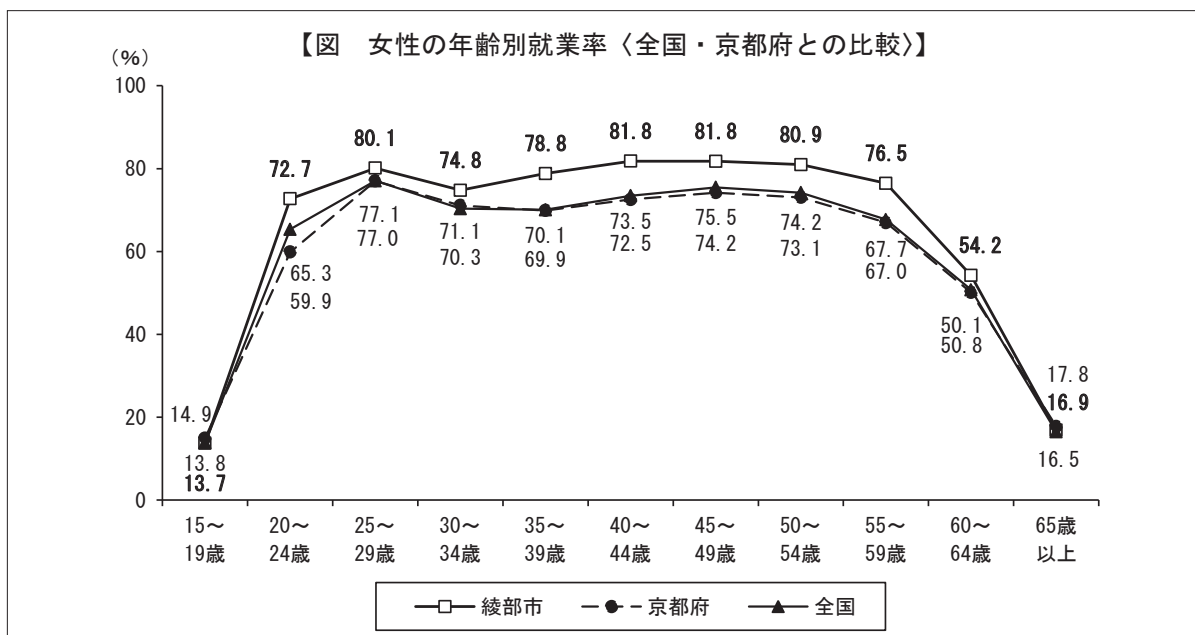
〔2〕就業状況

男女別の就業者数をみると、2015年(平成27年)では男性9,070人、女性7,141人となっており、男女とも減少傾向にあります。1995年(平成7年)と比較すると、男性は3,430人、女性は2,530人減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

女性の年齢別就業率をみると、25～29歳で80.1%と高く、その後結婚や子育て期に入ると減少し、子育てが落ち着く40～49歳に81.8%と再びピークとなるいわゆるM字型カーブを描いています。全国、京都府と比較すると、20歳以上64歳までのすべての年代で高い就業率となっています。



資料：国勢調査（2015年(平成27年)10月1日現在）

※労働力状態不詳を除いた割合

3. アンケート調査結果でみる子育て世帯の状況やニーズ

ニーズ調査の概要と主な調査結果は次のとおりです。

- 調査区域 綾部市全域
- 調査対象者 市内在住の0歳～小学校6年生までの子どもがいる世帯
- 調査対象者数 1,853 世帯（全数）
- 調査方法 郵送による無記名アンケート
- 調査時期 2019年(平成31年)3月14日（木）～3月25日（月）

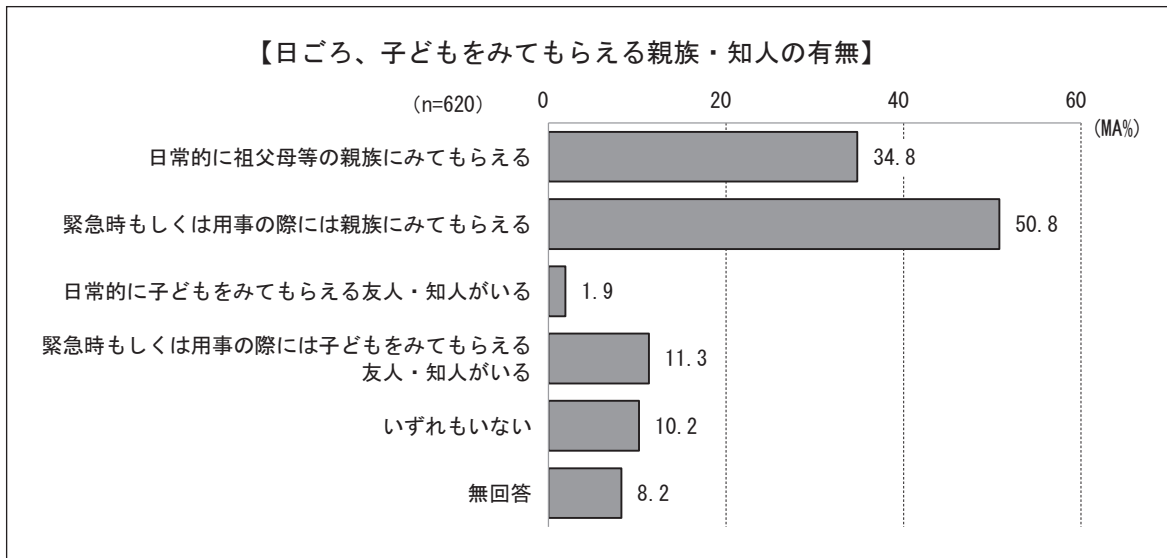
【回収結果】

発送数	有効回答数	有効回答率
1,853 件	620 件	33.5%

- (1) 図表中のn（Number of case）は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率（%）は回答者数（n）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の回答者に複数の回答を求める設問では、回答比率（%）の計は100.0%を超える。
- (3) 図表中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。
- MA%（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

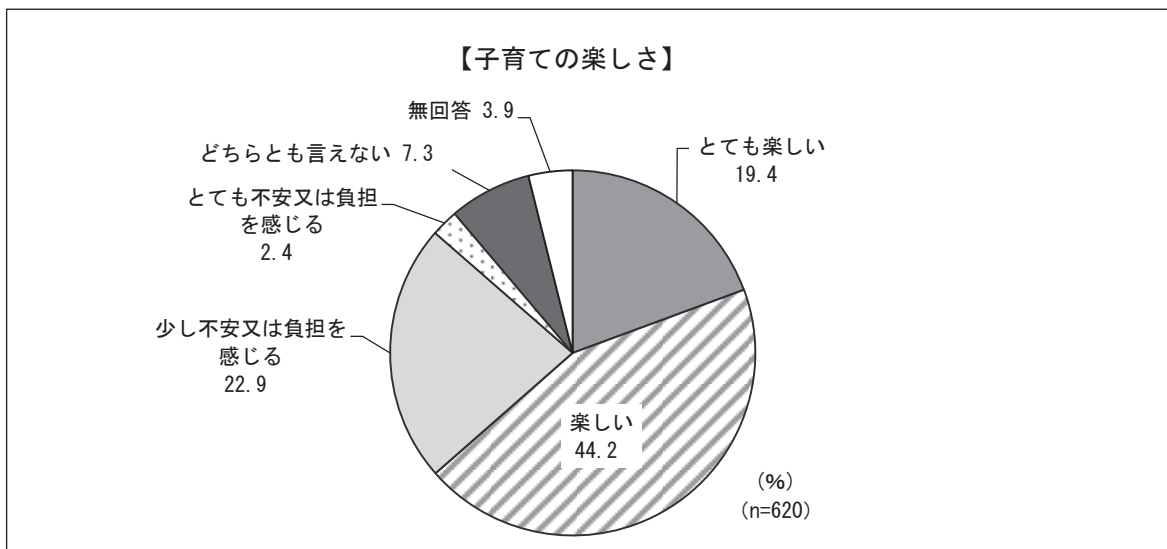
〔1〕日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には親族にみてもらえる」が50.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.8%に対し、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は11.3%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は1.9%となっています。一方、「いずれもない」が約1割（10.2%）みられます。



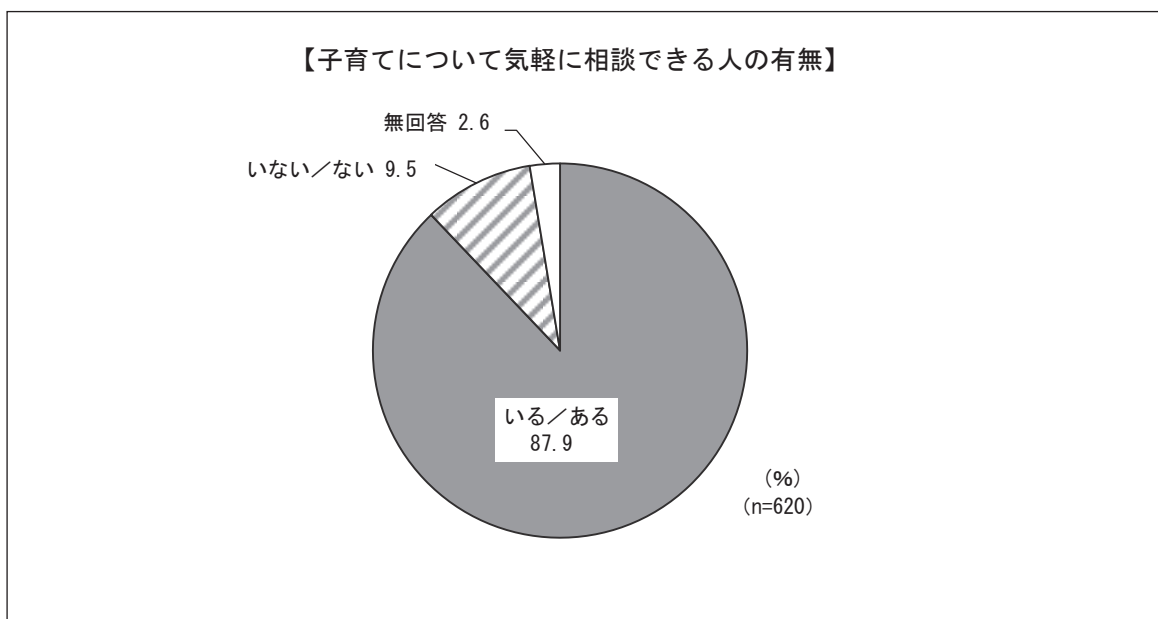
〔2〕子育ての楽しさ

子育ての楽しさについては、「楽しい」が44.2%で最も多く、「とても楽しい」（19.4%）をあわせた『楽しい』は63.6%となっています。一方、「少し不安又は負担を感じる」（22.9%）と「とても不安又は負担を感じる」（2.4%）をあわせた『不安又は負担を感じる』は25.3%となっています。



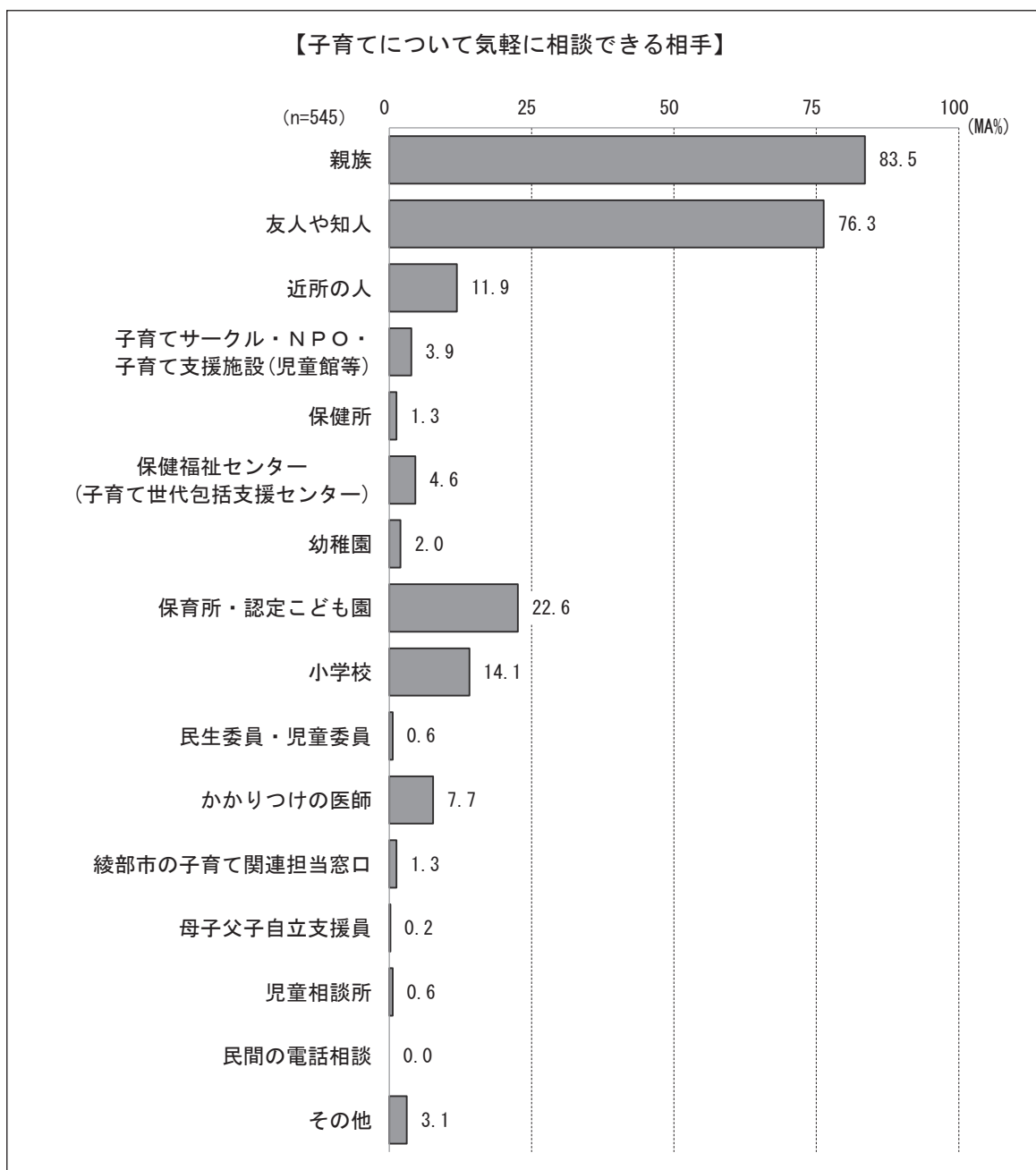
〔3〕子育てについて気軽に相談できる人の有無

子育てについて気軽に相談できる人の有無については、「いる／ある」が87.9%に対し、「いない／ない」が9.5%となっています。



〔4〕子育てについて気軽に相談できる相手

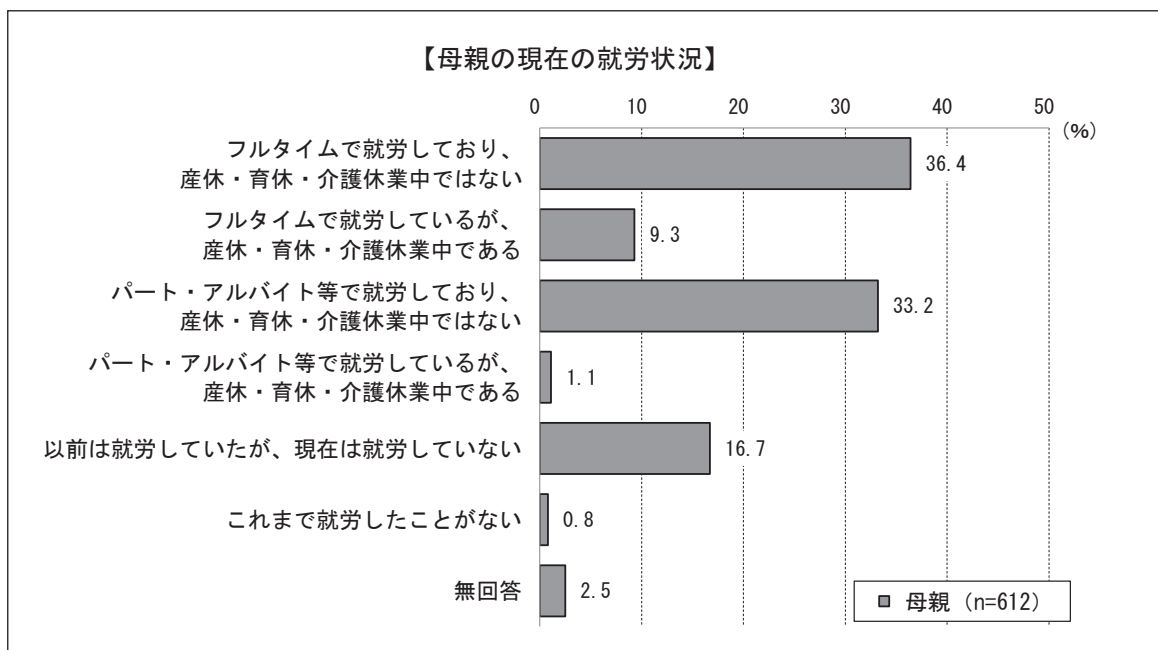
子育てについて気軽に相談できる人がいると回答した人に、その相手についてたずねると、「親族」が83.5%、「友人や知人」が76.3%と高くなっており、「保育所・認定こども園」が22.6%、「小学校」が14.1%となっています。



〔5〕子育て中の母親の就労状況

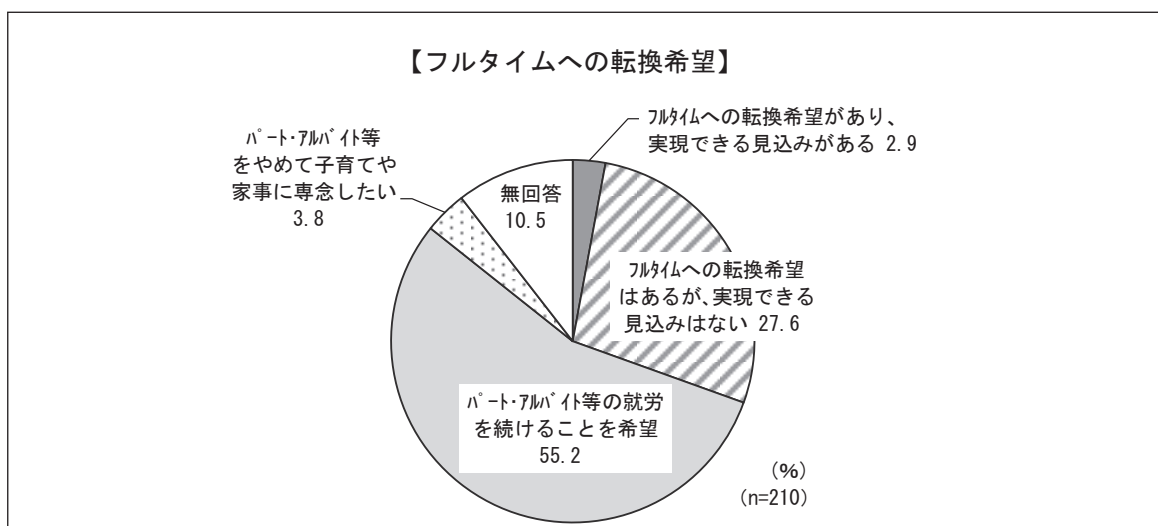
① 現在の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.2%となっており、就労している人は80.0%となっています。



② フルタイムへの転換希望

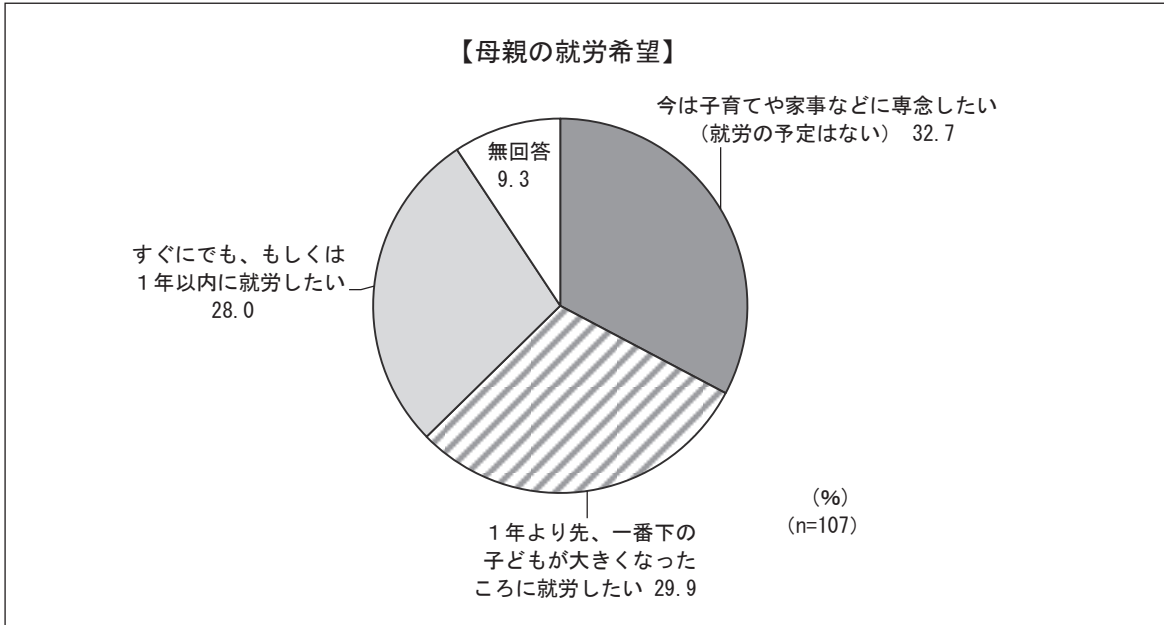
パート・アルバイト等で就労していると回答した人に、フルタイムへの転換希望についてたずねると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が55.2%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が27.6%となっています。



③ 就労希望

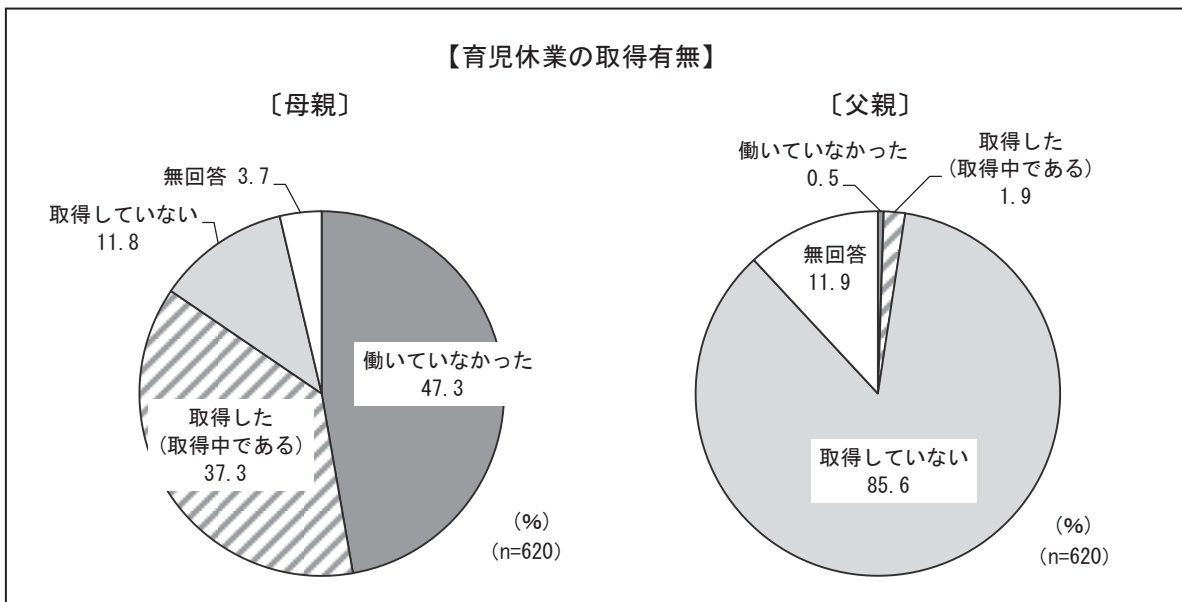
現在就労していないと回答した人に、就労希望等についてたずねました。

母親の就労希望については、「今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が32.7%で最も多く、次いで、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」が29.9%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.0%となっています。



〔6〕 育児休業の取得

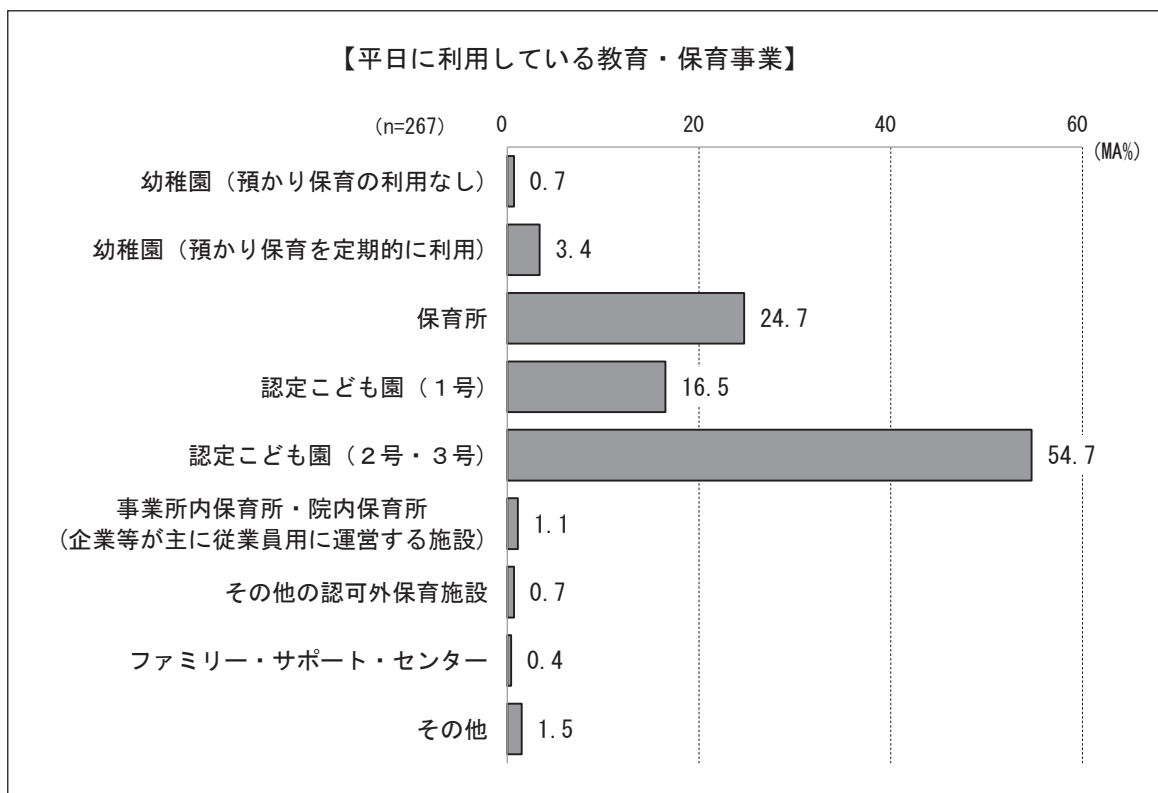
一番下の子どもが生まれた時の育児休業の取得については、母親は、「働いていなかった」が47.3%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が37.3%となっています。父親は、「取得していない」が85.6%となっています。



〔7〕就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用状況

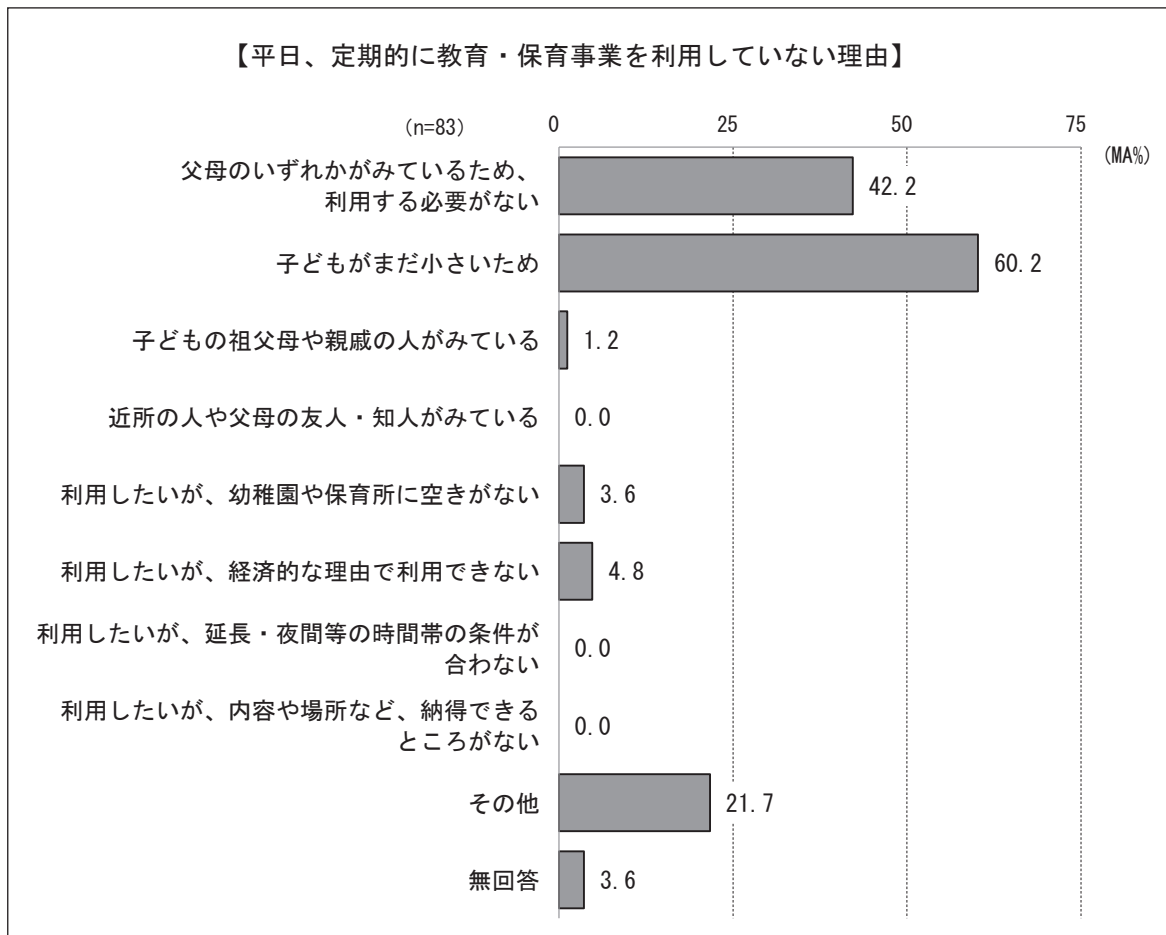
① 平日に利用している教育・保育の事業

定期的な教育・保育を利用していると回答した人に、利用している事業についてたずねると、「認定こども園（2号・3号）」が54.7%で最も多く、次いで「保育所」が24.7%、「認定こども園（1号）」が16.5%、「幼稚園（預かり保育を定期的にご利用）」が3.4%となっています。



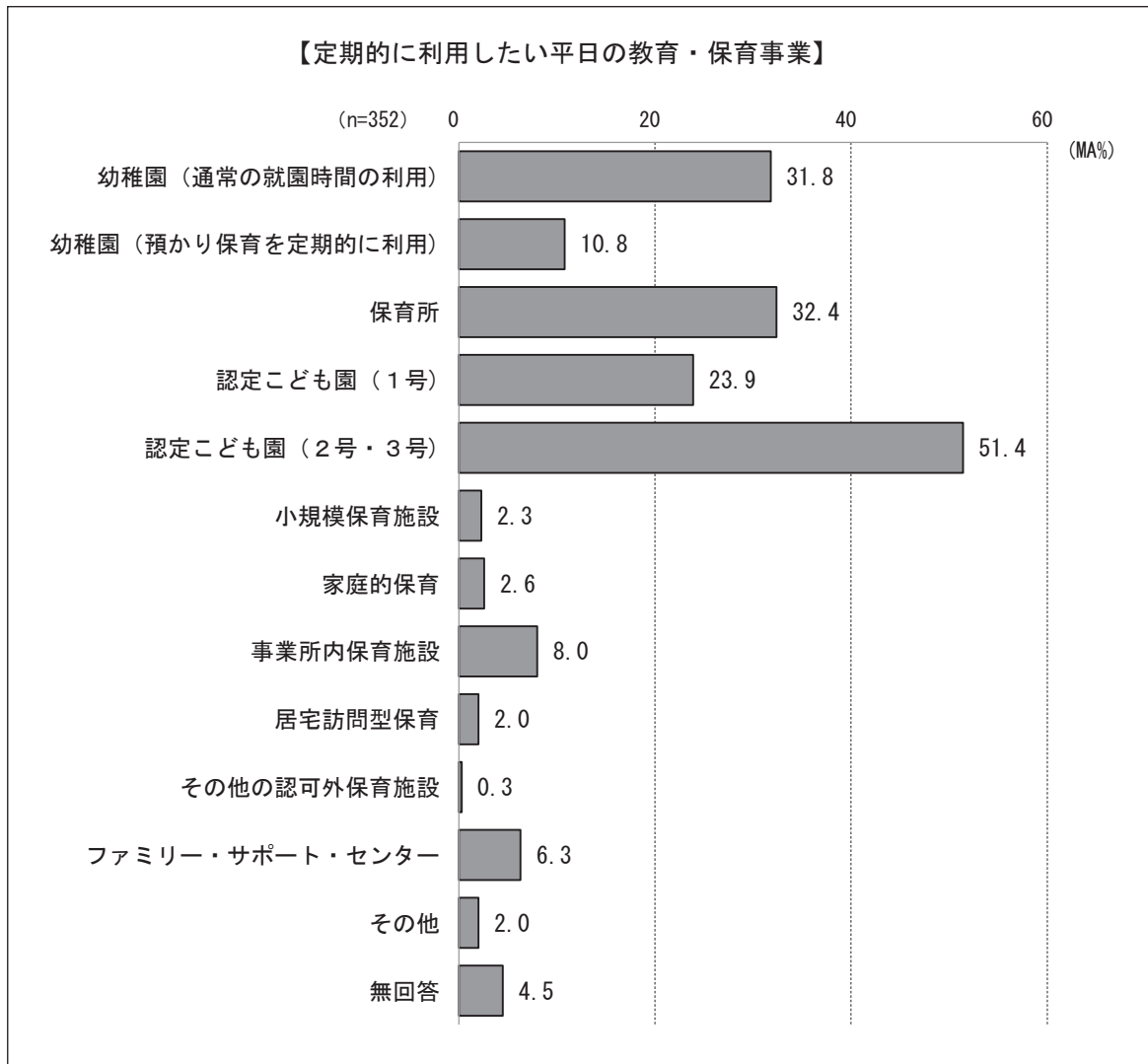
② 平日、定期的に教育・保育事業を利用していない理由

平日、定期的に教育・保育事業を利用していないと回答した人に、その理由についてたずねると、「子どもがまだ小さいため」が60.2%で最も多く、次いで「父母のいずれかがみているため、利用する必要がない」が42.2%となっています。



③ 定期的に利用したい平日の教育・保育事業

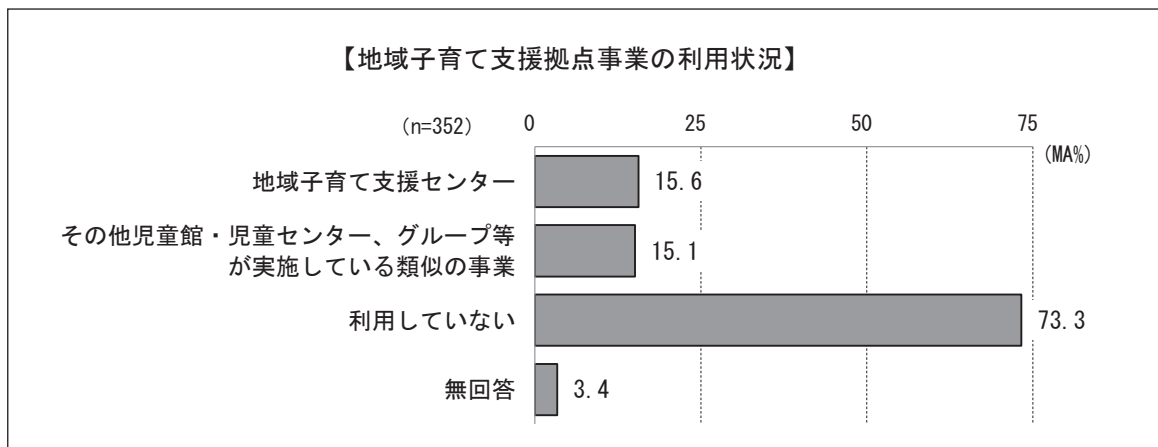
現在、利用しているしていないにかかわらず、平日の教育・保育事業の利用希望についてたずねたところ、利用したい教育・保育事業については、「認定こども園（2号・3号）」が51.4%で最も高く、次いで「保育所」が32.4%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が31.8%、「認定こども園（1号）」が23.9%となっています。



〔8〕就学前児童の地域の子育て支援事業の利用状況、利用希望

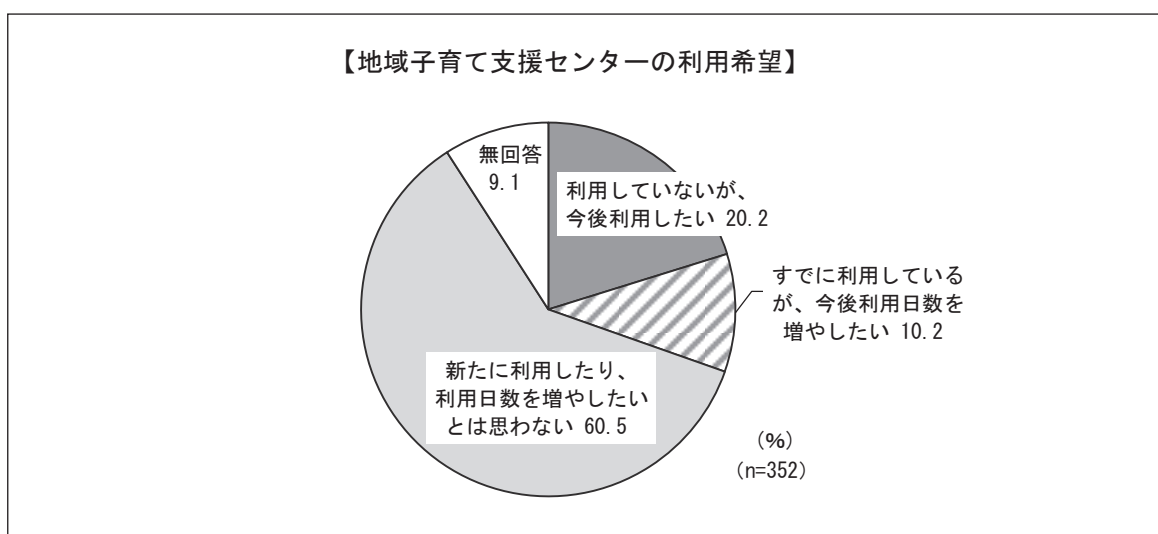
① 地域の子育て支援センターの利用状況

地域の子育て支援センターを利用している人は2割台（23.3%）となっており、「地域子育て支援センター」が15.6%、「その他児童館・児童センター、グループ等が実施している類似の事業」が15.1%となっています。



② 地域子育て支援センターの利用希望

地域子育て支援センターの利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が20.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.2%となっています。

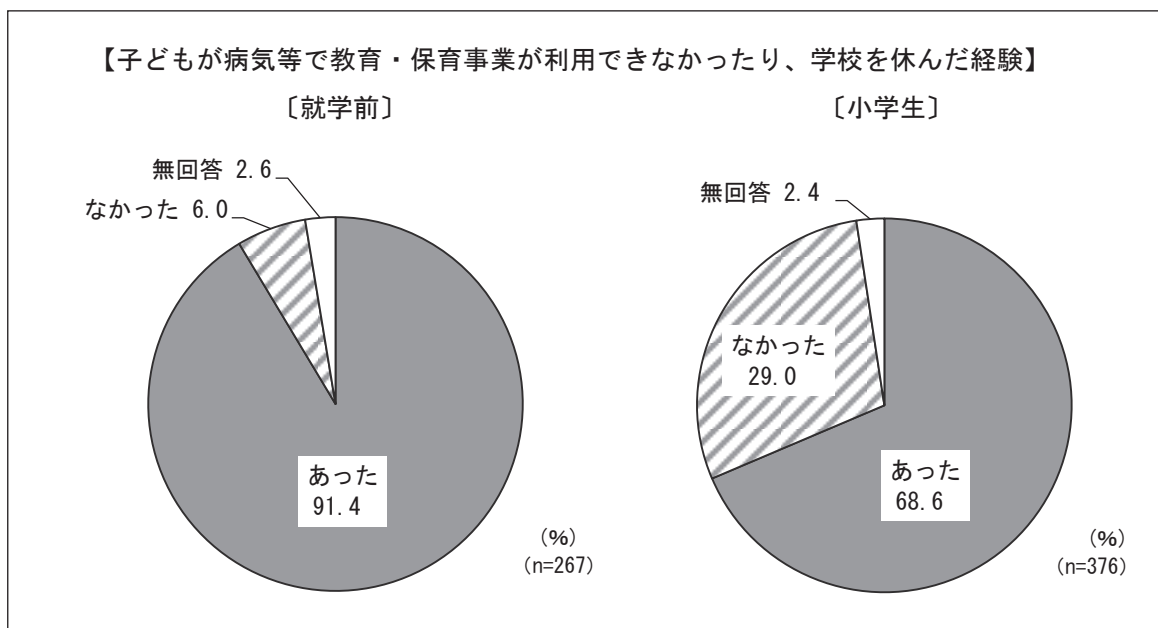


〔9〕子どもが病気の際の対応

① 子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかったり、学校を休んだ経験

就学前児童のここ1年間に、子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった経験については、「あった」が91.4%に対し、「なかった」が6.0%となっています。

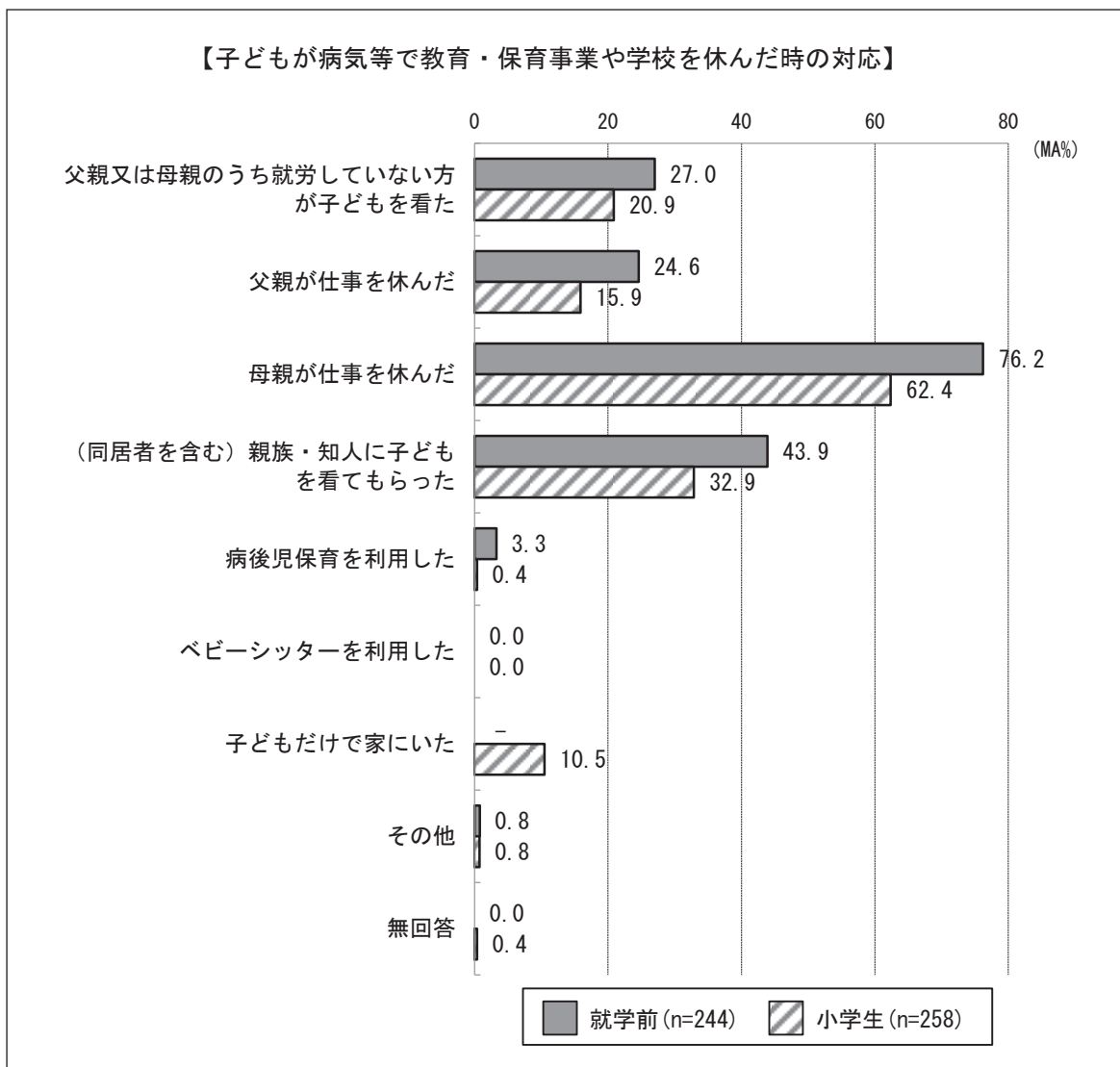
この1年間に小学生の子どもが病気やケガで学校を休んだことについては、「あった」が68.6%に対し、「なかった」が29.0%となっています。



② 子どもが病気等で教育・保育事業や学校を休んだ時の対応

子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかったり、学校を休んだりした経験があったと回答した人に、その際の対応についてたずねると、就学前児童は、「母親が仕事を休んだ」が76.2%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを見てもらった」が43.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た」が27.0%となっています。

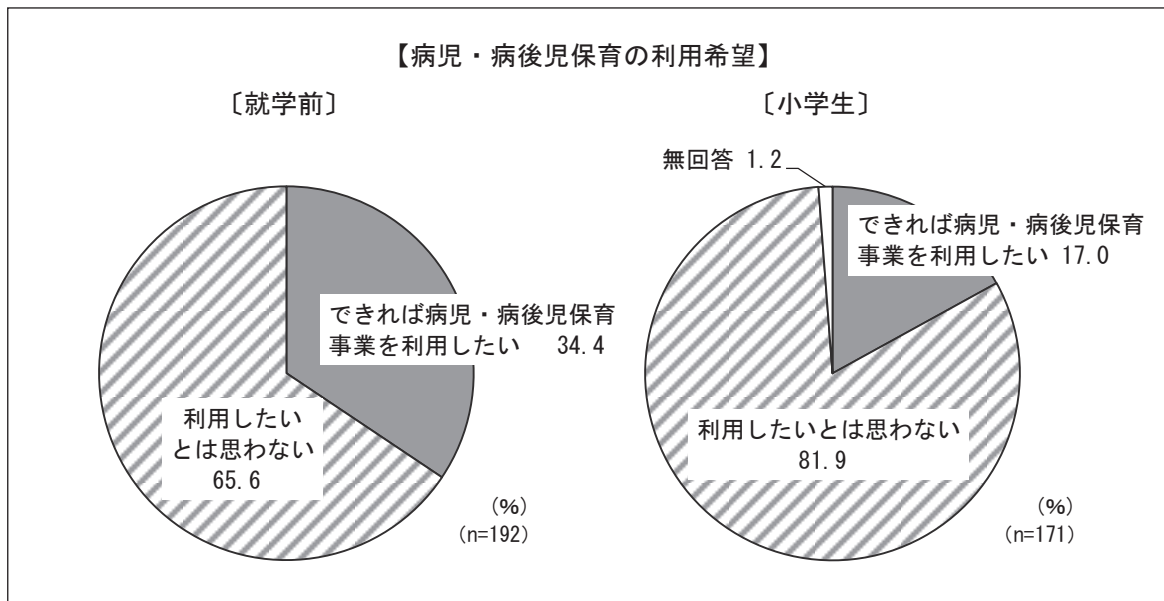
小学生は、「母親が仕事を休んだ」が62.4%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを見てもらった」が32.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た」が20.9%となっています。



③ 病児・病後児保育の利用希望

子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった、または学校を休んだ場合に、母親もしくは父親が休んだと回答した人に、病児・病後児保育の利用希望についてたずねると、就学前児童は、「利用したいとは思わない」が65.6%に対し、「できれば病児・病後児保育事業を利用したいと思う」が34.4%となっています。

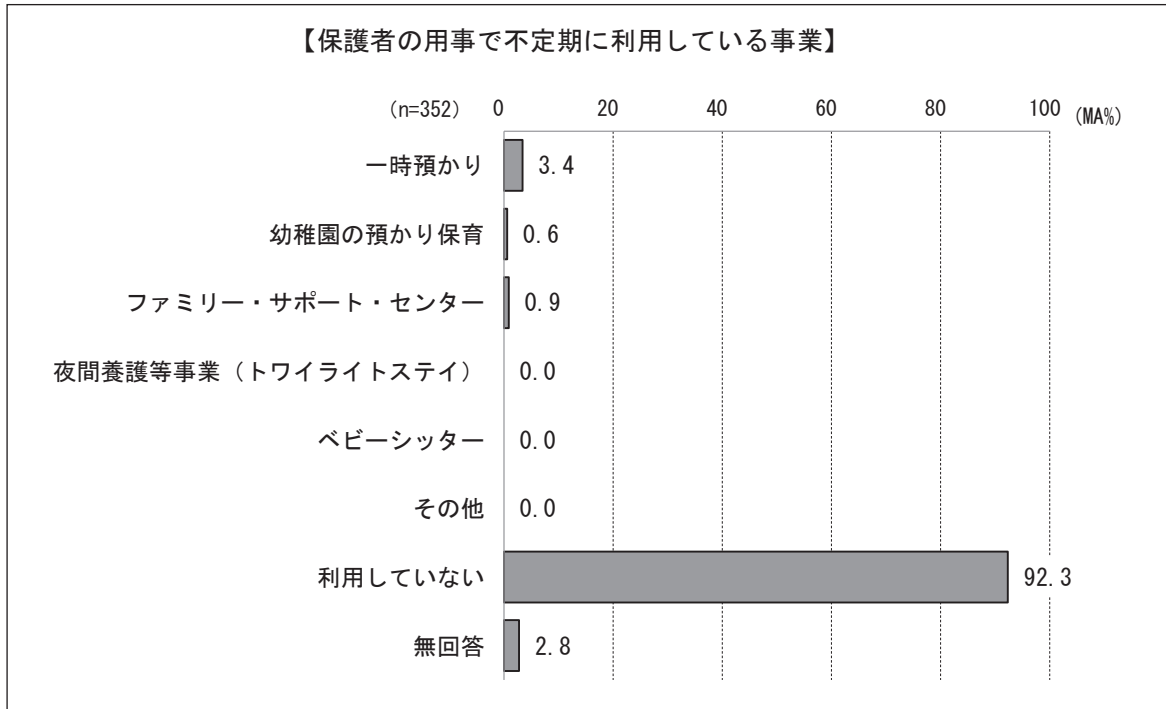
小学生は、「利用したいとは思わない」が81.9%に対し、「できれば病児・病後児保育事業を利用したい」が17.0%となっています。



〔10〕 一時預かり

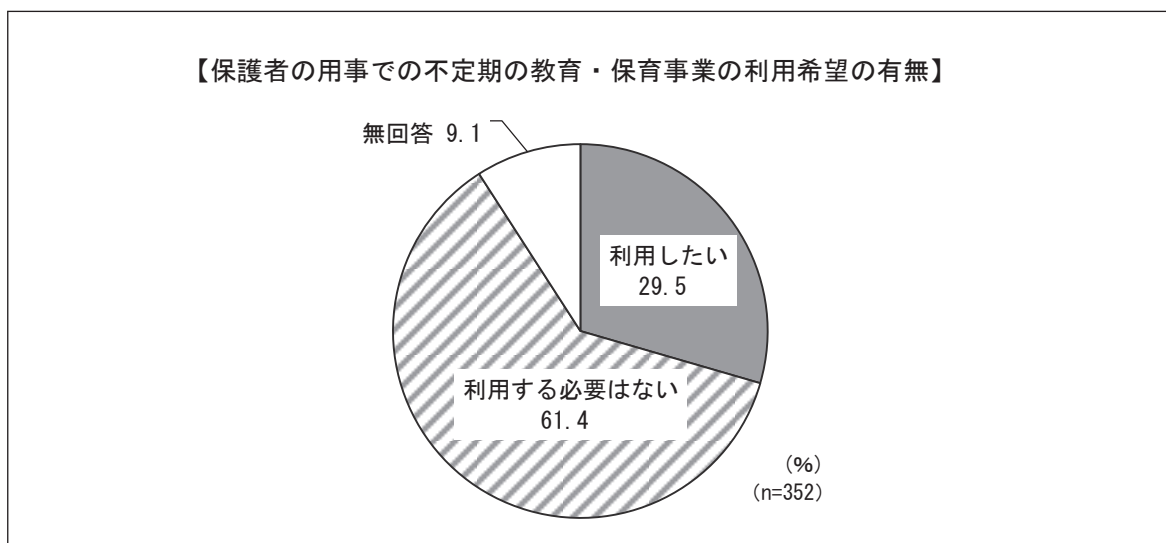
① 保護者の用事で不定期に利用している事業

この1年間に、保護者の用事で不定期に利用している事業については、「利用していない」が92.3%で最も多いが、利用している事業では「一時預かり」が3.4%で最も多くなっています。

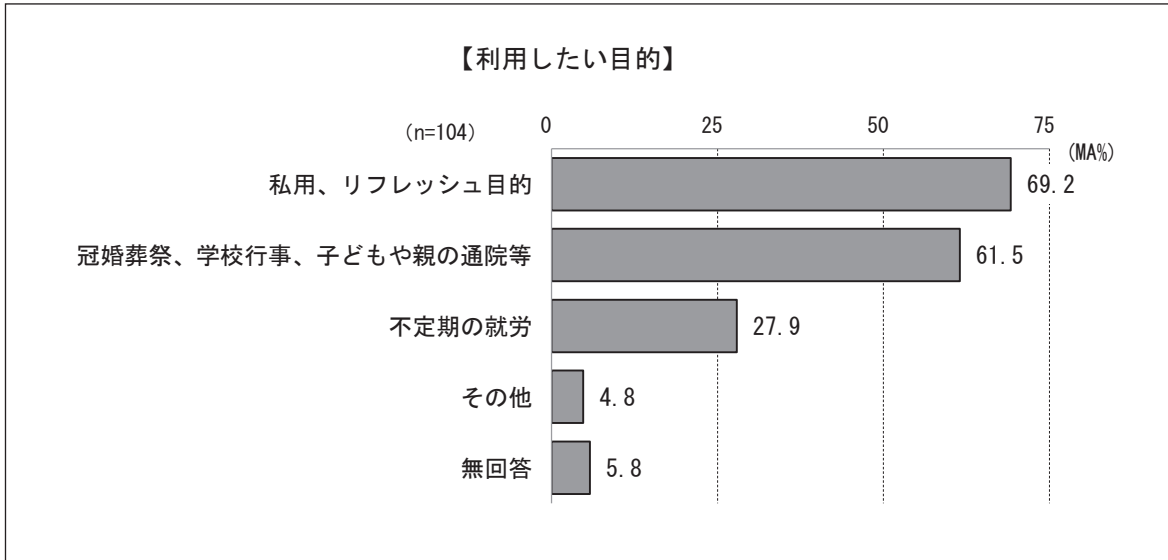


② 保護者の用事で不定期の教育・保育事業の利用希望とその目的

保護者の用事で不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」が29.5%に対し、「利用する必要はない」が61.4%となっています。

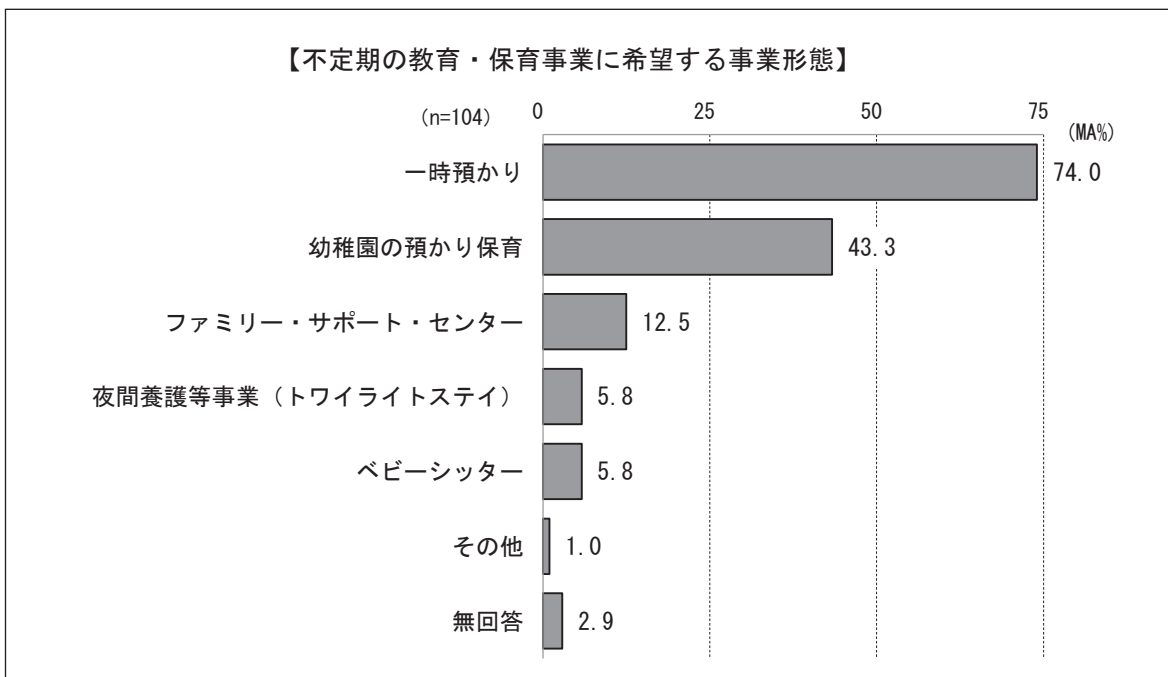


利用したい目的については、「私用、リフレッシュ目的」が69.2%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が61.5%、「不定期の就労」が27.9%となっています。



③ 不定期の教育・保育事業に希望する事業形態

保護者の用事での不定期の教育・保育事業を利用したいと回答した人に、希望する事業形態についてたずねると、「一時預かり」が74.0%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が43.3%、「ファミリー・サポート・センター」が12.5%となっています。

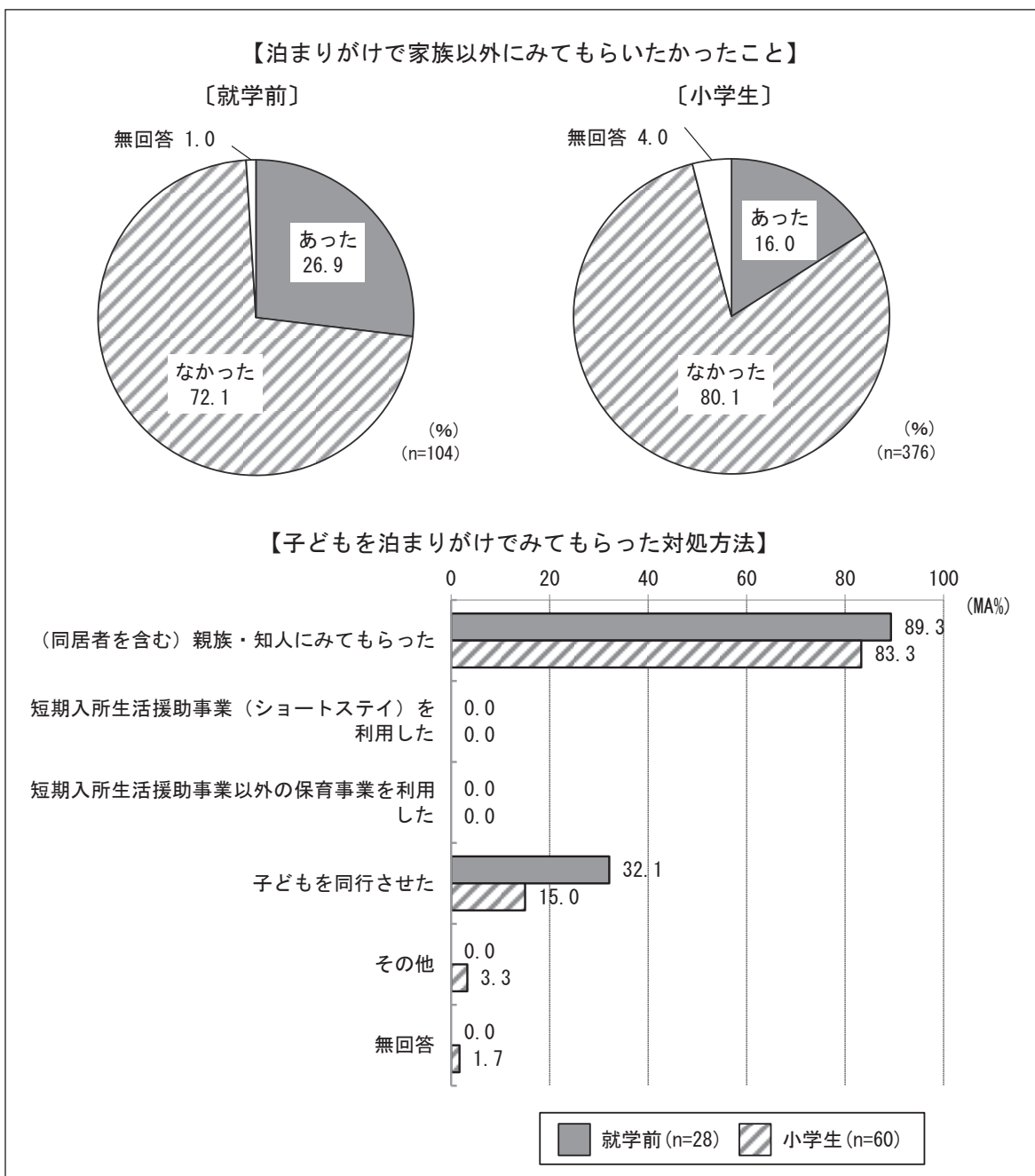


〔11〕子育て短期支援事業

① 泊まりがけで家族以外にみてもらいたかったこと

この1年間に泊まりがけで家族以外にみてもらいたかったことについては、就学前児童では「あった」が26.9%に対し、「なかった」が72.1%となっています。小学生児童では「あった」が16.0%に対し、「なかった」が80.1%となっています。

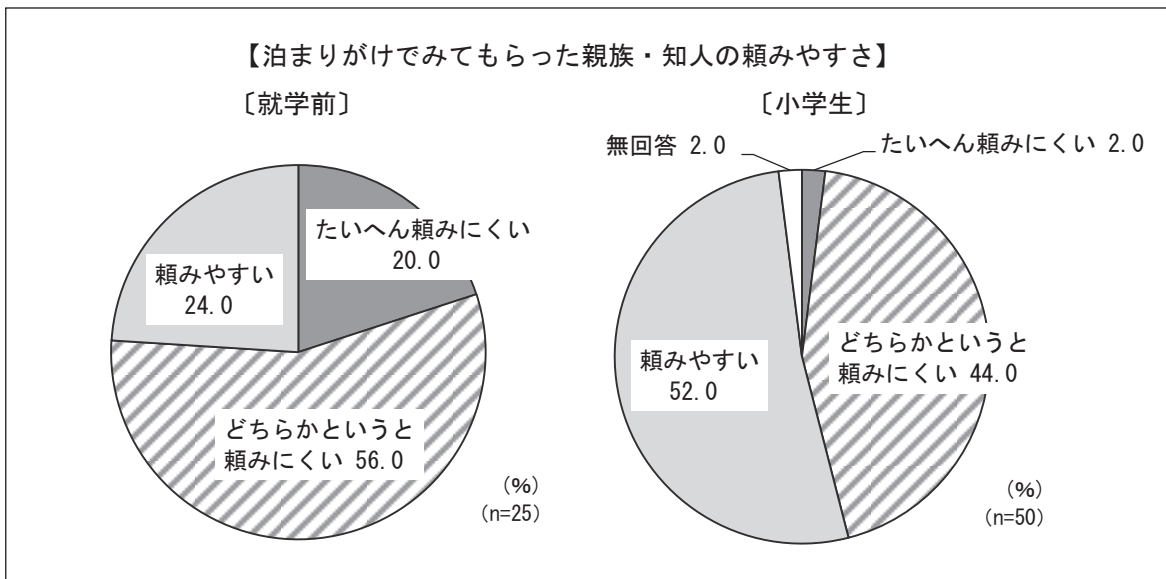
泊まりがけで家族以外にみてもらいたかったことがあったと回答した人に、その際の対処方法についてたずねると、就学前・小学生児童とも「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(就学前89.3%、小学生83.3%)が最も多く、次いで「子どもを同行させた」(就学前32.1%、小学生15.0%)となっています。



② 泊まりがけでみてもらった親族・知人の頼みやすさ

この1年間に泊まりがけで家族以外にみてもらった際に、(同居者を含む)親族・知人にみてもらったと回答した人に、その場合の頼みやすさについてたずねると、就学前児童は、「どちらかというと頼みにくい」が56.0%で最も多く、次いで「頼みやすい」が24.0%であり、「大変頼みにくい」と「どちらかというと頼みにくい」をあわせた『頼みにくい』は76.0%となっています。

小学生は、「頼みやすい」が52.0%で最も多く、次いで「どちらかというと頼みにくい」が44.0%、「大変頼みにくい」が2.0%であり、「大変頼みにくい」と「どちらかというと頼みにくい」をあわせた『頼みにくい』は46.0%となっています。

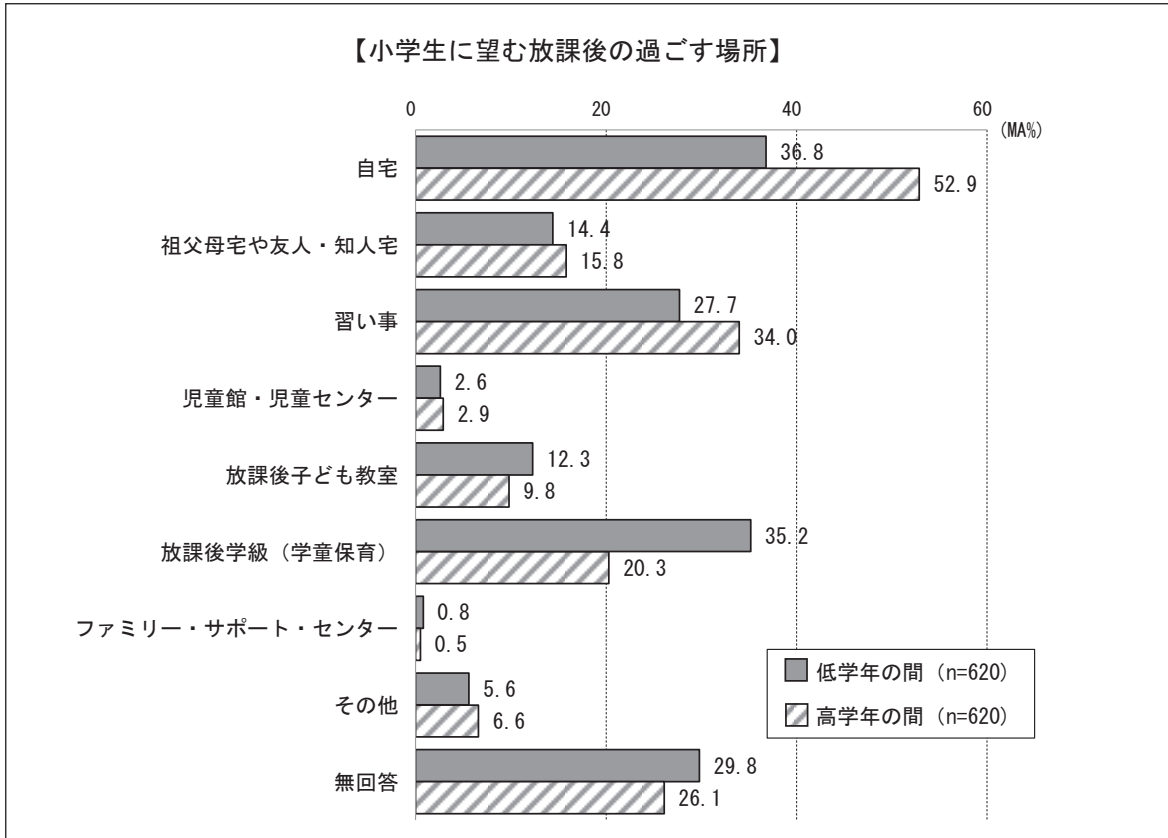


〔12〕 放課後学級（学童保育）

① 小学生の間の放課後を過ごす場所

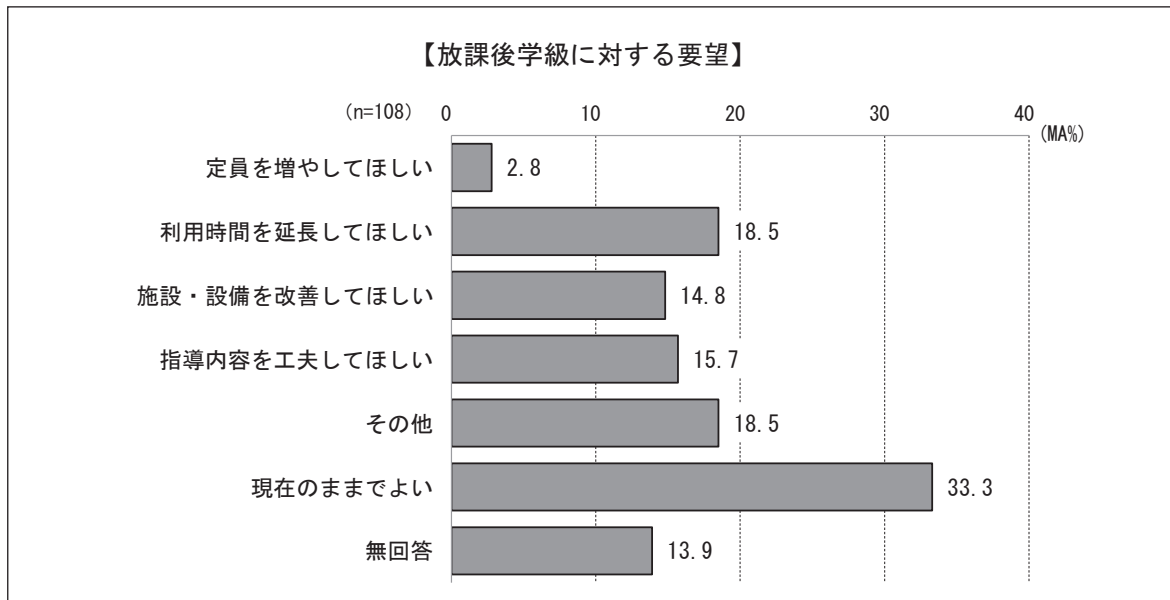
小学生に望む放課後の過ごす場所については、小学校低学年（1～3年生）の間では、「自宅」が36.8%と最も多く、次いで「放課後学級（学童保育）」が35.2%、「習い事」が27.7%となっています。

一方、小学校高学年（4～6年生）の間では、「自宅」が52.9%と最も多く、次いで「習い事」が34.0%、「放課後学級（学童保育）」が20.3%となっています。



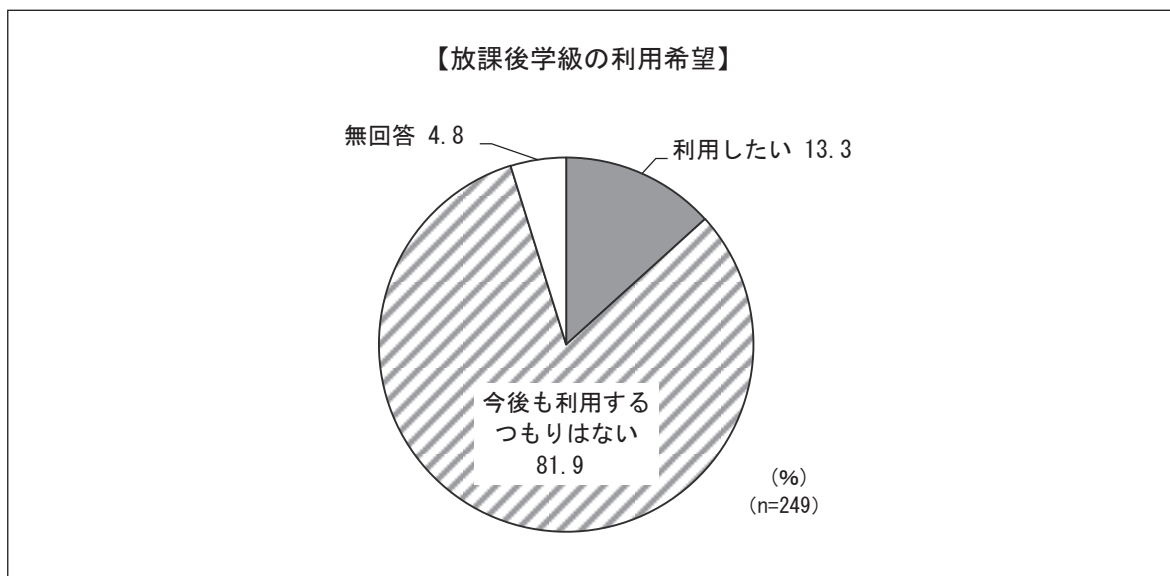
② 放課後学級に対する要望

放課後学級を利用している人の要望としては、「現状のままでよい」が33.3%となっています。いずれかの要望がある人では、「利用時間を延長してほしい」が18.5%と多くなっています。



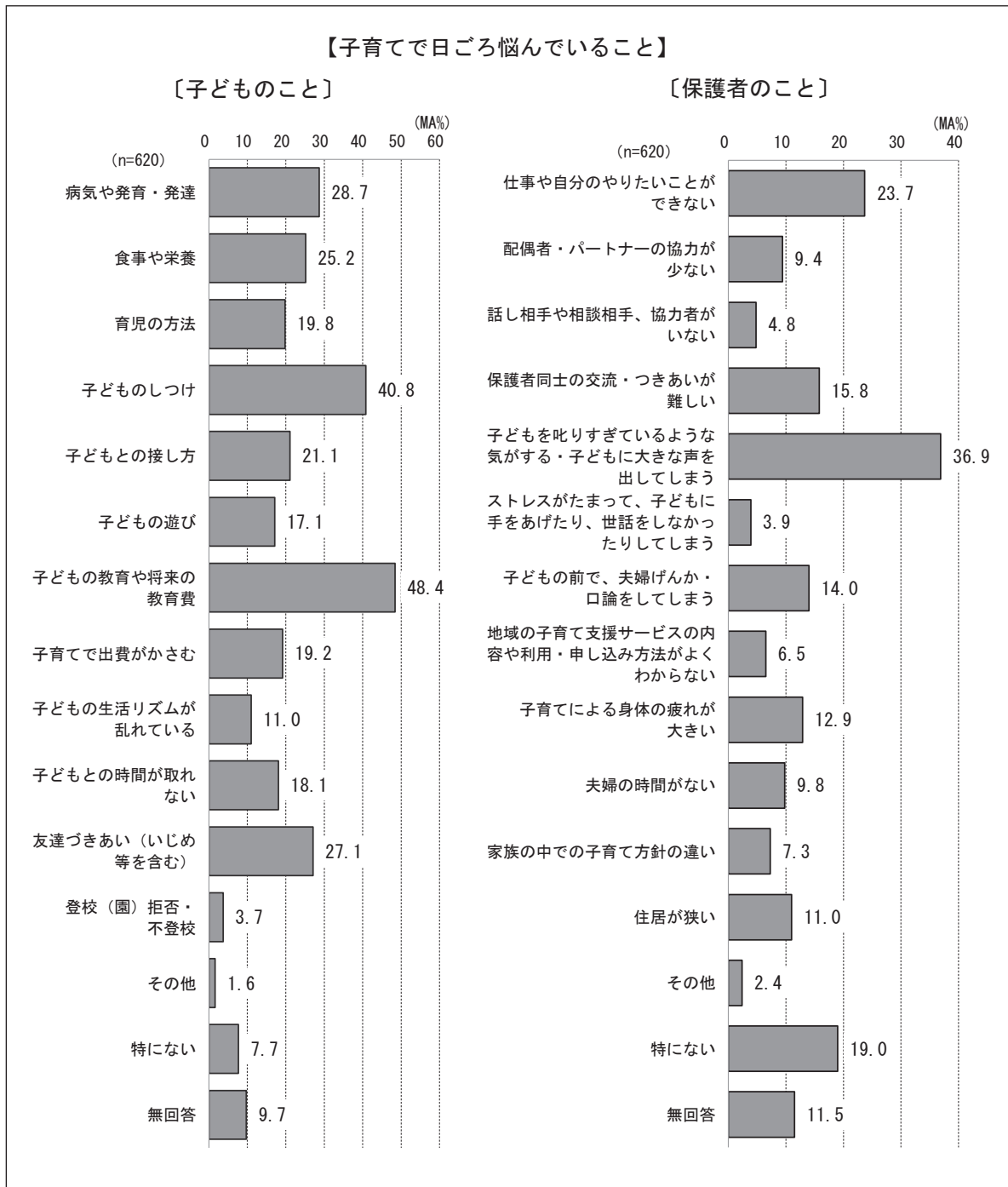
③ 放課後学級の利用希望

放課後学級を利用していない人のうち、今後「利用したい」と考える人は1割台（13.3%）となっています。



〔13〕 子育てで日ごろ悩んでいること

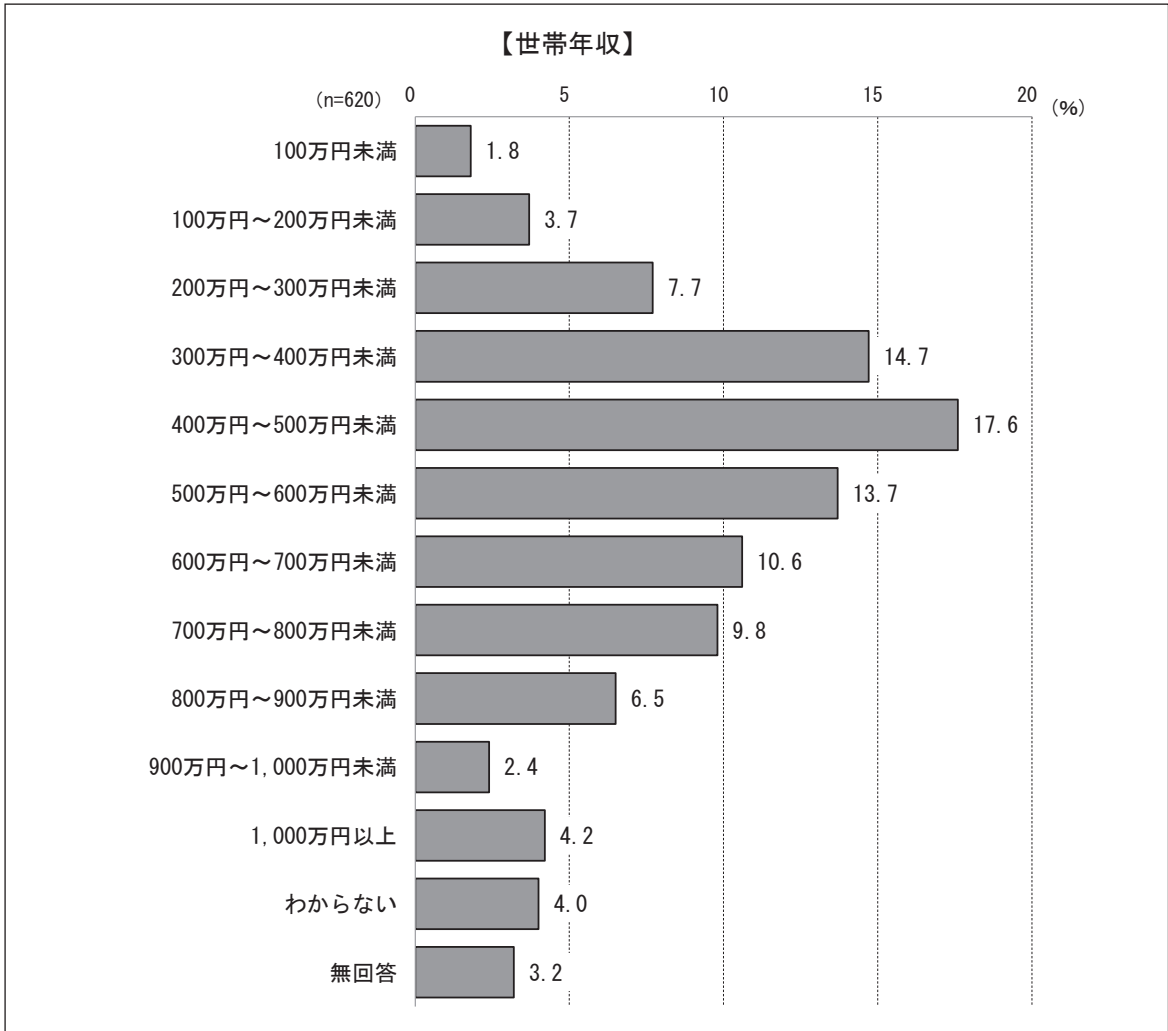
子育てで日ごろ悩んでいることについては、子どものことでは「子どもの教育や将来の教育費」が48.4%と最も多く、次いで「子どものしつけ」が40.8%、「病気や発育・発達」が28.7%、「友達づきあい（いじめ等を含む）」が27.1%、「食事や栄養」が25.2%となっています。保護者のことについては、「子どもを叱りすぎているような気がする・子どもに大きな声を出してしまう」が36.9%と最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が23.7%、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」が15.8%、「子どもの前で、夫婦げんか・口論をしてしまう」が14.0%となっています。



〔14〕世帯の経済状況

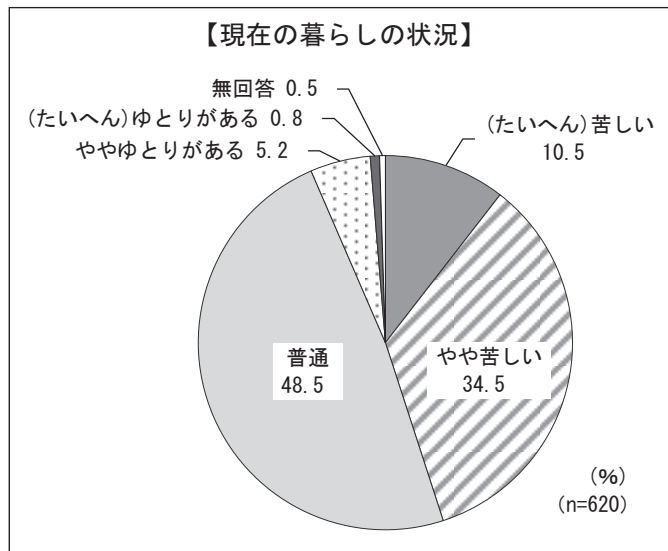
① 世帯年収

回答世帯の世帯年収は「400～500万円」が17.6%で最も多くなっています。400万円未満は27.9%、300万円未満は13.2%となっています。



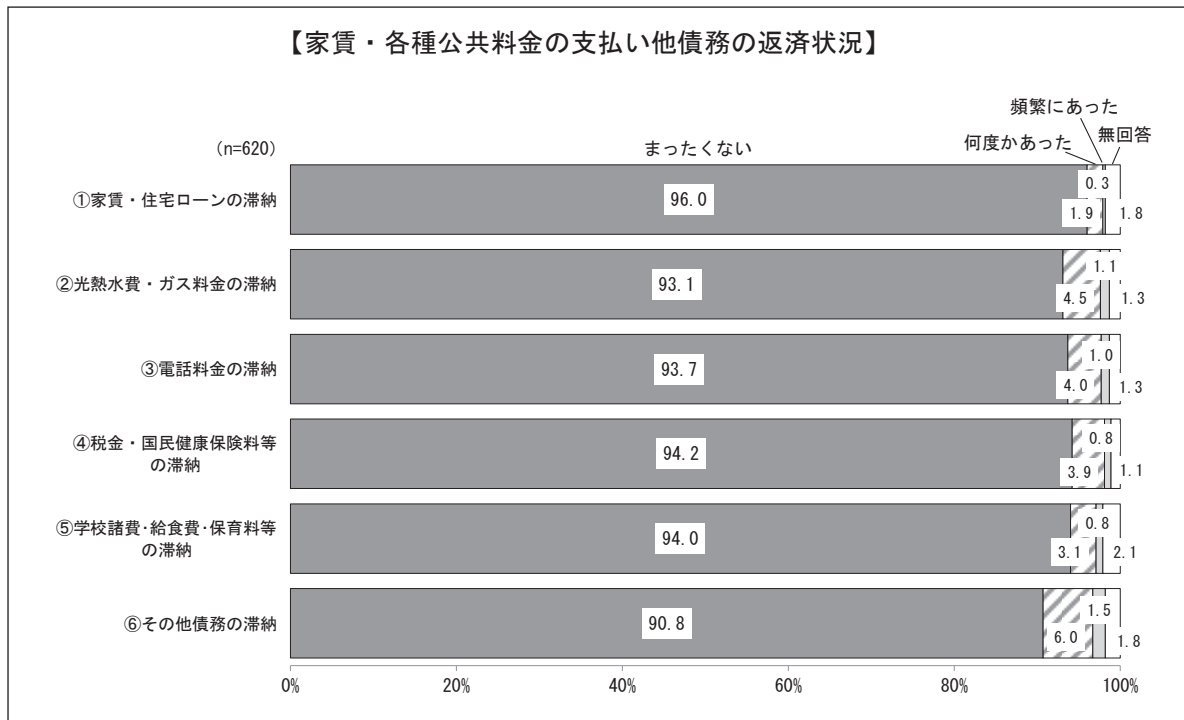
② 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「普通」が48.5%と最も多く、苦しい割合（「(たいへん) 苦しい」「やや苦しい」の計）は45.0%となっています。



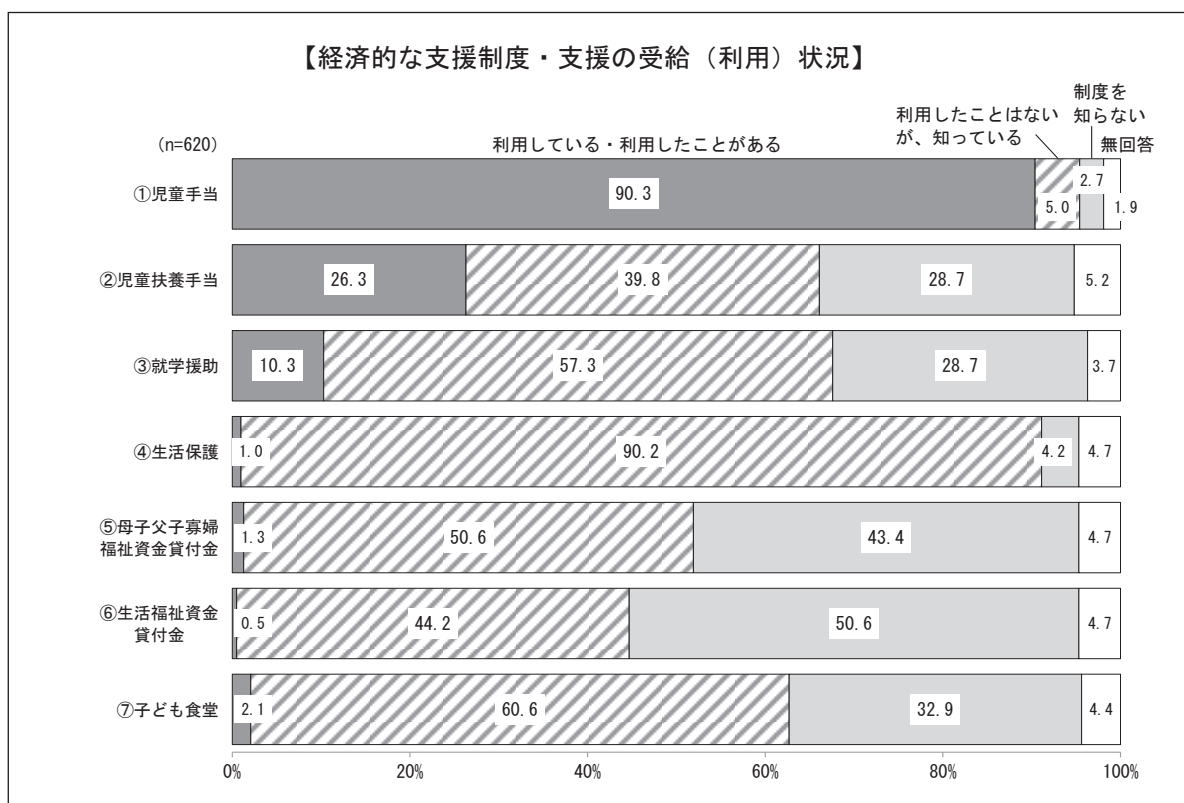
③ 家賃・各種公共料金の支払い他債務の返済状況

経済的な理由で滞納があったという割合（「何度かあった」「頻繁にあった」の計）はいずれも1割未満となっています。



④ 経済的な支援制度・支援の受給（利用）状況

「制度を知らない」は、『⑥生活福祉資金貸付金』が50.6%と最も高く、次いで『⑤母子父子寡婦福祉資金貸付金』（43.4%）、『⑦子ども食堂』（32.9%）となっています。



⑤ 等価可処分所得に基づく困窮度

ニーズ調査で得た「世帯年収」及び「世帯人員」の結果から、回答世帯の困窮度を次ページの計算方法に準じ算出しました。

その結果、本市における困窮度の分類基準となる等価可処分所得の中央値は、次のとおりです。

本市の所得額の中央値は259.8万円となっています。

■ 世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

【綾部市】

中央値以上	等価可処分所得最大値	
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)	259.8万円
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン	155.9万円
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン	129.9万円
	等価可処分所得最小値	

上記の分類基準により集計した困窮度別の人数と割合は下表のとおりとなっています。国の定める基準では、本市の相対的貧困率（この表では困窮度Ⅰ）は9.2%となっています。また、ひとり親世帯では、39.7%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

■ 等価可処分所得に基づく困窮度の分類

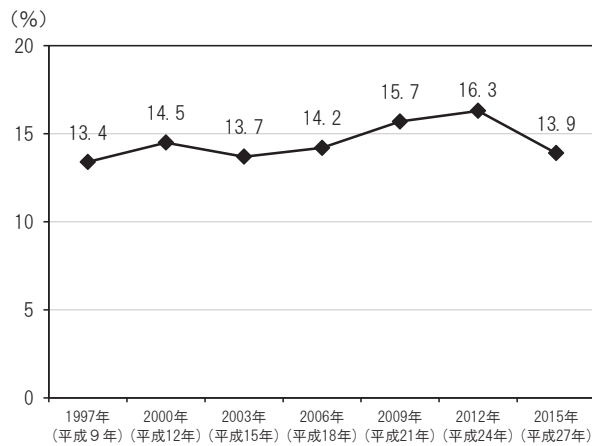
□全体

困窮度分類	人数	%
中央値以上	307	53.5
困窮度Ⅲ	189	32.9
困窮度Ⅱ	25	4.4
困窮度Ⅰ	53	9.2
合計	574	100.0

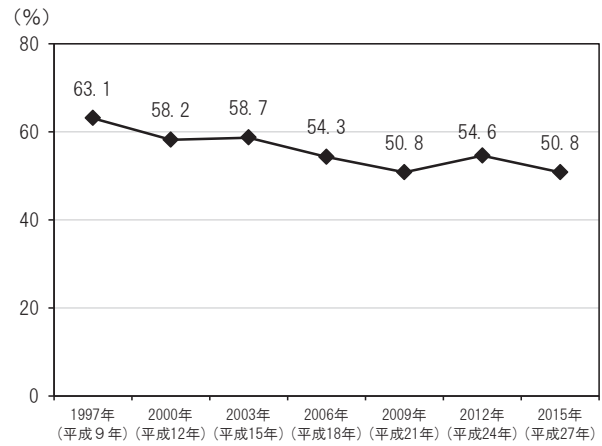
□ひとり親世帯

困窮度分類	人数	%
中央値以上	14	24.1
困窮度Ⅲ	14	24.1
困窮度Ⅱ	7	12.1
困窮度Ⅰ	23	39.7
合計	58	100.0

【参考】子どもの貧困率（全国）



【参考】子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）



資料：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

【参考】相対的貧困率と子どもの貧困率

国が公表している国民生活基礎調査における「相対的貧困率」は、所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合をいい、また、「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

今回、本市が実施したニーズ調査において「世帯収入」をたずねていますが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできません。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得*」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。（大阪府の子どもの生活に関する実態調査の計算方法を参考にしました。）

* 等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があり、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

4. 前期計画の取組の状況と方向性

〔1〕地域における子ども・子育て支援施策の主な取組の状況と課題

前期計画における基本的方向・基本目標ごとの2018年度末(平成30年度末)までの主な取組状況と今後の取組の方向性をまとめると次のとおりです。

基本的方向Ⅰ すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

■基本目標1 子どもの人権を大切にするまちづくりの推進

① 子どもの人権尊重に向けた啓発活動の充実

- ・各中学校ブロックの人権学習一貫プログラムに基づき、幼稚園・小学校・中学校で人権学習を実施しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
人権学習の参加人数	人	2,762	2,673	2,546	2,490	2,431

(年度末現在)

引き続き一人ひとりを大切にする教育を推進し、子どもの人権意識を高める啓発に取り組むことが必要です。

② 子どもの意見を反映できる仕組みづくり

- ・綾部市中学生交流会、綾部市中学校英語サミットを実施しました。
- ・人権学習を生かした人権作文コンクール等を実施し、児童生徒に参加を勧めました。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
交流会や人権作文コンクール等への参加人数	人	2,762	2,673	2,546	2,490	2,431

(年度末現在)

- ・児童館や児童センターにおいて、子どもが主体となって取り組むイベントを開催しました。
- ・そのほか、人権の花運動への協力・支援や各人権福祉センターにおける児童・生徒との次世代交流、幼稚園・認定こども園・保育園等の就学前施設における中学生の職場体験や中高生のサマーボランティアの受け入れなどを行っています。

子どもの意見を聞く機会や人権問題への理解を深めるための学習機会の提供を充実することが必要です。

■基本目標2 子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実

① 「生きる力」を育む教育や保育の充実

- ・ 認定こども園・保育園などの就園児童が集う保育まつりは、2018年度(平成30年度)には「にこにこまつり」として、子どもたちの参加型ショー等を交え実施しました。幼稚園では、自然体験や運動遊び・人形劇鑑賞などを通じ交流保育を進めています。学校では、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む心の教育や道徳教育を推進するとともに、地域の施設訪問や人材活用による体験学習（福祉体験・国際理解教育・ふるさと教育・キャリア教育・食育等）を実施しています。また、小学校では、社会見学・生活科・総合的な学習の時間等を活用し、仕事に触れる体験の機会を提供し、中学校では職場体験学習を継続的に実施しています。地域では、シルバー・チャイルドハウス事業活動をはじめ、地域交流活性化事業（七夕まつり、いも煮会等）や高齢者学級、放課後子ども教室などを通じ、子どもと高齢者などとの多世代交流を実施しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
児童館・児童センター事業実施回数	回	5	4	4	4	4
シルバー・チャイルドハウス事業実施団体数	団体	3	7	7	7	7
高齢者と子どもの交流実施か所数	か所	9	11	9	9	8
放課後子ども教室実施か所数	か所	10	10	10	10	10

(年度末現在)

- ・ 親子等が交流・体験できる場として、子どものための定期的なおはなし会やなつのはな等の行事のほか、外部団体との連携行事など、子どもたちが参加できる事業を実施しています。また、4か月児健診時に図書館職員による絵本の読み聞かせと絵本を支給するブックスタート事業や天文館工作教室、ふれあいウォーキングなど、親子がふれあう機会を提供しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
子どものためのおはなし会等行事参加人数	人	2,061	1,891	2,187	2,262	2,206
天文館工作教室等の実施状況	実施回数	回	81	74	85	85
	参加人数	人	6,183	6,338	5,796	5,580

(年度末現在)

- ・そのほか、子ども・青少年を健全に育成するための取組として、スポーツ少年団交流会をはじめ、青少年育成団体への支援を通じた異世代間交流や体験活動等の促進、児童館や児童センターで子どもが制作した作品の展示などを行っています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
スポーツ少年団加入率	%	24.0	21.9	21.0	21.0	19.0

(年度末現在)

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養い、人間性豊かな人格の形成を図るための取組を推進することが必要です。

② 次代の親の育成

- ・ふるさとあやべ再発見事業により、各校の計画に基づいた郷土の自然・文化・産業・歴史等を教材とした学習を推進しています。
- ・小学6年生による黒谷和紙漉き体験や中学3年生を対象に市長ふるさと講座を実施しました。
- ・保幼小連携事業による小学生と幼児との交流を継続するとともに、中学校では家庭科の学習において乳幼児の育児体験を行っています。
- ・児童館や児童センターでの各種のイベントを通じて、子どもたちが乳幼児にふれあい、ともに活動することができました。また、地域子育て支援センターと中丹東保健所が主催の高校生と赤ちゃんのふれあい事業を綾部高校で実施しました。

次代の親となる中高生等の若い世代が、郷里である本市において子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さへの認識を深めるための取組の推進が引き続き必要です。

③ 子育て施設の整備や充実

- ・2018年度(平成30年度)までに私立保育園・幼稚園6園が認定こども園に移行しました。

□認定こども園の状況（私立）

区分	単位	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
箇所数	か所	-	5	5	6	6
定員数	人	-	640	640	765	765
入所児数	人	-	594	576	695	688
入所率	%	-	92.8%	90.0%	90.8%	89.9%

(各年4月1日現在)

□保育園の状況

区 分	単 位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
総数 箇所数	か所	6	6	3	3	3	3
定員数	人	640	640	270	270	270	270
入所児数	人	576	603	240	233	236	237
入所率	%	90.0%	94.2%	88.9%	86.3%	87.4%	87.8%
公立 箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
定員数	人	90	90	90	90	90	90
入所児数	人	54	64	70	71	63	53
私立 箇所数	か所	5	5	2	2	2	2
定員数	人	550	550	180	180	180	180
入所児数	人	522	539	170	162	173	184

(各年4月1日現在)

□幼児園の状況

区 分	単 位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
設置数	園	3	3	1	1	—	—
募集定員	人	380	410	140	140	—	—
入園児数	人	407	373	118	120	—	—
入園率	%	107.1%	91.0%	84.3%	85.7%	—	—

(各年4月1日現在)

□幼稚園の状況

区 分	単 位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
設置数	園	3	3	3	2	2	2
募集定員	人	210	210	210	210	210	210
入園児数	人	44	42	32	35	31	38
入園率	%	21.0%	20.0%	15.2%	16.6%	14.7%	18.0%

(各年5月1日現在)

- ・ 老朽化している施設については、維持管理のための修繕や改修を行うとともに、障害のある幼児・児童生徒への配慮につながる整備も行っています。
- ・ そのほか、地域子育て支援センターや民間保育園等においてふれあいスペースの確保や市内公園の遊具の点検や長寿命化を行っています。

	単 位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
ふれあいスペースの整備・提供	か所数	園	11	12	12	12
	来場者数	人	484	2,028	419	524

(年度末現在)

- ・ 学校評議委員会を、幼稚園は年2回、小中学校は学期ごと(年3回) に実施し、意見を学校運営に活かしています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
学校評議委員会の開催	校園	19	19	19	18	18

(年度末現在)

□小学校・中学校の概要

(単位：人)

学校名	児童数	
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
綾部小学校	567	533
中筋小学校	306	299
豊里小学校	157	159
物部小学校	37	39
志賀小学校	57	54
吉美小学校	206	192
西八田小学校	73	85
東八田小学校	66	57
東綾小学校	70	79
上林小学校	21	34
合 計	1,560	1,531

学校名	生徒数	
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
綾部中学校	571	561
豊里中学校	72	78
何北中学校	49	50
八田中学校	62	65
東綾中学校	57	54
上林中学校	16	13
合 計	827	821

市内の子育てに関連する施設については、教育・保育の充実や安心・安全な視点に立った整備・充実を図ることが必要です。

■基本目標3 すべての子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進

① 児童虐待防止対策の充実

□児童虐待相談件数の推移(実数)

区 分	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
身体的虐待	件	116	273	244	327	327
ネグレクト	件	129	145	138	204	251
性的虐待	件	16	22	8	0	14
心理的虐待	件	235	348	305	523	428
合 計	件	496	788	695	1,054	1,020
児童虐待数	人	82	102	114	149	187

(年度末現在)

- ・ 綾部市要保護児童対策地域協議会を定期的開催しています。2018年度(平成30年度)から綾部市立病院と綾部警察署が実務者会議に加わり、医療と警察の連携を密にするとともに、児童虐待アドバイザー派遣事業を活用した関係機関対象の研修会を開催しています。

□綾部市要保護児童対策地域協議会の開催状況

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実務者会議	回	6	6	6	6	6
代表者会議	回	1	1	1	1	1

(年度末現在)

- ・児童虐待が発生した場合、虐待内容や家庭の状況から緊急性や困難性の高い事例については児童相談所への送致、援助依頼を行い、児童の保護や児童及び家庭への専門的対応を求めています。
- ・妊娠届出時のアンケート、妊産婦健康診査、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診等で把握した支援が必要な家庭に対し、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目なく継続的に支援するために訪問指導等を行い、虐待の早期発見・対応を図っています。
- ・家族の心理的な影響が考えられる場合には、臨床心理士による相談の機会を設け、虐待の未然防止に努めています。
- ・児童虐待防止推進月間（11月）に自治会や福祉・教育施設、市内のコンビニ等に啓発用のポスターなどを配布するほか、民生児童委員協議会と連携し「オレンジリボンキャンペーン」の街頭啓発を行うなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を行っています。

昨今の児童虐待をめぐる事件の多発を踏まえ、児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのネットワークや対策を強化することが必要です。

② 保護を必要とする児童やその家庭への支援の充実

- ・家庭児童相談室の家庭相談員が、子育て相談や虐待相談に応じ、通報に伴う家庭訪問や支援の必要な親子について定期的な家庭訪問支援を行ったり、定期的に相談日を設けて保護者支援を行っています。
- ・児童生徒や保護者、教師に対するカウンセリングを行うスクールカウンセラーを拠点校7校に配置し、全小中学校に派遣しています。
- ・教育相談センター（適応指導教室）に配置する相談員が不登校等学校不適應傾向にある児童生徒、保護者等に対し教育相談を行い、社会的自立に向けて学校や保護者と連携し支援にあたっています。

□長期欠席者の状況

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小学校	不登校	人	9	10	8	5	5
	病気・その他	人	6	9	8	4	6
	合計	人	15	19	16	9	11
中学校	不登校	人	37	31	29	24	21
	病気・その他	人	3	2	5	15	14
	合計	人	40	33	34	39	35

(年度末現在)

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
教育相談センターの相談 件数	件		300	284	218	286	462

(年度末現在)

- ・ 家庭相談員と兼務する母子・父子自立支援員を2名配置し、各種手続き等で同席をしたり、要支援児童については、必要に応じて家庭訪問を行い、子育てに関するさまざまな相談に応じています。

子育て家庭や児童生徒に対する相談活動をはじめ、ひとり親家庭の自立促進を図るための取組を推進することが必要です。

③ 障害児施策の推進

- ・ 療育教室通所児については、対象児の加配保育士とのカンファレンスを行い、連携を図るとともに、公立保育園では、特別支援保育を実施するための加配保育士を配置しています。民間園に対しては、民間保育所等補助金の交付により加配保育士等の配置についての支援を行っています。
- ・ 放課後学級では、特別支援学級に在籍する児童だけでなく、発達障害等により集団生活において特別な配慮を必要とする児童についても支援加配職員を配置しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
特別支援加配職員の充実 (幼稚園・こども園・保育園)	か所		0	9	9	9	9
放課後学級特別支援加配職員数	人		3	3	5	7	9

(年度末現在)

- ・ 長期休業中、在宅になりがちな障害児に療育を実施することで、仲間とともに生き生きと活動する機会を提供し、保護者の介助負担を軽減しています。
- ・ 相談支援事業所と連携し、障害児の家族の困りごとやニーズを丁寧に聞き出し、短期入所やホームヘルプなど適切なサービス利用につなげています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
短期入所サービス利用日数	日	19	55	63	105	137
ホームヘルプサービス 利用時間	時間	331	28	0	0	0

(年度末現在)

- ・2018年度(平成30年度)から、療育教室に午前クラス(月曜日～金曜日)に加えて、午後クラス(火曜日・木曜日)を開設しました。それにより通所児童の受け入れ人数が拡大しています。また、ミュージック・ケア専任職員を配置し、音楽療法の専門的かつ継続的な支援を実施しています。さらに、「親子遠足」「先輩お母さんとの交流会」「クリスマス会」「ミュージック・ケアイベント」を実施し、親子交流の充実を図ることができました。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
療育教室の参加人数	人	20	23	33	35	35

(年度末現在)

- ・幼児発達サポート事業等により、発達支援の必要な幼児(発達障害を含む)の早期発見・早期支援に努め、教育支援委員会では教育相談を実施し就学支援を行っています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
教育支援委員会教育相談 件数	件	25	33	29	26	31

(年度末現在)

- ・幼稚園・認定こども園・保育園や地域の子育てサークル等から気になる幼児の連絡があった際に、保健推進課と連携をとり、健診の場や発達相談でフォローできるように体制を整えています。また、療育教室の通所児については、在籍園とのカンファレンスや園訪問などを実施し適宜連携するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービスとも連携を図っています。
- ・幼児発達サポート事業にメンバーとして参画し、集団生活において困難さを抱える幼児の把握及び支援や、保護者との面談等を行い、事後の支援として保護者を対象とした「にこにこ子育て教室」を保健所と共催実施しています。また、年中児発達サポート事業から引き継いだ幼稚園・認定こども園・保育園に在籍する発達障害等で集団生活や日常生活に支援が必要な幼児に対して、あやべ子どもサポートチームが5歳児巡回相談を実施しています。小学校通級指導教室の就学前言語スクリーニングと2017年度(平成29年度)からの言語聴覚士による巡回相談とが連携し、言語面で課題がある幼児に対して、早期対応に努めています。5歳児巡回相談には就学先小学校も参加し、支援の継続を図っています。

発達支援の必要な子ども一人ひとりの発達の状況に応じた適切な保育・療育・教育の推進とともに、子どもへの療育支援などに引き続き取り組むことが必要です。

基本的方向Ⅱ 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

■基本目標1 家庭と仕事の両立の推進

① 仕事と子育ての両立のための支援

- ・ 保護者の仕事の都合により、病気やケガの回復期のために、園への登園等ができない児童に対して、看護師による預かり保育を実施しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
病後児保育	実施か所	か所	1	1	1	1	1
	利用者数	人	29	23	23	16	6

(年度末現在)

- ・ 放課後学級を市内7小学校区14か所で運営しています。2016年度(平成28年度)からは、開級時間を18時30分まで延長するとともに、全土曜日の開級、夏休みのみの受け入れを開始し制度の充実を図っています。未開設の3小学校区中2校区については、2019年(平成31年)4月の開設に向けて準備を行いました。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
放課後学級	設置数	か所	9	13	14	14	14
	在籍児童数 (通年利用)	人	332	350	347	326	336

(年度末現在)

- ・ 子育てを応援してほしい人「おねがい会員」と子育てを応援したい人「まかせて会員」が、アドバイザーを仲介として、育児に関する援助活動を行う「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」を実施し、安心して子育てができる環境づくりを図っています。利用実績としては、送迎がもっとも多くなっています。

子育てと仕事の両立ができるよう、子ども・子育て新制度に基づく幼児期の教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業など、両立支援のための各種施設・サービスの充実と利用促進を図ることが必要です。

② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・ 男女共同参画インフォメーション等の配布を通じ、育児休業制度などについて啓発を実施しています。

- ・ 男女共同参画を考える講座「あいアカデミー」特別講座において、市内事業所の従業員を対象に、働き方の見直しや女性活躍推進法・育児休業法等について啓発を図っています。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向け、綾部市男女共同参画計画「あいプラン」に基づき各種施策を展開するとともに、民間企業・団体への資料提供、講座開催等による啓発を行っています。

企業・事業所や労働者に対し、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について啓発・情報提供を引き続き行うことが必要です。

■基本目標2 子育てについての相談や情報提供の充実

① 相談体制の整備や充実

- ・ 2016年度(平成28年度)から子育て世代包括支援センター「ぶくぶく」を保健福祉センターに設置し、妊娠出産期から、子育て期にわたるまで、切れ目ない相談の体制を整え、関係課・機関と連携を図っています。また、こども支援課等の窓口で子育てに関する相談や情報提供を実施しています。
- ・ 家庭児童相談室のパンフレットを関係機関に配布し、子育てに関する相談や情報提供、児童への虐待の通報や相談対応しやすいうように努めています。児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」が実施され、11月のオレンジリボンキャンペーンでは、市民や関係機関に啓発グッズを配布し周知を図っています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
子育て相談専用電話・チャイルドホットラインやFAX等での相談件数	延数	2,429	2,500	2,341	3,280	4,243

(年度末現在)

- ・ チラシに家庭児童相談室の広告ページを掲載し、子育ての悩みや不安について、携帯電話やパソコンからいつでも気軽に相談できるように、専用電話の番号やメールアドレスを掲載しました。
- ・ こども支援課と教育委員会が連携し、支援が必要な幼児の継続的な支援・保幼小連携の取組を進めています。

子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるように、子育てに関するさまざまな相談に幅広く対応できる相談支援の充実に引き続き取り組むことが必要です。

② 情報提供体制の整備や充実

- ・ 幼稚園・小中学校で子育て講演会を実施し、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供しています。また、子育て親育ち講座は、親子で参加することで、親子のふれあいやきずなを深める機会となっています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
子育て講演会開催校・園	校・園	12	13	14	13	12
子育て親育ち講座開催回数	回	1	2	1	1	1

(年度末現在)

- ・ 小中学校及び幼稚園・認定こども園・保育園において、保護者を対象とした子育て講座を開催するほか、市内全域を対象に幼児から低学年児童に関する子育て支援の講座「妊娠から子育てをサポートする講座」を開催しました（中丹東保健所主催）。
- ・ 保健師、栄養士による育児相談を開催し、歯科衛生士による歯科相談を行う機会を設けたり、臨床心理士を配置することにより、家族関係に関する相談にも対応しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
育児相談	実施回数	回	12	12	12	12	11
	参加人数	人	253	245	256	318	307

(年度末現在)

- ・ 認定こども園・保育園・地域子育て支援センターにおける、各月の行事や交流会等のたよりの発行や、児童館・児童センターのパンフレットやたよりなどを作成し配布しています。また、これらの施設では、子育て中の親子が交流できる機会の提供や行事などを実施しています。掲示板、HPにより情報発信を行うとともに、保護者との懇談会や研修会等を通じ情報提供に努めました。
- ・ 綾部市社会福祉協議会では、「あやべサロンMAP」を作成し、子育てサークルの紹介を行っています。
- ・ 妊婦と生後6か月の乳児とその家族を対象に「ぶくぶくひろば」を開催しています。助産師のマタニティストレッチャやベビータッチケアの指導のほか個別相談を行い、安心して出産や育児に取り組むことができるよう支援しています。また、参加者同士の交流の機会を持ち、妊娠期から地域での仲間づくりの場を提供することで、出産後の子育ての孤立を防ぐ機会となっています。
- ・ 認定こども園・保育園・地域子育て支援センターなどにおいて「つどいの広場」を実施し、子育て中の親子が交流できる機会を提供しています。
- ・ ホームページ「子育てネット綾部」で、児童館・児童センター事業、地域子育て支援センターに関する情報や子育て関連の行政情報を提供しています。

保健・福祉・教育等、各分野のさまざまな子育て支援に関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、市民が必要な情報を入手できるよう、各種媒体を活用した情報提供に取り組むことが必要です。

■基本目標3 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実

- ・ 2015年度(平成27年度)から開始された子ども・子育て新制度の施設型給付費に基づき、認定こども園・保育園の教育・保育事業の運営について適切な実施に努めており、2018年度(平成30年度)には1園が幼保連携型認定こども園に移行しました。また、2017年度(平成29年度)に東八田幼稚園と西八田幼稚園が統合し八田幼稚園となり、3歳児保育を開始しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
保育園・幼児園数	園	9	9	4	4	3
認定こども園数	園	-	-	5	5	6

(年度末現在)

- ・ 発達上及び家庭環境等で支援を必要とする就園児童を各園で確認し、市の子育て支援推進指導員・家庭相談員を中心に園訪問を実施、保育及び園への助言を行っています。また、各園の担当保育士も交代で園訪問に同行し研修を行っています。
- ・ 幼児発達サポート事業では、4歳児から5歳児への引継ぎを丁寧に行い、小学校にスムーズに移行できるようにしています。
- ・ 保幼小連携事業で、小学校と近くの就学前施設が連携し、子ども同士の交流・職員の合同研修等を行っています。また、小学校では小学校見学会・体験入学を実施し円滑な移行を図るとともに、入学後の早い時期に保幼小連絡会を実施し、新1年児童に関する情報交流を行いました。
- ・ 昼間保護者が家庭にいない児童を対象に放課後児童健全育成学級(放課後学級)を7小学校区14か所で開設運営しています。未開設の3小学校区中2校区については、2019年(平成31年)4月の開設に向けて準備を行いました。

保護者の就労形態の多様化や保育ニーズのほか、幼児期の教育に対するニーズに対応できる教育・保育事業やサービスの充実とともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した子育て支援サービスの充実に引き続き取り組むことが必要です。

② 児童の健全育成の推進

- ・ 放課後における子どもの居場所づくり、体験活動、異世代交流の場として「放課後子ども教室」を全小学校区で地域住民の協力により実施しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
放課後子ども教室	参加児童数	人	520	553	543	565	485
	実施校	校	10	10	10	10	10

(年度末現在)

- ・物部児童館・宮代児童センター・なかすじ児童センターにおいて、遊びの場の提供やさまざまな季節の行事、ふれあい事業、子育て支援の活動等を行い、児童の健全育成に努めています。

□児童館・児童センターの利用状況

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
施設数	箇所	3	3	3	3	3
利用者数 0～5歳	人	4,473	4,339	4,043	4,002	3,826
利用者数 小学1～3年	人	2,506	1,849	1,697	1,394	1,111
利用者数 小学4～6年	人	2,020	1,963	1,970	1,584	1,374
利用者数 中学生以上	人	7,898	7,079	6,363	6,035	5,942

(年度末現在)

引き続き、家庭・園・学校・地域が連携した取組の中で、子どもが地域や社会に関わっていく機会を充実し、健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を育むことができる地域づくりが必要です。

■基本目標4 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

① 子どもや母親の健康の確保

- ・年間の乳幼児健診や教室、相談日等の事業が掲載された「すくすくカレンダー」を作成・配布し情報提供を行っています。
- ・乳幼児健康診査において、発育・発達の確認を行い、必要に応じて専門機関への紹介を行うなど、乳幼児の健康の保持増進を図っています。また、子育て相談の場としても健診を実施し、子どもの成長に合わせた適切な子育て情報の提供を行っています。

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
4か月児 健康診査	受診対象者数(人)	203	214	195	198	223
	受診者(人)	195	209	192	197	221
	受診率(%)	96%	98%	98%	99%	99%
10か月児 健康診査	受診対象者数(人)	206	222	206	215	204
	受診者(人)	200	213	200	211	202
	受診率(%)	97%	96%	97%	98%	99%
1歳6か月児 健康診査	受診対象者数(人)	233	201	222	220	226
	受診者(人)	221	194	212	211	216
	受診率(%)	95%	97%	95%	96%	96%
3歳児 健康診査	受診対象者数(人)	236	240	231	200	233
	受診者(人)	229	235	227	192	231
	受診率(%)	97%	98%	98%	96%	99%

(年度末現在)

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
2歳児歯とことばの検診	実施回数	回	6	6	6	6	6
	延参加者数	人	213	216	175	206	177

(年度末現在)

- ・「ぷくぷくひろば」を毎月1回妊産婦の交流の場として開催しています。マタニティストレッチやベビータッチケアを内容に取り入れ、また年に2回は栄養教室として開催しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
ぷくぷくひろば	実施回数	回	12	12	12	12	12
	延参加者数	人	320	289	304	362	251

(年度末現在)

- ・ハイリスクの妊産婦、または希望のあった新生児に対し、妊産婦訪問や新生児訪問を行っています。
- ・全出生児に対して家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を行い、発育・発達を確認するとともに、子育てに関する相談に応じています。また、乳幼児健診や家庭訪問から、発育・発達の経過観察が必要な乳幼児、子育て支援が必要な家庭に対して相談指導を実施しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
妊産婦訪問	延実施件数	件	220	232	215	209	197
新生児訪問	延実施件数	件	12	8	26	4	10
こんにちは赤ちゃん事業	延実施件数	件	180	207	191	195	198

(年度末現在)

- ・乳幼児健診、育児相談等の事業では、虫歯予防の生活習慣の定着のため、歯科衛生士による指導を行っています。また、おおむね2歳6か月の子どもを対象に2歳児歯とことばの検診を実施し、希望者にはフッ素塗布を行っています。

母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組をはじめ、妊娠から出産、子育てまで、子どもを安心して産み育てられる切れ目のない支援、子育てや子どもの心身の健康について気軽に相談できる体制の充実に取り組むことが引き続き必要です。

② 「食育」の推進

- ・ 生後5～11か月の乳児の保護者を対象に、離乳食の段階に応じた調理実習を実施しています。また、離乳食の進め方に不安を抱える保護者には個別に指導を行っています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
離乳食講座	実施回数	回	28	28	27	28	25
	延参加者数	人	460	496	469	480	506
調理実習年間実施回数		回	4	4	4	4	4

(年度末現在)

- ・ 乳幼児健診や育児相談など保健福祉センターで開催する事業のほか、必要に応じて管理栄養士が家庭訪問し栄養指導を行っています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
乳幼児 栄養指導	栄養指導回数	回	75	80	76	80	81
	訪問指導回数	回	7	4	1	0	1
	合計	回	82	84	77	80	82
	延参加者数	人	801	1,189	1,023	1,014	1,093

(年度末現在)

- ・ 各校園の年間計画に基づき「食に関する指導」を行っています。また、各教科・領域の学習の中で農業体験・調理体験等を行い、食への関心を高めるとともに、食育便りや給食便りの発行、味わいランチの日の設定等を通して望ましい食習慣の形成や地産地消の促進を図っています。
- ・ 2018年度(平成30年度)からすべての小中学校で給食を実施しています。
- ・ 保護者懇談会等で栄養士による講話や給食を通して食育の取組を行っています。また、園児が野菜を栽培、収穫、調理するなどの食育活動を行っています。
- ・ 5歳以上小学生以下の子どもとその保護者を対象に年間4回、休日に親子クッキングを開催しています。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
親子クッキング	年間開催回数	回	4	4	4	4	4
	参加者数	人	112	114	103	115	115

(年度末現在)

望ましい食生活に関する知識の普及・啓発など、子どもが健やかに成長することを支援するための食育活動を引き続き推進することが必要です。

③ 思春期保健対策の充実

- ・ 小中学校の各学年において、綾部市学校保健会が作成している指導案集に基づき性に関する指導を行っています。
- ・ DVに関する啓発と情報提供を行うため、綾部高校の生徒1年生全員にデートDVカードを配布しました。
- ・ 各小中学校の健康安全推進計画に基づき薬物乱用防止教育・喫煙防止教育を実施しています。

デートDVのほか、喫煙・飲酒・薬物の有害性などに関する知識の普及・啓発など、思春期の子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するための保健事業を引き続き推進することが必要です。

④ 小児・産科医療の充実

- ・ 綾部市立病院の産婦人科では、常勤医師1名、非常勤医師で対応している状況であり、引き続き、京都府、府立医大へ医師派遣の要望を行いました。
- ・ 妊娠中にリスクが高くなった場合には、福知山市民病院や北部医療センターと連携して対応するなど、安全で安楽な出産をサポートしています。

妊娠・出産期のほか、子どもが急病等になっても、必要な時に適切な医療が受けられるよう医療体制の充実に引き続き努めることが必要です。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
小児科時間外患者	人	1,377	1,551	1,566	1,550	1,359
救急車搬入患者	人	40	28	40	36	31

(年度末現在)

■ 基本目標5 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備

① 子育てに配慮した施設整備、安全・安心なまちづくりの推進

- ・ 集合処理区域内の宅内排水設備工事の未接続家庭の解消と個別処理区域内において、特定地域生活排水処理事業での合併処理浄化槽の設置により、水洗化の促進を図りました。
- ・ 各自治会が設置する交通安全灯の新設、LED交換等に補助金を支給しました。

子どもをはじめ、地域の人すべてが安全・安心して生活できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設等はユニバーサルデザインの視点に立った整備・充実に推進することが必要です。

② 経済的支援の充実

医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

引き続き、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る取組に努めることが必要です。

		単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
子育て支援 医療費	受給者	人	2,924	3,272	3,575	3,504	3,458
	受診件数	件	23,902	26,008	27,162	27,052	26,277
京都府第3子以降保育料 無償化事業費		千円		20,679	16,177	15,147	12,641
児童手当	対象延児童数	人	46,672	45,312	43,621	42,432	41,491
	手当支給額	千円	518,630	503,145	483,105	471,745	461,895
生活保護受給者		人	22	19	27	24	22
不妊治療給付事業申請者		人	60	50	87	57	35
就学援助費支給事業受給者		人	546	556	517	485	482

(年度末現在)

基本的方向Ⅲ 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

■基本目標1 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会を中心に、春・夏・秋・年末の各交通安全運動期間及び府内一斉交通安全街頭啓発の日に、綾部警察署・綾部交通安全協会・綾部地域交通安全推進委員協議会等と連携し、啓発活動を実施しています。
- ・園外保育の機会を利用し、安全な歩き方・交通機関の利用の仕方について指導を行いました。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
交通安全啓発活動	回	20	25	22	23	24
交通事故発生件数	件	84	87	77	73	60

(年度末現在)

子どもが交通事故に遭わないよう、交通安全思想や交通安全マナー等の啓発を行うことが必要です。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会を中心に、府民防犯の日の街頭啓発を実施するとともに、総会や市民大会で防犯に関する講演を行い、啓発に努めました。また、綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会から新入学の1年生児童を対象に、

防犯のキーワードである「いかのおすし」のクリアファイルを配布し、啓発を行っています。

- ・不審者に関する情報をメールで配信しています。
- ・青色回転灯を公用車に設置し、防犯パトロールを実施しています。
- ・各学校において年度始めや長期休業前に「子ども110番の家」の周知の機会を設定しています。
- ・フェミニストカウンセリングや職員による女性相談業務を行うなど、庁内関係課と連絡を取りながらDV被害者に対する支援を行っています。また、市内行政施設等のトイレにDVカードを設置し、「配偶者等からの暴力をなくす運動期間」に街頭啓発を実施しています。
- ・各学校において、子どもの安全を見守る団体やPTAによる自主的なパトロールが行われ、立ち番による見守りや登下校同伴パトロールが実施されています。(府の「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」の活用)

□地域の見守り活動の実施状況

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
啓発用品配布回数	回	1	1	1	1	1
防犯パトロール実施回数	回	5	2	3	6	6
全市一斉声かけ参加者数	人	945	1,004	842	960	842

(年度末現在)

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携した取組の推進が必要です。

③ 子どもを災害から守るための活動の推進

- ・各校園の安全教育計画に基づき、火災・地震を想定した避難訓練を行いました。また、UPZ30キロメートル圏内の各校園においては、原子力防災の避難訓練も行っています。
- ・警報発表時は、各校園と情報共有を図り、子どもの安全を第一に登下校等の対応や家庭との連携等の徹底を図っています。
- ・民生委員・児童委員の協力のもと、地域において災害時に不安を抱える障害児の「あんしんカード(災害時要援護者支援台帳)」登録及び年2回の情報更新を行いました。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
あんしんカード登録児	人				2	2
要援護児童数	人	1	1	1	2	2

(年度末現在)

学校・保育園等で、火災や自然災害への対応についての啓発活動や訓練を引き続き実施し、有事の場合でも迅速に対応できるよう備えることが必要です。

■基本目標2 子育て仲間づくりへの支援

① 子育てサークルに対する支援の充実

- ・ 子育て活動を行うグループに対し、3年間、活動経費の2分の1（年間5万円を上限）を補助金として交付しています。
- ・ 地域子育て支援センター職員により、サークル活動等に対するアドバイスや指導のほか、図書・保育用品等の貸し出しを行うなど活動を支援しています。

民生委員・児童委員などの地域の関係団体、自主的な子育て支援グループなどによる子育て活動を引き続き支援することが必要です。

② 子育て家庭が交流する機会の充実

- ・ 年間を通して遊ぼう会を実施したり、園舎や園庭を開放し、遊びの場を提供したり、在園児と一緒に遊んだりする機会を提供しています。未就園児の保護者への園教育の啓発、子育ての相談・情報提供の場となっています。
- ・ 園舎内外の開放により、未就園児と保護者の交流が図られています。また、子育ての話を親同士が行ったり、子育て相談をしたりすることで、子育て支援につながっています。

子育て家庭と地域との交流を推進するための取組を推進することが必要です。

③ 子育て支援地域ネットワークづくりの促進

- ・ 祖父母参観日や敬老会への参加により高齢者や祖父母に親しみをもち交流を深める事業を行っています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
祖父母の子育て教室	園	6	6	8	9	9
祖父母参観日の設定	園	3	3	3	2	2

(年度末現在)

- ・ 各施設、団体と連絡をとり、子育て支援事業の活動内容を確認して、市民への情報提供を行いました。
- ・ 地域子育て支援センター「クレヨンひろば」「おひさまひろば」「たけのっ子くらぶ」で、子育てサロンを開催しています。「クレヨンひろば」では、各地区を訪問し、コミュニティサロンを開催しています。
- ・ シルバー・チャイルドハウス事業の実施団体に補助金を交付し活動を支援しました。事業を通じて子どもと高齢者の交流ができています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
シルバー・チャイルドハウス事業	か所	7	7	7	7	7

(年度末現在)

- ・ 放課後学級入級児童が放課後子ども教室に参加することで、放課後学級及び放課後子ども教室の連携型に取り組むことができました。

子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談や情報提供などが受けられるよう、地域の関係団体・機関が連携する子育て支援ネットワークを推進することが必要です。

■基本目標3 地域における子育て資源の有効活用

① 地域にあるさまざまな施設等の活用促進

- ・ 保護者が日中勤務等で留守になる児童が、児童館等を利用し、児童が心から楽しく感じられる居心地のいい居場所づくりを館の職員が推進しています。
- ・ 放課後子ども教室で各小学校や公民館等を活用しています。

	単位	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
放課後対策利用児童数	人	20	23	26	25	20

(年度末現在)

地域にあるさまざまな施設を、安全・安心な子どもたちの居場所として有効活用していくことが必要です。

② 子育て支援のための人材の確保や育成

- ・ 子育て支援推進保育士による年間の研修計画に基づき、市の研修会と併せて年3回程度の研修を実施しています。このことにより、各園の子育て支援保育士が中心となって、園内研修会を実施する園が増えています。
- ・ 2018年度(平成30年度)は、保健所主催で「中丹親子保健研修」に各園から参加しています。また、認定こども園、保育園の要領の改定により、5歳児を小学校へつなぐ「要録」研修会を実施しました。

多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティアなど地域で子育て支援活動を行う幅広い人材の確保・育成を図る取組が必要です。

〔2〕子ども・子育て支援事業の実施状況と課題

前期計画における就学前教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の2018年度末(平成30年度末)までの進捗状況と評価は次のとおりです。

(1) 就学前教育・保育事業

- 1号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。(認定こども園、幼稚園)
- 2号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。(幼稚園…1号認定)(認定こども園、保育園…2号認定)
- 3号認定：0～2歳の児童が対象で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。(認定こども園、保育園、地域型保育施設)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕 ※カッコ内は2号認定 〔3～5歳・保育の必要性はあるが、教育ニーズが高い〕	量の見込み	147人 (140人)	147人 (140人)	135人 (129人)	138人 (132人)
	確保の内容	340人	340人	340人	340人
	実績	116人	137人	142人	158人
	過不足	224人	203人	198人	182人
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	408人	408人	376人	384人
	確保の内容	547人	547人	547人	547人
	実績	575人	575人	499人	509人
	過不足	▲28人	▲28人	48人	38人
3号認定 〔0～2歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	349人	336人	348人	344人
	確保の内容	343人	343人	343人	343人
	実績	348人	348人	349人	388人
	過不足	▲5人	▲5人	▲6人	▲45人

※各年度3月末日時点 ※過不足=確保の内容-実績

【評価】

1号認定は、見込みどおりの人数となっており、確保の内容に掲げる人数に余裕があるため、充足しています。

2号認定は、就労による利用が多く、見込み人数を超える利用がありますが、近年は確保の内容に掲げる人数の内にあるため、不足なく利用いただいています。

3号認定は、見込みどおりの人数となっており、確保の内容と多少の差はあるものの、待機児童が発生していないため、各施設において柔軟に対応いただいています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

妊娠期や子育て期にわたるまでの総合的相談支援を子育て世代包括支援センターで実施するとともに、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、切れ目のない支援を行う事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保の内容	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
実績	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足	0 か所	0 か所	0 か所	—

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

利用者支援事業については、綾部市が直接運営する「子育て世代包括支援センターぱくぱく」を保健センター内に設置し、妊娠から出産・子育て期を切れ目なく支援するため保健師等の専門職が総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点としています。

今後も、身近な相談拠点として充実を図っていきます。

② 地域子育て支援拠点事業

就学前の児童とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	4,005 人	3,868 人	3,993 人	3,933 人
確保の内容	3,000 人	3,000 人	3,993 人	3,933 人
実績	1,628 人	2,307 人	2,307 人	2,201 人
過不足	1,372 人	693 人	1,686 人	1,732 人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

2017年度(平成29年度)より「たけのっ子くらぶ(綾東こども園)」が1か所開設したことにより、すでに開設していた「クレヨンひろば(せんだん苑こども園)」、「おひさまひろば(中筋幼稚園)」と合わせ3か所となり、より利用しやすい交流の場を提供することができています。

今後についても、事業内容の充実を図り、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努める必要があります。

③ 妊婦健診

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

(延人数)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	3,080人	3,024人	2,968人	2,926人
確保の内容	3,080人	3,024人	2,968人	2,926人
実績	2,402人	2,537人	2,396人	2,314人
過不足	678人	487人	572人	612人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

出生人数の減少により見込み人数を下回っています。

今後においても、妊娠中の健康保持・増進を図るため事業を継続して実施します。

④ 乳児全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・管理栄養士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	222人	220人	216人	212人
確保の内容	222人	220人	216人	212人
実績	207人	191人	195人	198人
過不足	15人	29人	21人	14人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

出生人数の減少により見込み人数を下回っています。

今後においても、地域で子育てを応援するため事業を継続して実施します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	101人	100人	98人	96人
確保の内容	101人	100人	98人	96人
実績	133人	92人	93人	335人
過不足	▲ 32人	8人	5人	▲ 239人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

これまでは、保健推進課のみで事業を行ってききましたが、2018年度(平成30年度)からは、要支援児童に対する養育支援訪問事業をこども支援課においても開始しました。

養育支援の体制を拡大したことにより、対象人数を増やし充実を図ることができました。

今後においても、適切な支援が確保できるよう、事業実施に努めていきます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	0人泊	0人泊	0人泊	0人泊
確保の内容	35人泊	35人泊	35人泊	35人泊
実績	0人泊	1人泊	0人泊	0人泊
過不足	—	34人泊	—	—

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

ニーズ調査において、子どもを泊まりがけで家族以外に見てもらわなければならない場合であっても、親族や知人に見てもらおうことが多く、ショートステイ事業を利用するケースが非常に少なかったとの結果でした。保護者が利用しやすい制度としていけるよう努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し、センターを橋渡しにして、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	3,376人	3,301人	3,307人	3,158人
確保の内容	0人	3,301人	3,307人	3,158人
実績	0人	0人	7人	62人
過不足	—	3,301人	3,300人	3,096人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

2017年度(平成29年度)より実施しているファミリー・サポート・センター事業においては、見込み人数（確保の内容）と実績人数に大きな差があるため、育児の援助を行いたい「まかせて会員」を増やすことが必要となります。

今後も、会員の募集を行い、利用しやすい事業実施に努めます。

⑧ 一時預かり事業（子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を含む）

幼稚園・認定こども園における在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした「①一時預かり（預かり保育）」は、3～5歳の児童が対象で、「②その他の一時預かり」は、0～5歳の児童を対象に、理由を問わず、保育園等で一時的に子どもを預けることができる事業です。（国が設定する事業実施に係る対象年齢は、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は18歳未満です。）

(ア) 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	5,237人日	5,237人日	4,820人日	4,928人日
確保の内容	5,237人日	5,237人日	4,820人日	4,928人日
実績	1,052人日	17,853人日	20,208人日	25,789人日
過不足	4,185人日	▲ 12,616人日	▲ 15,388人日	▲ 20,861人日

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

2016年度(平成28年度)に5園、平成30年度に1園が認定こども園に移行したことから、一時預かり保育の事業実施対象が拡大されました。

確保の内容を大きく超えています。実施施設が増えたため利用者に対する不足は生じていません。

(イ) その他の一時預かり（保育園等）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	4,828 人日	4,748 人日	4,625 人日	4,641 人日
確保の内容	4,828 人日	4,748 人日	4,625 人日	4,641 人日
実績	1,265 人日	1,314 人日	1,448 人日	1,467 人日
過不足	3,563 人日	3,434 人日	3,177 人日	3,174 人日

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

※確保の内容には、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を含む

【評価】

各園において事業実施に可能な定員が確保されているため、不足は生じていません。
今後においても、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳の児童を対象に、保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	243 人日	239 人日	233 人日	234 人日
確保の内容	243 人日	239 人日	233 人日	234 人日
実績	205 人日	229 人日	223 人日	266 人日
過不足	38 人日	10 人日	10 人日	▲ 32 人日

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

見込みどおりの利用ですが、就労による利用者のニーズが高まっているため増加傾向にあります。

今後の人口推計を考慮し、次期計画でも利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑩ 病児・病後児保育事業（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む）

生後4か月以上、小学生以下の子どもを対象に、病気回復期の子どもを家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
量の見込み	622 人日	612 人日	595 人日	597 人日
確保の内容	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
実績	23 人日	23 人日	16 人日	6 人日
過不足	27 人日	27 人日	34 人日	44 人日

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

※確保の内容には、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む

【評価】

2019年度(令和元年度)までにおいて、病児保育は実施しておりません。今後も引き続き、事業実施についての検討を進めます。

病後児保育については、風邪やインフルエンザ等の流行が年度ごとに違うため、実績値が確保の内容と乖離しています。

今後においても、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後学級）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
低学年	量の見込み	338 人	327 人	324 人	310 人
	確保の内容	309 人	297 人	298 人	287 人
	実績	264 人	276 人	256 人	248 人
	過不足	45 人	21 人	42 人	39 人
高学年	量の見込み	154 人	151 人	152 人	145 人
	確保の内容	64 人	133 人	132 人	127 人
	実績	86 人	71 人	70 人	88 人
	過不足	▲ 22 人	62 人	62 人	39 人

※各年度3月末日時点 ※過不足＝確保の内容－実績

【評価】

2015年度(平成27年度)～2018年度(平成30年度)の4年間を通して確保の内容と実績に乖離はあったものの、放課後学級への入級を希望する児童全員を受け入れることができました。

また、2016年度(平成28年度)からは、夏休みだけの受け入れを開始し、2016年度(平成28年度)は96人、2017年度(平成29年度)は149人、2018年度(平成30年度)は157人の入級がありました。このことにより夏休み期間中については、一時的に入級児童数が増加し、年度末時点の児童数を大きく超えている実態があります。

放課後学級未開設3小学校区中、志賀及び上林小学校の2校区については、2019年(平成31年)4月の開設に向け準備を行いました。

保護者の就労により放課後学級のニーズが高まっており、入級児童数は増加傾向となっています。

今後においても、保護者のニーズに対応した提供体制の確保に努めます。

第5節 本計画における取組課題

1. 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実

国勢調査の結果では、本市の女性の就業率は30～34歳の年代で落ち込んでいます。これは出産・子育て期で一時的に仕事を休むか、退職する女性が多いことによるものと考えられますが、就業率は35～39歳の年代から上昇に転じ、50歳代前半までの女性の8割前後が就業しています。また、本市の子育て期にある女性の就業率は全国、京都府の数値に比べ高く、子育てと両立しながら働く女性が多いことがうかがえます。また子ども・子育てに関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）の結果では、平日に定期的にご利用したい事業は、「認定こども園（2号・3号）」（51.4%）、「保育所」（32.4%）など、比較的長時間預けることができる施設の利用ニーズが高くなっています。

2. 幼児期から就学期にわたる切れ目のない教育・保育環境の充実

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前の子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えます。そのため、就学前からの家庭や地域における教育は重要な意味をもちます。

国では、幼稚園・認定こども園・保育園において育みたい資質・能力を明確化し、その考え方が小学校入学後にも引き継がれるように設定しています。国の動きを踏まえ、幼児期からの教育を一層充実し、幼稚園、認定こども園、保育園から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、子どもの年代に応じた学び環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

3. 地域における子育て支援の充実

ニーズ調査の結果では、子育てを「楽しい」「とても楽しい」と回答した保護者の割合は合せて6割を占めています。一方、「少し不安又は負担を感じる」「とても不安又は負担を感じる」と回答した保護者の割合は合せて2割台となっており、「子どもを叱りすぎているような気がする・子どもに大きな声を出してしまう」がほぼ3人に1人と子育てにストレスを感じている保護者は少なくありません。また、「ストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう」は3.9%と少なくなっていますが、少ないとはいえ看過できない数値です。

本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の不安、孤立感の解消のため、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めています。地域の子育て支援事業の認知状況をみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「児童館・児童センター」「保育所・こども園・幼稚園の園庭開放や子育て講座」「妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業などの家庭訪問事業」「保健福祉センターの情報・相談事業」の認知率は8割台を占め高くなっていますが、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「児童館・児童センター」「保育所・こども園・幼稚園の園庭開放や子育て講座」「保健福祉センターの情報・相談事業」は、知っているも利用につながらない割合が3～4割程度あり、サービスの周知とともに、利便性やニーズに合ったサービスの提供が

できているのかなど問題点を把握し充実を図ることが必要です。

また、本市では妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない支援を行う機能をもつ拠点として「子育て世代包括支援センターぷくぷく」を設置しています。子育てに悩んだり不安を抱えたりした場合の相談先としてセンターを有効活用してもらえよう周知を図ることが必要です。

4. 地域ぐるみで支える子育ての推進

ニーズ調査の結果では、子育てに関して、気軽に相談できる先は、「親族」「友人や知人」の順で多く、「保育所・認定こども園」や「小学校」などが続いています。また、近所や地域の人々の付き合いの状況は、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が最も多く、次いで「少々付き合いがある」となっています。

地域のつながりの希薄化、身近なところで子育てについて相談できる相手がないなどの状況により孤立すると、養育力の低下や児童虐待の要因となると考えられます。地域住民の多くが子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができる環境づくりを引き続き進めていく必要があります。

5. 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、2015年(平成27年)の日本の相対的貧困率は15.7%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%(2015年(平成27年))と半数を超えている状況です。

ニーズ調査の結果では、本市の貧困率は9.2%(ひとり親家庭は39.7%)となっており、貧困家庭は決して少なくありません。

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

6. 子育て家庭の満足度向上に向けた取組の推進

ニーズ調査の結果では、本市の子育ての環境や支援に対し、不満足が割合が28.7%に対し、満足が割合は31.2%となっています。満足は5年前の調査の結果では25.1%、不満足は28.9%で、満足が割合はやや上昇しているものの、不満足はほとんど変わっておらず、市の取組が子育て家庭にとって十分な満足を得られる成果に至っていない状況にあります。引き続き、子育て家庭の満足度の向上を図るための取組を総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。

第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援法第2条で明記されている理念では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とされています。

また、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。」と続いています。

本市では少子化が急速に進み、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、ニーズに沿った子育て支援を充実していくことが大切です。

法が示す理念との調和を図るとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、昨年度実施したニーズ調査結果から読み取れる課題、本市の地域特性などを踏まえ、前期計画における理念を、本市が行政として取り組むべき方向性として本計画においても位置づけます。

【計画の基本理念】

すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進

第2節 基本的方向性

前期計画では、前述の基本理念を計画推進の根底の考え方に据え、次の3つの取組の方向性に沿って、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に展開してきました。

本計画でも、引き続きこれらの方向性に沿って施策を展開し、子どもが健やかに育ち、地域で支え合いながら、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを目指します。

I. すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

次代を担う綾部市の子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを産み育てることの意義と喜びに理解を深めることができるよう、学校教育・保育環境の充実を図ります。

また、子どもたちの人権を守り育てることに対する理解を高め、子どもの成長段階や家庭環境、障害の有無など個々の状況に応じた支援を行うとともに、近年社会問題化している児童虐待対策の強化、また子どもの貧困対策に取り組みます。

これらの取組を通じ、子どもたちの最善の利益（児童の人権の尊重及び確保）が守られ、心豊かに成長・発達できるまちづくりを推進します。

II. 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

保護者の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどに関係なく、個々の特性に適した幼児期の教育・保育を提供できるよう、幼稚園・認定こども園・保育園について質・量の両面で充実を図るとともに、放課後児童対策の充実や小学校との連携強化などに取り組みます。

また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭が地域で孤立することを防ぐため、教育・保育事業のほか、地域における子育てに関するさまざまな支援や相談・情報提供体制の充実を図ります。さらに、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援や母子の健康の保持・増進を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援、生活環境の整備などに取り組みます。これらの取組を通じ、本市で安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進します。

III. 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

地域の子育て機能の強化を図るため、自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域社会が一体となった子育て支援活動を推進します。

また、このような地域の支え合いのネットワークの中で、子どもの育ちや親の子育てを見守ることで、児童虐待の予防をはじめ、犯罪や事故、災害等から子どもたちを守る、地域社会が一体となった子育て支援のまちづくりを推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進
------	--

基本的方向	基本目標	基本施策
I すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり	1. 子どもの人権を大切にするまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 互いの人権を尊重する態度の育成に向けた啓発活動の充実 ② 子どもや子育て家庭の意見・ニーズを反映する仕組みづくり
	2. 子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学前教育・保育の充実 ② 地域に開かれた学校・園づくり ③ 地域での交流活動の充実 ④ さまざまな体験活動の充実 ⑤ 親子のふれあい活動の充実 ⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑦ 子育て施設の整備や充実
	3. 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童虐待防止対策の強化 ② 社会的養護を必要とする児童生徒・家庭への支援 ③ ひとり親家庭への支援の充実 ④ 障害児施策の推進 ⑤ いじめや不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援の充実 ⑥ 外国籍・帰国児童生徒への支援
	4. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの育ちと学びを支える取組の推進 ② 安定した生活を支えるための自立支援の推進 ③ 経済的支援の推進 ④ 子どもの貧困対策連絡会等の庁内連携

基本的方向	基本目標	基本施策
Ⅱ 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり	1. 家庭と仕事の両立の推進	① 仕事と子育ての両立のための支援 ② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	2. 子育てについての相談や情報提供の充実	① 相談体制の整備や充実 ② 情報提供体制の整備や充実
	3. 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実	① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実 ② 児童の健全育成の推進
	4. 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	① 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ② 「食育」の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児・産科医療の充実
	5. 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備	① 子育てに配慮した施設整備の推進 ② 安全・安心なまちづくりの推進 ③ 子育て家庭の経済的負担に対する軽減策の充実
Ⅲ 子育て家庭を支援するまちづくり 地域社会が一体となって、	1. 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③ 子どもを災害から守るための活動の推進
	2. 子育て仲間づくりへの支援	① 子育てサークルに対する支援の充実 ② 子育て家庭が交流する機会の充実 ③ 子育て支援のための地域ネットワークの推進
	3. 地域における子育て資源の有効活用	① 地域にあるさまざまな施設等の活用促進 ② 子育て支援のための人材の確保や育成

第3章 基本的方向別の施策

第1節 すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

1. 子どもの人権を大切にすまちづくりの推進

子どもが自分の権利だけでなく、相手の権利も尊重する人間として成長していけるように取組を進めるとともに、子どもたちを社会の一員として、また、次代を担う世代としてその意見を尊重し育むまちづくりを推進します。

① 互いの人権を尊重する態度の育成に向けた啓発活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
人権教育及び啓発の充実	各中学校ブロックの人権学習一貫プログラムを充実し、子ども自身が人権課題を「ひとごと」ではなく、自らに関係する「わがごと」としてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する態度を育むよう支援します。 また、人権の花運動や次世代間交流などを通じて、次代を担う子どもたちが生命の尊さを学び、協力、感謝することの大切さと優しさ、思いやりのある豊かな心を育成します。	継続	学校教育課 人権推進課

② 子どもや子育て家庭の意見・ニーズを反映する仕組みづくり

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子どもの意見・主張を聞く機会の充実	人権作文や市内各園の園児が主体となつて行う発表会等の行事の実施、子どもが主体となつてイベントの運営・開催などの機会を充実します。	継続	全課 ・秘書広報課 ・総務課 ・市民協働課 ・人権推進課 ・環境保全課 ・こども支援課 ・保健推進課 ・商工労政課 ・消防本部 ・上水道課 ・下水道課 ・議会事務局
子どもの作品等の募集・展示等の実施	子どもの作品や家族の絆を深めるメッセージ等を各種イベントや行事の機会に募集します。 また、幼稚園、認定こども園、保育園、児童館、児童センターに来館する子どもたちを対象とした作品展示などに取り組みます。	継続	こども支援課 学校教育課
子どもの実態調査の実施	子育て家庭を対象に実態や要望等を調査し、各種計画や施策への反映に努めます。	継続	こども支援課

2. 子どもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養い、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、就学前教育・保育及び学校教育の充実を図ります。

また、これから親となる世代が、将来子どもを産み育てたいと思えるように、出産・子育ての意義や家庭をもつことの大切さなどについて、理解を深めるための教育・啓発を充実します。

① 就学前教育・保育の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
心の教育の推進	子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む心の教育や道徳教育を推進します。	継続	学校教育課
幼児交流会の実施	認定こども園・保育園などの就園児童が集い、交流する事業の実施について、全園が一体となって参加できる取組を検討します。 また、幼稚園の交流保育を促進し、自然体験や運動遊び・人形劇鑑賞等、保育内容の充実を図ります。	継続	こども支援課 学校教育課
幼児期の教育・保育と小学校教育の連携の推進	認定こども園・保育園などとの連携を強化し、それぞれの機能を生かした幼児期の教育・保育の充実に努めます。 また、幼稚園・認定こども園・保育園などの就学前施設から小学校への円滑な連携を図り、学びと育ちの連続性のあるアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの充実を図ります。	継続	こども支援課 学校教育課
保幼小連携の推進	幼稚園・認定こども園・保育園などの教育・保育施設と小学校の連携・交流を促進する取組を進めます。	継続	こども支援課 学校教育課
保育・教育施設の充実と整備	施設や備品等の整備など、教育・保育施設の継続的な維持管理、充実を図ります。 社会福祉法人に対しては、国や府の補助金制度を活用しながら、民間保育所等補助金交付事業を実施し、施設や備品等の整備を推進します。	継続	こども支援課 学校教育課

② 地域に開かれた学校・園づくり

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
園庭や校庭等の開放	地域において親しみを感じる施設として園庭や校庭等を開放し、市民や文化・スポーツ団体の利用促進を図ります。	継続	学校教育課
学校や教職員の評価システムの推進	学校関係者評価を学校運営に活かしていきます。	継続	学校教育課
信頼される学校づくりの推進	学校評議員制度を活用し、地域社会の協力を得て教育を進めます。	継続	学校教育課
おもちゃや図書の使用、貸し出しの実施	親子が気軽に利用できるおもちゃや図書を充実し利用促進を図ります。	継続	こども支援課

③ 地域での交流活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
乳幼児とのふれあい事業の実施	保幼小連携事業や中学生の家庭科学習等を通して乳幼児とのふれあいの機会を充実します。 中高生に乳幼児とふれあう機会を設けて、次代の親づくり事業を推進します。	継続	学校教育課 こども支援課
子どもと地域住民の交流促進	シルバー・チャイルドハウス事業や児童館・児童センターのイベント、放課後子ども教室等の実施を支援し、子どもと地域住民との交流活動を推進します。 また、地域の施設や人材と協力し、社会に開かれた小中一貫教育を充実します。	継続	学校教育課 こども支援課 社会教育課
高齢者とのふれあい事業の実施	祖父母参観日の実施をはじめ、高齢者学級や地域の行事・施設でのふれあいの機会を充実します。 また、シルバー・チャイルドハウス事業を継続し、子どもと高齢者のふれあう機会の充実を図るとともに、参加者や事業の運営を支えるボランティアの確保に努めます。	継続	学校教育課 こども支援課
公民館事業の促進	子どもが参加しやすい事業を小・中学校と連携しながら実施できるよう公民館に呼びかけていきます。	継続	社会教育課
青少年地域活動支援事業の実施	青少年の自主性や協調性を育む活動を促進します。(地域の子ども会等に対する補助)	継続	社会教育課

④ さまざまな体験活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
動物とのふれあい事業の実施	小動物などとのふれあいを通じて、子どもたちが命の大切さを学ぶことができる機会を提供します。	継続	こども支援課 学校教育課
ジャンボリー（青少年育成連絡協議会主催）の開催支援	子どもたちにさまざまな体験活動や交流活動の場を提供できるよう、主催団体や実行委員会構成団体と連携しながら事業内容や実施場所等を検討していきます。	継続	社会教育課
勤労体験学習の支援	子どもたちの勤労体験学習を支援します。	継続	学校教育課
郷土愛を育む事業の実施	子どもたちに生まれ育った郷土に誇りを持ってもらうため、体験を通してふるさと綾部を愛する心を育てていきます。	継続	学校教育課

⑤ 親子のふれあい活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子どものためのおはなし会等の実施	親子等を対象に「おはなし会」や人形劇、工作教室等を図書館で行います。 広報による周知や参加を呼びかけるとともに、内容の充実を図ります。	継続	社会教育課
天文館工作教室等の実施	親子等を対象に、さまざまな内容の工作教室等を開催するとともに、多くの子どもたちが参加できるよう機会の充実を図ります。	継続	社会教育課
ブックスタート事業の推進	4か月健診時に絵本を支給し、絵本の読み聞かせのきっかけを提供します。 読み聞かせにより、親子のコミュニケーションの時間と豊かな文化にふれあう機会を提供します。	継続	保健推進課

⑥ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
スポーツ少年団の育成支援	スポーツ少年団の団員確保に向けた取組に努めます。また、スポーツの魅力を多くの子どもたちに伝え、加入促進につなげるための啓発を推進します。 今後も子どもたちの施設使用に対する減免制度を継続し、スポーツ少年団等の活動を支援します。	継続	文化・スポーツ振興課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
ふるさととのふれあい活動の推進	郷土文化や歴史の伝承に関する事業・季節の行事やシルバー・チャイルドハウス事業などを通じ、より多くの参加者が交流を図りながら、ふるさととのふれあい活動ができるよう取組を推進していきます。	継続	こども支援課
文化・スポーツ交流会や競技会の開催	青少年のニーズに応じた内容を検討するとともに、文化芸術に接し創造し発表できる場を提供していきます。また、交流会についても、より内容が充実するよう工夫を凝らし開催していきます。	継続	文化・スポーツ振興課

⑦ 子育て施設の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
公園の遊具等の安全点検や整備	遊具等の安全確保のために、各種公園等の安全点検及び補修・改修などを実施します。ふれあい牧場の遊具については、来場者の安全を図るため、改修を含む整備の実施に努めます。	継続	都市計画課 社会福祉課 こども支援課 農林課
ふれあいスペースの整備・提供	地域子育て支援センターを中心に実施するほっとランド事業を充実します。	継続	こども支援課
児童館・児童センターの整備や充実	施設・備品の点検を行い、施設整備や遊具等の充実を図るとともに、利用者が安全に交流できる場を提供します。	継続	こども支援課
複合的子育て支援施設の整備	子育て支援施策を複合的に行う施設の整備を検討します。	継続	こども支援課

3. 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進

すべての子どもたちが社会の保護のもとに育成されるように、児童虐待防止のための関係機関のネットワークや地域の連携体制の充実を図るとともに、要保護児童対策の強化を図ります。

ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、さまざまな悩みや不安の解消と自立を促す取組を推進します。

障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育・療育・教育の推進とともに、障害のある子どもを養育する保護者が安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

そのほか、いじめ問題については、学校や地域において、そのような行為をなくすための取組を推進します。

① 児童虐待防止対策の強化

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
綾部市要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止ネットワークの充実	虐待防止、早期発見、早期対応を行うため、綾部市要保護児童対策地域協議会の構成組織で情報を共有し、役割分担等の連携による適切な対応を図ることに努めます。 また、個別のケース検討会議においては、児童虐待対応アドバイザーの指導・助言を得る機会を増やしていきます。 さらに、児童等に対する必要な支援を行う子ども家庭支援総合拠点の設置・運営を図ります。	拡充	こども支援課
児童相談所等との連携強化	年々増加する虐待を踏まえ、虐待の内容に応じ専門的な対応ができるよう、児童虐待の対応体制の強化を図ります。 児童虐待防止法の改正により、今後は児童虐待に対し、市には迅速な対応が求められることから、地域の子どもを地域で守り、虐待を未然に防止するための取組の強化を図ります。	拡充	こども支援課
育児支援家庭訪問事業の実施	乳幼児健診を通じ、支援が必要な子どもや家庭の把握に努め、継続的な支援を実施します。 また、核家族化のほか、社会的背景や経済的問題など、課題は複雑さを増していることから、関係機関と連携した取組を強化します。	継続	保健推進課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
児童虐待防止に関する啓発活動	市民向けの啓発活動の充実のため、今後も街頭啓発を積極的に行い、市民にオレンジボンや啓発グッズを配布し、啓発に努めます。 FMいかるへの出演を通じ、市民啓発に努めます。	継続	こども支援課
虐待防止のための臨床心理士相談の推進	臨床心理士による相談の機会を設け虐待の未然防止に努めます。	継続	保健推進課
DV等被害者支援	DVを受けた保護者が児童虐待行為に及んだり、その行為を目の当たりにした子どもにとってはそれ自体が児童虐待にあたることから、警察・婦人相談所等と連携し、DV被害にあった女性の相談に応じ支援し、あわせて子どもの安全を図ります。 また、配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の強化と関係機関と連携した被害者支援の充実を図ります。相談者が増加する中、担当職員の更なる研修が必要であることから、職員のスキルアップと被害者支援の充実を図っていきます。	継続	人権推進課

② 社会的養護を必要とする児童生徒・家庭への支援

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子ども家庭総合支援拠点事業の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、児童虐待の未然防止を含め実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問など、ソーシャルワーク業務を行う機能を担う拠点の整備を図ります。	新規	こども支援課
児童養護施設等入所児童への支援	児童相談所の要請に応じ、児童養護施設等入所児童の退所に向けて、関係機関が連携し支援します。 支援にあたっては、児童相談所と連携するとともに、家庭復帰後の支援については、丁寧な支援計画の作成と、施設退所に伴う学校・園との丁寧なカンファレンスに努めます。	拡充	こども支援課

③ ひとり親家庭への支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭における悩みなどについての相談に応じます。 子ども家庭総合支援拠点を整備し、母子・父子自立支援員と保健師が連携した支援に努めるとともに、保護者の疾患による支援の多様化や対応の難しさ等を踏まえた相談支援のスキル向上に努めます。	拡充	こども支援課
母子生活支援施設への保護及び自立支援の充実	保護を必要とする母子の入所措置を行い、母子が安心して生活できる場を提供していきます。	継続	こども支援課
児童扶養手当の充実	18歳までの児童を養育するひとり親家庭の母又は父等に対して手当を支給し、その自立を支援します。 法改正を受け、保護を必要とする児童やその家庭に対し、手当の支給だけでなく支援のための情報発信を併せて行っていきます。	継続	こども支援課
ひとり親家庭に対する子育て支援	ひとり親家庭を対象に、認定こども園、保育園などの保育料を軽減します。	継続	こども支援課
母子、父子福祉会への支援	会員の減少が進む中、母子寡婦福祉会、父子福祉会の活動に対して支援します。	継続	こども支援課
福祉医療費支給事業の実施 (ひとり親家庭)	ひとり親家庭の児童及びその母又は父等に対して医療費の一部を支給し、健康の保持と生活の安定を図ります。	継続	市民・国保課

④ 障害児施策の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
特別支援加配職員の充実	障害児等の支援のため、療育教室職員を中心としたサポート体制を推進します。 小中学校において、特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実に向け、支援員・介助員を配置します。 認定こども園・保育園では、特別支援保育を実施するための加配保育士を、放課後学級では特別支援加配支援員をそれぞれ配置し、障害児等が安心して過ごせるよう支援します。	継続	こども支援課 学校教育課 社会教育課
季節療育への支援	障害児の長期休業中における療育及び保護者の介護負担を軽減するため、季節療育の実施に対して支援します。 事業継続のため、団体への支援及び運営面での協力を行っていきます。	継続	障害者支援課 こども支援課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
障害児短期入所サービスの提供	<p>障害児の介助を行う者の疾病その他の理由により、障害児が居宅において介助を受けることができない場合に、短期入所サービスを提供します。</p> <p>相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。</p>	継続	障害者支援課
情緒障害児短期治療施設入所児童への支援	<p>るんびに学園との連携をさらに進め、児童生徒に対して、教育活動の推進・社会性の確立により、進路保障などの支援を行います。</p> <p>毎年の分教室の訪問を継続し、分教室の個に応じた指導の質の向上を図ります。</p>	継続	学校教育課
療育教室の充実	<p>障害等により発達上の支援を要する就学前児童に対して基本的な生活訓練や集団生活適応訓練を行い、保護者に対しては、家庭療育上の助言や発達支援を行います。</p> <p>早期療育支援のニーズに伴う療育教室通所児童の増加を踏まえ、午後における療育の機会を充実するとともに、職員の資質の向上や体制の整備・充実を図るなど、安定した療育教室の運営を図ります。</p> <p>また、障害者支援課と連携して発達支援センターの設置を目指します。</p>	拡充	こども支援課
心身障害児ネットワークの構築	<p>障害の早期発見や早期対応を行うために保健、福祉、医療等の関係機関の緊密な連携を図ります。</p>	継続	障害者支援課 保健推進課 こども支援課
障害児家庭へのホームヘルプサービスの提供	<p>保護者負担の軽減を図るためにホームヘルプサービスを提供します。</p> <p>相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。</p>	継続	障害者支援課
適切な就学支援の実施	<p>児童個々の状況に応じた適切な就学支援を行います。</p> <p>また、個々の望ましい就学に向け、関係課・園・学校・医療機関等と連携し相談活動を充実させます。</p>	継続	学校教育課
障害児家庭の交流の促進	<p>療育教室において通所児童家庭の集いを開催し、子育てについての意見交流を図ります。園から発達支援の必要な児童に関する情報提供があった場合は、保健推進課と連携し、早期に対応できるようにします。</p> <p>また、療育教室においても各園との連携を図り、多方面からの通所児童の支援を行っていきます。</p>	継続	こども支援課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
幼児発達サポート事業の推進	<p>幼児発達サポート事業のメンバーとして、集団生活における困難さを抱える児童を把握し支援につなげます。</p> <p>また、にこにこ子育て教室等を開催し、子育てに関する保護者支援を行います。ことばとからだの教室「すてっぷ」を実施し、就学前の児童の支援として、ソーシャルスキルトレーニングを行います。</p> <p>こども支援課、保健推進課、学校教育課が連携し、より良い相談活動の実施に努めます。</p>	継続	こども支援課 保健推進課 学校教育課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施	<p>小児慢性特定疾病児童の在宅生活に必要な日常生活用具を給付するなど、必要に応じて支援していきます。</p>	継続	障害者支援課
障害児福祉手当の支給	<p>20歳未満の重度障害児に対して手当を支給します。</p> <p>制度の周知に努め、適正な支給を継続します。</p>	継続	障害者支援課
福祉医療費支給事業の実施 (重度心身障害児者)	<p>重度心身障害児者に対して医療費の一部を支給し、健康の保持・増進、生活の安定を図ります。</p>	継続	市民・国保課
特別児童扶養手当の受給指導の実施	<p>20歳未満の重度障害児者の保護者に対して特別児童扶養手当の受給案内を行い、重度障害児者の養育を支援します。</p>	継続	障害者支援課

⑤ いじめや不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
スクールカウンセラーの配置	<p>京都府の事業を活用し、小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒・保護者・教師の多様化する相談内容に対応していきます。</p>	継続	学校教育課
教育支援センター活動の充実	<p>教育相談や援助・指導を行うとともに、学校不適応傾向のある児童生徒を対象に教育支援センター（適応指導教室）を運営します。</p> <p>府の拠点整備事業と連携し、より充実した相談活動や不登校対応に努めます。</p>	継続	学校教育課

⑥ 外国籍・帰国児童生徒への支援

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
多文化共生に関する理解の促進	国籍や民族等の違いによる多様な文化・価値観に対し寛容な心を持ち、日本人と外国人がともに生活できる社会をつくるため、異文化の積極的な理解を促す教育を推進します。	新規	学校教育課
帰国・渡日の児童・生徒・保護者への支援	日本語の理解が困難な外国人児童生徒・保護者に、授業、懇談、家庭訪問等の際に必要な通訳等の費用の一部を支給します。	新規	学校教育課

4. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進

生活に困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における各段階に応じた切れ目のない支援を展開します。

併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、また経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困解消に向けた取組を推進します。

① 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
学習習慣定着に向けた支援	さまざまな背景がある児童生徒に対して、その基礎学力を高め、進路を保障するために、個に応じた指導方法の工夫・改善を進めます。また、目的意識・将来展望の育成など、キャリア教育を充実し、希望進路の実現に努めます。	新規	学校教育課
生活保護世帯等学習支援事業	要保護・準要保護世帯の児童生徒に対し、基礎学力の向上を図るための学習支援を行います。	新規	社会福祉課 社会教育課

② 安定した生活を支えるための自立支援の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	新規	社会福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと協定を結び、自立・就労相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	新規	社会福祉課 こども支援課
子ども食堂への支援	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりとともに、地域で子どもを見守る活動に対して、京都府と連携し支援を行います。	新規	こども支援課

③ 経済的支援の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
生活保護法等による生活支援、養育費の確保等経済的支援の促進	生活保護の適正実施に努めるとともに、生活困窮者支援事業を実施していきます。	継続	社会福祉課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業の実施	制度の適正な活用を継続し、経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を援助します。	継続	学校教育課
入学支度金の支給	経済上の理由により進学困難な家庭に、大学等の入学支度金を支給します。	新規	学校教育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討 [地域子ども・子育て支援事業]	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について検討します。	継続	こども支援課

④ 子どもの貧困対策連絡会等の庁内連携

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子どもの貧困対策連絡会の開催	庁内で子どもの貧困対策に関する取組を行っている部署がそれぞれの取組を持ち寄り意見交換の場を設けます。	新規	こども支援課 社会福祉課 保健推進課 商工労政課 学校教育課 社会教育課 市民・国保課

第2節 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり

1. 家庭と仕事の両立の推進

子育てと仕事の両立ができるよう、子ども・子育て新制度に基づく幼児期の教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業など、子育てと仕事の両立を支援するための各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。

また、男女ともに仕事の時間と生活の時間の調和がとれた暮らし方ができるよう、働き方を見直すなど、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や育児休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを促進するにあたっては、京都府をはじめ、労働局や企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

① 仕事と子育ての両立のための支援

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
保育園等に対する「産休や育休明け入所予約」の充実	出産及び育休明け時の保育園等への入所予約の普及促進を図ります。 保護者からの相談に対応し、新年度申請や随時の受付を行います。	継続	こども支援課
延長保育事業(時間外保育事業)の充実 [地域子ども・子育て支援事業]	仕事と育児の両立の支援に向け、保育園等において、開所時間を超えて保育を行う延長保育事業の実施に対し民間保育所等補助金の交付を行い、事業の充実を図ります。	継続	こども支援課
病後児保育の推進及び病児保育の検討 [地域子ども・子育て支援事業]	家庭で保育できない病後の児童を一時的に預かる事業を実施します。 また、病児保育については、保護者のニーズや他市の実施状況等を踏まえ引き続き検討を行います。	継続	こども支援課
休日・夜間保育の検討	休日保育や夜間保育のニーズを把握し、引き続き検討します。	継続	こども支援課
放課後児童健全育成事業(放課後学級)の充実 [地域子ども・子育て支援事業]	就労などで昼間保護者がいない家庭の児童の放課後対策事業である「放課後学級」の未開設校区については、開設に向けて準備を進めていきます。	拡充	社会教育課
校庭開放の促進	放課後の幼児児童生徒の居場所づくりや地域の文化・スポーツ団体等の活動を支援するため、今後も開放に努めます。	継続	学校教育課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施 [地域子ども・子育て支援事業]	子育ての支援を受けたい人や子育ての支援を行いたい人を会員として互助活動を行うファミリー・サポート・センター事業充実を図っていきます。 市民に広く周知し、会員の確保、特に「まかせて会員」の確保に努めます。	拡充	こども支援課

② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子どもの急病時対応等ができる職場環境の啓発	事業所に対する啓発を推進し、関係機関と連携しながら、男女共同の意識づけの強化と啓発を行います。	継続	人権推進課 商工労政課
育児休業の完全実施の啓発	事業所に対し、育児休業の完全取得に向け啓発を行います。	継続	人権推進課 商工労政課
父親の育児休業制度の導入促進	事業所に対し、男性の育児休業制度導入に向けて「女性活躍推進法」や「育児休業法」など法や制度の周知、啓発を行います。	継続	人権推進課 商工労政課
働き方の見直しの啓発	長時間労働の是正や男女がともに活躍できる職場環境づくりなど働き方の見直しについて「女性活躍推進法」など法や制度の周知、啓発を行います。	継続	人権推進課
男女共同参画社会の実現に向けた広報、啓発	綾部市男女共同参画計画「あいプラン」に基づき各種施策を展開していきます。 市民への意識づけを図るための講座を開催するとともに、企業や団体等へ向けて、女性の能力開発や男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けて「女性活躍推進法」や「育児休業法」など法や制度の周知、啓発を行います。	継続	人権推進課

2. 子育てについての相談や情報提供の充実

子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるように、子育てに関するさまざまな相談に幅広く対応し、悩みや困りごとに応じて適切な支援窓口に接続できる相談支援体制を充実します。

また、保健・福祉・教育等、各分野のさまざまな子育て支援に関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、子育て家庭が求める情報が入手しやすくなるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

① 相談体制の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
利用者支援事業の導入 [地域子ども・子育て支援事業]	保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用等に関する相談や情報提供を行うとともに、家庭の状況に応じて適切なサービスにつなぐための支援を実施します。 保健推進課と連携を図り、支援の充実に努めていきます。	継続	こども支援課 保健推進課
子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）やFAX等の設置	子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）やFAXなどによる、子育てに対する相談や情報提供、児童からの虐待の通報や相談に対応します。子育て相談や虐待相談件数の増加に伴い、市民への啓発を幅広く行います。 深刻なケース事例は、警察や児童相談所につながります。	継続	こども支援課
子育てメール相談の充実	パソコンや携帯電話等から子育ての相談を受け付け、迅速に対応します。 チラシやホームページで子育てメールの周知を図ります。	継続	こども支援課
就学前児童に係る支援体制の充実	関係課との連携を充実させ、支援が必要な幼児の継続的な支援・保幼小連携の取組を進めます。	継続	こども支援課 学校教育課
家庭児童相談室の充実	家庭児童相談室の家庭相談員が子育て相談に応じ、家庭支援を行います。 児童虐待に適切に対応できるよう相談員が研修に積極的に参加し、対応スキルの向上に努めます。 また、家庭児童相談室会議を定期的開催することにより、事案の進捗状況や各機関との連携の在り方を協議していきます。家庭相談員の役割分担により、保健推進課・教育委員会との連携がより強くなるよう取り組みます。	拡充	こども支援課

② 情報提供体制の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て学習講座の開催	「子育て講演会」「子育て親育ち講座」を開催し、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。 講座の実施にあたっては、保護者のニーズを把握し内容の充実に努めます。	継続	社会教育課 こども支援課
育児相談の実施	気軽に子育ての些細な疑問や不安を解消できる場の提供に努め、子育て家庭の育児不安解消を図ります。	継続	保健推進課
子育て支援パンフレット等の作成や配布	子育て支援パンフレット・チラシを作成し、子育てに関する情報提供を行います。 また、地域子育て支援センター等と連携し、遊び場等の施設や医療に関する情報等の掲載など、提供内容の充実に努めます。	継続	こども支援課 保健推進課
幼稚園・保育園などからの情報提供の推進	幼稚園・認定こども園・保育園・地域子育て支援センターにおいて、子育てや行事、交流会、未就学児に対する施設開放等に関する情報を提供します。	継続	こども支援課 学校教育課
ぷくぷくひろばの開催	妊娠中を健康に過ごし安心して出産ができるよう、また、産後は育児の適切な情報を提供し、気軽に相談ができる場として、妊産婦と父親や家族の交流の機会として取り組んでいきます。	継続	保健推進課
つどいの広場の充実	概ね3歳までの児童の親子が交流し、子育て相談もできるつどいの広場について、地域子育て支援センターや、認定こども園・保育園と連携し取り組みます。	継続	こども支援課
医療情報の提供	市のホームページや広報ねっと等で健康づくり等の情報提供を行っていきます。	継続	保健推進課
ホームページ「子育てネット綾部」による子育て情報の提供	ホームページ「子育てネット綾部」で、子育て支援情報の提供を行うとともに、フェイスブック等SNSを活用した情報発信も検討していきます。 また、子育て情報誌の更新を検討します。	拡充	こども支援課

3. 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

働き方の多様化や子育て家庭の保育ニーズのほか、幼児期の教育に対する保護者のニーズに対応できる教育・保育事業やサービスを充実するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

また、すべての市民が子どもの健やかな成長を見守り、支援することの意義に理解を深め、家庭・学校・保育園等・地域が連携して子どもの健全育成を支援するまちづくりを推進します。

① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
教育・保育事業の提供体制の充実	新制度の施設型給付に基づき、幼稚園、保育園等教育・保育事業の充実と教育保育の質の向上を図ります。	継続	こども支援課 学校教育課
幼児期の教育の充実	各園に配置されている子育て支援推進保育士と担任との連携を図り、児童虐待の未然防止の観点を含め、園内研修を充実します。 園内各研究会を充実し、幼稚園教育要領の確実な実施を進めます。 また、学研幼年部会や各中学校ブロック研究会等と連携し、教育の充実を図ります。	継続	こども支援課 学校教育課
地域子ども・子育て支援事業の充実	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを支援するため、一時預かりや放課後児童健全育成事業(放課後学級)、病児・病後児保育事業など、地域子ども・子育て支援事業を本市の実情に応じ実施します。	継続	こども支援課 保健推進課 社会教育課
災害等の緊急時の一時的保育の実施	災害等の緊急時の一時的保育サービスを行います。現在、子育て支援のNPO等の緊急時一時的保育サービスの実施はありませんが、緊急性・必要性に対しては、保育協議会等と連携をしながら、公立園を中心にした実施を検討していきます。 要保護児童に対しては、福知山児童相談所と連携を図り、児童の一時保護の実施を行います。 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)事業の利用についての周知方法を検討します。	継続	こども支援課

② 児童の健全育成の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て支援推進保育士の配置	各園において、発達上及び家庭環境等で支援を必要とする就園児童に対して配置されている子育て支援推進保育士と担任との連携を図り、園内研修を充実します。 特に児童虐待の未然防止の観点から連携・協力しながら取り組んでいきます。	継続	こども支援課
放課後子ども教室の充実	子どもたちの居場所づくりと体験活動を推進するため、各小学校施設を活用し、放課後等にさまざまな活動を行います。 また、より多くの市民に関わっていただくため、教室の周知に努めます。	継続	社会教育課
児童館・児童センターの活動の充実	児童館・児童センターにおいて、各館の特色を生かしながら、遊びの場の提供や季節行事、ふれあい事業、子育て支援活動等の充実を図ります。 行事開催時や日常での利用などにおいて児童・保護者が気持ちよく利用していただける環境づくりを目指します。	継続	こども支援課
青少年健全育成に係る啓発活動の実施	FMいかるでの広報など、非行防止等に関する啓発活動を引き続き実施します。	継続	社会教育課
青少年健全育成のために家庭と関係機関との連携の推進	家庭教育情報誌「きずな」による情報提供や「全市一斉声かけ」（青少年育成連絡協議会主催）の取組など、家庭、地域、PTA、子ども見守り隊など関係機関との連携を推進します。	継続	社会教育課

4. 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進

母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図るとともに、妊娠・出産期から就学前期までの切れ目のない支援をワンストップで行う機能を整え、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりに取り組みます。

また、望ましい食生活や生活習慣、喫煙・飲酒・薬物の有害性などに関する知識の普及・啓発など、子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するための保健事業を推進します。

さらに、子どもが急病等になっても、必要な時に適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。

① 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て世代包括支援センターの周知、利用促進	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センターぶくぶく」を普及・啓発し利用促進を図ります。	継続	保健推進課
母子健康手帳や妊産婦健康診査受診票等の交付	妊産婦の健康の保持や増進を図るために母子健康手帳、妊産婦健康診査受診票等を交付します。	継続	保健推進課
ぶくぶくひろばの開催	妊婦と生後6か月までの乳児とその家族を対象に、助産師によるマタニティストレッチやベビータッチケアを取り入れた参加者同士の交流会を開催します。また、交流を深めるため年4回調理実習も取り入れています。	継続	保健推進課
妊産婦・新生児訪問事業の実施	ハイリスクな妊産婦、医療機関から連絡のあったケースや希望のある方に対し、妊産婦訪問や新生児訪問を行います。	継続	保健推進課
こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 [地域子ども・子育て支援事業]	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談に応じ支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげ乳児家庭の孤立を防ぎます。	継続	保健推進課
すくすくカレンダーの作成・配布	年度初めに年間の乳幼児健診や教室、相談日等の事業が掲載された「すくすくカレンダー」を作成し、乳幼児全戸訪問や事業において配布します。	継続	保健推進課
乳幼児健康診査の充実と推進	子どもの発育・発達の節目に乳幼児健診を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 また、子育ての相談や情報提供の場として活用します。	継続	保健推進課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
歯科健診や歯科指導の実施	妊婦歯科検診により妊娠期の歯周疾患の早期発見と治療及び予防に努めます。 乳幼児健診、育児相談等の事業において、虫歯予防の生活習慣の定着のため、歯科衛生士による指導を継続して実施します。また、要望に応じて虫歯予防のための教室を行います。	継続	保健推進課
2歳児歯とことばの検診	2歳6か月児を対象に、歯科検診とことばの発達を確認するための相談の機会として実施します。 希望者にはフッ素塗布を実施し、歯科衛生士による歯磨き指導を行い、また必要に応じ言語聴覚士によることばの相談を行います。	継続	保健推進課
予防接種の推進	予防接種法に定められた定期の予防接種を実施します。 また、乳幼児健診の機会に未接種の方に対し、個別に接種勧奨を行うとともに接種率の向上を図るため関係機関と連携します。	継続	保健推進課

② 「食育」の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
乳幼児栄養指導の実施	乳幼児健診や育児相談、離乳食講座など保健福祉センターで開催する事業のほか、必要に応じて家庭訪問を行い、管理栄養士が栄養指導を行います。 また、地域のサークルなどの要望に応じて栄養指導を行います。	継続	保健推進課
学校・幼稚園・保育園等の食育の推進	学校・幼稚園・保育園等で、農業体験や調理体験などを実施し幼児児童生徒の豊かな食習慣の形成に努めます。 また、認定こども園、保育園相互の積極的な情報交換を図るとともに、市の栄養士の協力により合同会議等の実施を図ります。	継続	こども支援課 学校教育課
親子クッキングの開催	親子で料理をし、食に関する正しい情報提供を行い、食への関心を深めます。また、家族の健康的な生活習慣の確立と子どもの健やかな成長を促すよう食育の啓発、推進を図ります。	継続	保健推進課

③ 思春期保健対策の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
性教育の推進・デートDVの予防啓発の実施	高校生などを対象とした、デートDVの予防啓発を継続して実施します。児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるよう児童生徒の発達段階に応じた指導を継続して行います。	継続	学校教育課 人権推進課
薬物乱用防止教育の推進	薬物使用防止教育や喫煙防止教育など、教科指導との関連を図り、非行防止教室の実施など各関係機関と連携しながら内容の充実を図ります。	継続	学校教育課
学校保健や地域保健連絡会の連携促進	関係課との連携を継続し、母子保健対策、思春期対策に努めます。	継続	保健推進課

④ 小児・産科医療の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
小児・産科医療の充実	京都府及び府立医科大学との連携強化に努め、北部医療センターとの教育支援等に関する協定なども活用し、引き続き、小児、産科医療の充実に取り組みます。	継続	保健推進課

5. 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備

子どもをはじめ、地域の人すべてが安全かつ安心して外出できるよう、道路交通環境の整備・充実をはじめ、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備・充実を推進します。

さらに、医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭や障害児のいる家庭など、援護が必要と思われる家庭が地域で孤立することなく、その家庭の状況に応じ適切な支援が受けられる環境を整備します。

① 子育てに配慮した施設整備の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
公園トイレのベビーシートの設置	公園トイレ整備にあたって、必要に応じてベビーシートの設置を行います。	継続	都市計画課
トイレの水洗化の普及促進	生活環境の改善とともに公共用水域の水質保全を目的とし、市内全域に水洗トイレを導入できるよう、水洗化の普及促進に努めます。	継続	下水道課

② 安全・安心なまちづくりの推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
道路環境の整備	歩行者に安全な道路環境整備を行います。	継続	建設課
交通安全灯の設置	夜間の犯罪及び事故防止に向けて、交通安全灯の整備を推進します。	継続	市民協働課
信号機設置等の要望活動の実施	交通事故多発地点等の信号機等の設置について、警察署等と調整を図りながら、要望実現に向け継続的な取組を推進します。	継続	市民協働課
交通安全対策の実施	交通事故多発地点等危険箇所へのガードレールやカーブミラー等の設置については、危険箇所の優先順位を整理するなか、子どもを巻き込む悲惨な事故を防止するために確実に取組を進めていきます。	継続	建設課

③ 子育て家庭の経済的負担に対する軽減策の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て支援医療費支給事業の充実	子育て支援の一環として、乳幼児等の医療費を支給します。 事業を継続し保護者の経済的負担の軽減に努めます。	継続	市民・国保課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
認定こども園・保育園等の保育料等の軽減	<p>認定こども園・保育園などの保育料について適正な保育料の設定に努めるとともに、保護者負担の軽減に努めます。</p> <p>また、国等の制度に基づいて幼児教育・保育の無償化を行います。なお、実施にあたっては、京都府と連携し、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施され、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう適切に運用します。</p>	継続	こども支援課
放課後学級利用料の軽減	<p>同一世帯の児童が放課後学級に2人以上入級する場合に2人目の利用料は半額、3人目以降は無料とします。</p> <p>また、生活保護家庭、ひとり親家庭、保護者に一定の障害がある家庭は利用料の減免を行います。</p>	新規	社会教育課
児童手当の支給	<p>中学校卒業までの子どもを養育する家庭に児童手当を支給します。</p>	継続	こども支援課
不妊治療給付事業の実施	<p>不妊又は不育治療を受けている夫婦に対し行う治療費の一部助成については、国の不妊治療対策に合わせ実施していきます。</p>	継続	保健推進課

第3節 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

1. 子どもの安全の確保

子どもにとって安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、交通安全意識の啓発や犯罪の未然防止、災害対応についての啓発など、家庭・地域・学校・地域の関係団体が連携した地域の安全を確保する活動を推進します。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
交通安全思想やマナーの指導、啓発の実施	子どもが交通事故に遭わないよう、交通安全思想や交通安全マナー等の啓発を行います。 引き続き関係機関との連携を密にし、内容を工夫しながら啓発活動を行っていきます。	継続	市民協働課
綾部幼児交通事故防止連絡会の活動の推進	引き続き綾部市幼児交通事故防止対策連絡会に参加し、情報を得るとともに、研修の場と捉え、指導力の向上を図ります。 また、各園において研修を活かした指導を行います。	継続	こども支援課 学校教育課 市民協働課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子どもの犯罪被害防止対策の実施	関係機関と連携を密にし、内容を工夫しながら街頭啓発や総会等の場で講演会等を行い、防犯意識の向上を図る取組を進めます。	継続	市民協働課
子ども110番の家の周知	子どもの安全を守るため、地域のボランティアの協力のもと設置する「子ども110番の家」について、継続して周知を行い、身を守るための行動がとれるよう指導を充実させます。	継続	学校教育課
地域の見守り活動の推進	市内全地区において、防犯に関する啓発並びにパトロールを実施します。 また、地域の子どもの見守り、はぐくむ機運が高まるよう関係団体等と連携し取組を推進します。	継続	市民協働課 社会教育課
子どもの安全に関する情報発信	綾部市メールマガジン「あやべーる」で、子どもの安全に関する情報をメール発信します。	継続	学校教育課
不審者防犯安全対策、防犯訓練対策の実施	子どもたちの安全確保のため、警察等の関係機関と連携し、不審者防犯安全対策、防犯訓練などを行います。	継続	学校教育課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子ども安全パトロール活動への支援	京都府の「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」を活用して、地域ボランティアによるパトロールを継続し、子どもの安全を守ります。	継続	学校教育課

③ 子どもを災害から守るための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
学校・保育園等における災害に対する啓発活動や訓練の実施	学校・保育園等で、火災や自然災害への対応について、今後も訓練を継続し、災害に対する啓発と実践力の向上に努めます。	継続	学校教育課 こども支援課 消防本部 防災・危機管理課
防災情報・気象警報発表時における学校・保育園等の対応の徹底	防災情報・気象警報発表時の学校・保育園等の登下校等の対応について、校・園との情報共有、保護者への連絡を徹底し、子どもの安全を確保します。 また、防災情報・気象警報発表時の保育の実施について、安全の確保を第一に対応ができるようにします。	継続	学校教育課 こども支援課 社会教育課
災害時対策の推進	民生児童委員の協力を得て、障害児の「あんしんカード（災害時要援護者支援台帳）」への登録を勧め、平常時からの見守りや災害時の支援など有効に活用していきます。 避難所生活においては、妊婦・乳幼児・障害児に対して必要な配慮をします。	継続	障害者支援課 こども支援課 保健推進課

2. 子育て仲間づくりへの支援

民生委員・児童委員などの地域の関係団体、自主的な子育て支援グループなどによる子育て活動を支援し、子育て家庭と地域との交流を推進します。また、市民の知識や技能などを積極的に活用した子育て支援活動を拡充し、地域の子育て力の向上を図ります。

子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談や情報提供などが受けられるよう、地域の関係団体・機関が連携した子育て支援のネットワークづくりを推進します。

① 子育てサークルに対する支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て活動の場の紹介	地域子育て支援センターやシルバー・チャイルドハウス事業、児童館・児童センターなど、子育て活動の場や団体等とのネットワークづくりを進めます。 よりわかりやすく充実した情報の提供（子育て活動の場の紹介）ができるよう関係機関の協力を得ながら、サークルの支援と地域の活性化を図ります。	継続	こども支援課
子育て活動補助金の交付及び情報提供	子育て活動を始めるグループに補助金を交付し、活動を支援します。	継続	こども支援課
子育てサークル等への活動支援	地域子育て支援センター職員による、各グループの活動内容の助言・指導、遊具の貸出しを行うなど、子育てサークルなどへの活動支援を行います。 子育てサークル等の活動を支援することで、子育ての仲間づくりにつながるよう支援します。	継続	こども支援課

② 子育て家庭が交流する機会の充実

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
遊ぼう会の実施	幼稚園・認定こども園・保育園などにおいて保護者と入所児童や未就園児童がふれあう機会をつくり、子育て家庭の交流を促進します。 計画的に実施し、内容の充実を図ります。	継続	学校教育課 こども支援課
子育て用品の再利用の促進	リユースショップを活用して、家庭で不要となった衣服・遊具等の再利用の促進を図ります。 フリーマーケットの開催を支援し、参加者の増加に伴う会場の拡大、広報の充実を図るとともに、地域子育て支援センターや認定こども園・保育園との連携した取組を推進していきます。	継続	こども支援課 環境保全課

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
子育て応援フリーマーケット「ほっとランド」事業の実施	地域子育て支援センターを中心に子育て応援イベント「ほっとランド」を開催し、子どもと保護者がリラックスして過ごせる遊び場を提供します。	拡充	こども支援課

③ 子育て支援のための地域ネットワークの推進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
祖父母の子育て教室の開催	祖父母の保育への理解を促進します。 また、園児との触れ合いの機会を提供します。	継続	こども支援課 学校教育課
子育て支援ネットワーク会議の推進	地域子育て支援センターを中心に子育てグループ等が参加するネットワーク会議を開催し、関係機関・関係課等との連携の強化を図ります。 また、支援活動の情報交換や共有、研修への参加など、よりよいネットワークづくりのための体制の充実に努めます。	継続	こども支援課
ふれあいサロンの開催	地域子育て支援センターにおいて、未就園児童やその保護者を対象に各種ふれあいサロン等を開催し、子育て家庭の交流を行うとともに、各地区を訪問し、コミュニティサロンを開催します。 「ほっとランド」は、地域子育て支援センターが中心となって、内容をより充実させて実施します。	拡大して継続	こども支援課
シルバー・チャイルドハウス事業の推進	65歳以上の高齢者が中心となったグループが、地域で0歳～12歳までの児童と年10回以上交流する事業を推進します。 子どもと高齢者が交流し、地域の人とともにふるさとの自然、伝統文化等にふれあう活動やイベントを促進します。	継続	こども支援課
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センター事業（子育てサークルへの活動支援、ネットワークづくり、未就園児童親子の交流機会の提供、子育て支援情報の提供を行うことなど）に対して、補助金を交付し、活動を支援します。 新たなふれあいスペースの確保や拡充、交流できる機会を増やすことや、関係機関との連携などについて検討を進めます。	継続	こども支援課
放課後子ども総合プランの取組の推進	放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業（放課後学級）を実施するにあたっては、連携型による豊かな体験活動の提供に努めます。 また、連携型を継続しながら、一体型の実施に向けて検討を進めます。	継続	社会教育課

3. 地域における子育て資源の有効活用

地域にあるさまざまな施設を、安全・安心な子どもたちの居場所として有効活用します。

また、多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティアなど地域で子育て支援活動を行う幅広い人材の確保・育成を図ります。

① 地域にあるさまざまな施設等の活用促進

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
児童館等の有効利用の推進	放課後対策としてだけでなく、児童館等の運営における利用の中で、児童が安心して健全に過ごせるような居場所づくりを進めます。	継続	こども支援課 社会教育課
地域子育て支援ボランティア・ボランティアグループの育成支援、活用推進	民生児童委員・主任児童委員と地域子育て支援センターとが連携し、子育て支援に係るボランティア、ボランティアグループを育成・支援します。 また、地域の子育て支援活動への協力を依頼し、支援を継続していきます。	継続	こども支援課

② 子育て支援のための人材の確保や育成

具体的施策名	取組の方向性	目標指標	担当課
保育士等の研修の充実	地域における子育ての専門家である保育士等に対して、質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応や児童虐待防止の観点などから、資質の向上のため参加しやすい研修会を行います。	継続	こども支援課

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

第1節 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域設定の考え方

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み(需要量)」並びに「確保方策」を決定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することが求められています。

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

2. 本市における教育・保育提供区域

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス調整などを考慮し、前期計画では、市内を複数の区域に分けず、「市全域を1つの提供区域」として設定していました。

各圏域では、児童人口は減少傾向にあるものの、子育て家庭や社会資源等を取り巻く状況には大きな変化はないことから、本計画においても「市全域を1つの提供区域」を継承するものとします。

第2節 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

1. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

区 分		利用対象者等	内 容	
教育・保育事業	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（幼稚園・認定こども園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（幼稚園…1号認定） （認定こども園、保育園…2号認定）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育園、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	利用者支援事業	0～5歳 小学生	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後学級などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(2)	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	0～5歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(3)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・管理栄養士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	(5)	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(6)	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	0～17歳	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	0～5歳 小学生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し、センターを橋渡しにして、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8)	一時預かり事業 ①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ②その他の一時預かり ※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を含む	①3～5歳 ②0～5歳	①幼稚園・認定こども園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育園等における一時預かり事業（理由を問わず、一時的に子どもを預けることができる事業）
	(9)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業
	(10)	病児・病後児保育事業 ※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む	0～5歳 小学生	病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 （放課後学級）	小学生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	※量の見込みの算出等は不要	

※上記の「対象者等」は「量の見込み」の対象年齢等です。（国が設定する事業実施に係る対象年齢については、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は18歳未満対象、病児・病後児保育事業は小学生までが対象となっています。）

2. 幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

国の基本指針及び教育・保育事業における利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに「幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育事業及び地域型保育事業による「確保方策＝提供体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

【保育認定ごとの対象児童、利用該当施設・事業等】

保育認定	対象児童年齢・家庭類型		該当する施設・事業等 (家庭類型に関連する分類)
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園 (※保育認定：1号認定)
		共働き家庭等	認定こども園・保育園 (※保育認定：2号認定)
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育園・地域型保育施設

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は、次ページ以降のとおりとします。

〔1〕 1号認定

【事業内容】

3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。
(認定こども園、幼稚園)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	2018年度 (平成30年度)	実施時期					
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
3～5歳児推計人口	666	646	637	649	635	624	
①量の見込み (必要利用定員総数)	158	153	151	154	151	148	
②確保の内容 (定員)	特定教育・保育施設		330	260	260	260	260
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	計		330	260	260	260	260
差(②-①)		177	109	106	109	112	

※2018年度(平成30年度)の実績値は、幼稚園を利用し就労時間の短い保護者の児童数と認定こども園「希望プラン」の児童数の合計

【量の確保方策】

綾部市の教育体制として、2018年度(平成30年度)現在、民間の認定こども園6園、公立幼稚園2園があり、3歳児から5歳児までの3年間の教育・保育を行っています。

なお、(2)2号認定における「量の見込み」において、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」(*「学校教育利用希望」欄に記載)については、(1)1号認定における「幼稚園」を利用されることとなりますが、そのことによる不足は生じないと考えます。

■2019年度(令和元年度)の幼稚園2園の定員数は合計210人です。

■2019年度(令和元年度)の認定こども園6園の定員数は合計120人です。

〔2〕 2号認定

【事業内容】

3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。

(幼稚園…保育認定：1号認定) (認定こども園、保育園…保育認定：2号認定)

※なお、「2号認定」の区分における「幼稚園」については、「保育認定」の区分は「1号認定」になりますが、「見込み量の算出のための事業区分」としては、「国の算出等のための手引き」の基準に沿い、「家庭類型に関連する分類」として、「2号認定」として区分しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		2018年度 (平成30年度)	実施時期				
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
3～5歳児推計人口		666	646	637	649	635	624
①量の見込み (必要利用定員 総数)	学校教育 利用希望	14	14	14	14	14	14
	保育 利用希望	509	448	425	416	390	367
	計	523	462	439	430	404	381
②確保の内容 (定員)	特定教育・保育施設		551	551	551	551	551
	計		551	551	551	551	551
差(②-①)			89	112	121	147	170

※2018年度(平成30年度)の学校教育利用希望の実績値は、幼稚園を利用し就労時間の長い保護者の児童数(4～5歳児のみ)

※2018年度(平成30年度)の保育利用希望の実績値は、保育園と認定こども園「保育プラン」の児童数(認可外保育施設は除く)

【量の確保方策】

保育における提供体制として、2018年度(平成30年度)現在、認定こども園・保育園は9園(民間8園、公立1園)で事業を実施しています。

また、2018年度(平成30年度)現在、認可外施設は5施設(一般2施設、病院内2施設、企業内1施設)ありますが、本市においては「待機児童加速化プラン」等による認可外保育施設の認可化及び一定の施設基準に基づく運営費等の支援を行っていないことから、認可外施設については確保方策の対象施設としては取り扱わないこととしています。

- 2019年度(令和元年度)現在、認定こども園・保育園は9園(民間8園・公立1園)であり、定員合計は0～5歳児全員を対象に合計915人です。

〔3〕 3号認定

【事業内容】

0～2歳の児童が対象で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。
 （認定こども園、保育園、地域型保育施設）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		2018年度 (平成30年度)	実施時期					
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
0 歳 児	0歳児推計人口	196	195	190	184	178	173	
	①量の見込み (必要利用定員総数)	90	90	87	84	82	79	
	② 確 保 の 内 容 (定員)	特定教育・保育施設		73	73	73	73	73
		地域型保育施設		0	0	0	0	0
		計		73	73	73	73	73
差(②-①)		△17	△14	△11	△9	△6		
1 ・ 2 歳 児	1・2歳児推計人口	438	432	426	399	388	376	
	①量の見込み (必要利用定員総数)	298	294	290	271	264	256	
	② 確 保 の 内 容 (定員)	特定教育・保育施設		271	271	271	271	271
		地域型保育施設		0	0	0	0	0
		計		271	271	271	271	271
差(②-①)		△23	△19	0	7	15		

※2018年度(平成30年度)の実績値は、保育園と認定こども園の児童数（認可外保育施設は除く）

【量の確保方策】

保育における提供体制として、認定こども園、保育園の9園（民間8園、公立1園）で事業実施しています。

認可外施設については、(2)2号認定と同様に、確保方策の対象施設としては取り扱わないこととしています。

なお、確保の内容（定員）における不足分への対応については、国の基準に沿いながら柔軟に対応します。

■2019年度(令和元年度)現在、認定こども園・保育園は9園（民間8園・公立1園）であり、定員合計は0～5歳児全員を対象に合計915人です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国の基本指針及び教育・保育事業における利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による「確保方策＝供給体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

〔1〕利用者支援事業

【事業内容】

妊娠期や子育て期にわたるまでの総合的相談支援を子育て世代包括支援センターで実施するとともに、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、切れ目のない支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期				
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み・整備目標 (か所数)	0	1	1	1	1	1

【量の確保方策】

利用者支援事業については、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、本事業の量の見込みを算出することとなっています。

本市では、提供区域を1か所（全市域）とし、2016年度(平成28年度)より母子保健型を設置し、子どもやその保護者が、幼稚園・保育施設等での教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での支援を実施します。

保護者のニーズや相談機能の強化の必要性を勘案し、事業の充実に努めます。

〔2〕地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業内容】

就学前の児童とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児に関する不安や子育てに関するさまざまな相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期				
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0～5歳児推計人口(人)	1,300	1,273	1,253	1,232	1,201	1,173
①利用者数の見込み(人日)	2,201	2,317	2,277	2,155	2,092	2,029
②確保の内容	人日	2,317	2,277	2,155	2,092	2,029
	か所数	3	3	3	3	3
人日差(②-①)		0	0	0	0	0

※2018年度(平成30年度)の実績値は、地域子育て支援センター（3か所）の0～5歳児の年間延べ利用親子組数

【量の確保方策】

2018年度(平成30年度)現在、従来センター型の「クレヨンひろば（せんだん苑こども園）」「たけのっ子クラブ（綾東こども園）」と小規模型指定施設（経過措置）の「おひさまひろば（中筋幼稚園）」において事業を実施しています。

子育て世帯の保護者に広く知らせ、事業の周知に努めます。

また、未就学児童及びその保護者、地域住民などを対象とした、子育て支援活動も実施しているほか、児童館・児童センター（宮代児童センター、物部児童館、なかすじ児童センターの計3か所）においても、子育て家庭に遊びの場の提供や、その他の子育て支援活動を実施しています。

今後についても、事業内容の充実を図り、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めていきます。

〔3〕妊婦健康診査事業 ※ニーズ調査によらず算出する事業

【事業内容】

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		2018年度 (平成30年度)	実施時期				
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0歳児推計人口(人)		196	195	190	184	178	173
①健診受診見込み	人		195	190	184	178	173
	延人	2,314	2,730	2,660	2,576	2,492	2,422
②確保の内容(延人)			2,730	2,660	2,576	2,492	2,422

※2018年度(平成30年度)の実績値は、延べ受診者数。(妊婦健診基本受診券(14回)の回数)

【量の確保方策】

国が定める基本的な妊婦健康審査項目について、医療機関との委託契約により実施します。(通年、受診人数×14回)

〔4〕乳児家庭全戸訪問事業 ※ニーズ調査によらず算出する事業

【事業内容】

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を、保健師・管理栄養士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		2018年度 (平成30年度)	実施時期				
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0歳児推計人口(人)		196	195	190	184	178	173
①訪問対象児数の見込み(人)		198	195	190	184	178	173
②確保の内容(人)			195	190	184	178	173
実施率			100%	100%	100%	100%	100%

【量の確保方策】

保健福祉センターに勤務する保健師・管理栄養士(保健推進課)が訪問します。

〔5〕 養育支援訪問事業 ※ニーズ調査によらず算出する事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期				
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①支援対象児数の見込み(人)	335	308	300	294	289	285
②確保の内容(人)		308	300	294	289	285

【量の確保方策】

保健福祉センターに勤務する保健師・管理栄養士（保健推進課）が訪問し、各家庭における養育に関する指導、助言を行います。

〔6〕 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業内容】

18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期				
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0～17歳児人口推計(人)	4,704	4,476	4,381	4,281	4,202	4,093
①利用者数の見込み(人日)	0	1	1	1	1	1
②確保の内容(人日)		35	35	35	35	35
差(②-①)		34	34	34	34	34

【量の確保方策】

子育て支援の体制が必要であることから児童福祉施設への委託により事業を実施しています。

今後も子育て世帯の保護者に制度の周知に努めていきます。

〔7〕子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

小学生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し、センターを橋渡しにして、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期					
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
0～11歳児人口推計（人）	2,865	2,754	2,697	2,638	2,554	2,513	
①利用者数の見込み合計（人日）	52	89	87	84	83	82	
②確保の内容	ファミサポ 提供会員（人）		50	50	50	50	50
	人日		89	87	84	83	82
	か所数		1	1	1	1	1
人日差（②－①）		0	0	0	0	0	

【量の確保方策】

量の見込みとしては、多くの利用者が不定期的な利用をすると見込んでいるため、潜在的な利用希望者があることを考慮しています。

今後も、制度の周知を図り、利用しやすい制度となるよう支援体制の充実に努めます。

〔8〕一時預かり事業

※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）及び
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を含む

【事業内容】

幼稚園・認定こども園における在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした「①一時預かり（預かり保育）」は、3～5歳の児童が対象で、「②その他の一時預かり」は、0～5歳の児童を対象に、理由を問わず、保育園等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

（※国が設定する事業実施に係る対象年齢については、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は18歳未満が対象です。）

① 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

			2018年度 (平成30年度)	実施時期				
				2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
3～5歳児人口推計（人）			666	646	637	649	635	624
①利用者数の見込み (人日)	1号認定	人日	158	187	201	222	234	246
	2号認定	人日		34,257	38,412	43,855	47,527	51,241
	計	人日	158	34,444	38,613	44,077	47,761	51,487
②確保の内容	在園児を対象とした 一時預かり (預かり保育)	人日		34,444	38,613	44,077	47,761	51,487
		か所数		8	8	8	8	8
	計	人日		34,444	38,613	44,077	47,761	51,487
		か所数		8	8	8	8	8
人日差（②－①）				0	0	0	0	0

※2018年度(平成30年度)の実績値は、幼稚園での一時預かり（預かり保育）の年間延べ利用児童数（4～5歳児）

【量の確保方策】

2019年度(令和元年度)は、幼稚園（公立2園）、認定こども園（民間6園）において、在園児を対象に事業実施しています。

② その他の一時預かり（保育園等）

※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）及び
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を含む

【量の見込みと確保の内容】

			2018年度 (平成30年度)	実施時期					
				2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
0～5歳児人口推計（人）			1,300	1,273	1,253	1,232	1,201	1,173	
①利用者数の見込み(人日)			1,467	2,870	2,825	2,777	2,707	2,644	
② 確 保 の 内 容	一時預かり	人日		2,771	2,728	2,683	2,614	2,552	
		か所数		8	8	8	8	8	
	子育て援助活動支援 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日		89	87	84	83	82	
		か所数		1	1	1	1	1	
	子育て短期支援 (トワイライトステイ)	人日		10	10	10	10	10	
		か所数		1	1	1	1	1	
	計	人日		2,870	2,825	2,777	2,707	2,644	
		か所数		10	10	10	10	10	
	人日差（②－①）				0	0	0	0	0

※2018年度(平成30年度)の実績値は、認定こども園と保育園の年間延べ利用児童数（2号認定と3号認定の合計）

【量の確保方策】

一時預かり事業については、2019年度(令和元年度)現在8園が事業実施しており、これまでの実績を考慮し、各園において利用者のニーズに対応できる提供体制が確保できると考えています。

また、2015年度(平成27年度)に子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）、2017年度(平成29年度)に子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行い、子育て支援を図っていきます。

2019年度(令和元年度)の各園の預かり事業の定員数（合計 150人）

せんだん苑こども園	30人	せんだん苑南こども園	10人
吉美こども園	10人	綾部ひまわり共同保育園	30人
中筋幼児園	40人	豊里幼児園	10人
綾東こども園	10人	物部保育園	10人

*週3日以内を利用限度として実施しています。

〔9〕時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

0～5歳の児童を対象に、保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	2018年度 (平成30年度)	実施時期				
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0～5歳児人口推計（人）	1,300	1,273	1,253	1,232	1,201	1,173
①利用者数の見込み（人）	266	251	244	237	228	220
②確保の内容	人	251	244	237	228	220
	か所数	8	8	8	8	8
人差（②－①）		0	0	0	0	0

※2018年度(平成30年度)の実績値は、保育園と認定こども園「保育プラン」での年間実利用児童数

【量の確保方策】

2018年度(平成30年度)に時間外保育事業（延長保育事業）を実施している市内の認定こども園・保育園は8園あります。

（開所時間11時間を超え30分延長・・・3園、1時間延長・・・5園）

時間外保育事業（延長保育事業）の実施については、定員はなく、ほぼ希望どおりの対応が可能と考えられることから、確保方策・整備は必要ないと考えています。

今後についても、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

2019年度(令和元年度)の各園の開所時間及び延長保育時間

（園名）	（開所時間）	（延長保育時間）
綾部保育園	7時～19時	1時間
せんだん苑こども園	7時30分～19時	30分
せんだん苑南こども園	7時30分～19時	30分
吉美こども園	7時30分～19時	30分
綾部ひまわり共同保育園	7時20分～19時20分	1時間
中筋幼児園	7時～19時	1時間
豊里幼児園	7時～19時	1時間
綾東こども園	7時～19時	1時間

〔10〕 病児・病後児保育事業

※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を含む

【事業内容】

生後4か月以上、小学生以下の子どもを対象に、病気回復期の児童を家庭で保育ができないときに、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		2018年度 (平成30年度)	実施時期					
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
0～11歳児人口推計(人)		2,865	2,754	2,697	2,638	2,554	2,513	
①利用者数の見込み(人日)		6	211	208	204	199	191	
② 確 保 の 内 容	病児保育	人日		0	158	154	149	141
		か所数		0	1	1	1	1
	病後児保育	人日		50	50	50	50	50
		か所数		1	1	1	1	1
	子育て援助 活動支援 (病児・緊急対応 強化事業)	人日		0	0	0	0	0
		か所数		0	0	0	0	0
	計	人日		50	208	204	199	191
		か所数		1	2	2	2	2
人日差(②-①)			△161	0	0	0	0	

※2018年度(平成30年度)の実績値は、病後児保育事業の年間延べ利用児童数

【量の確保方策】

現在、綾部市が直接運営で病後児保育室「あすなろルーム」を開設し、病後児保育事業を実施しています。

病児保育事業については、これまで実施しておりませんが、今後、事業実施をできるよう検討を行います。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今後も充実を図りつつ、病児・緊急対応強化事業の事業実施の検討を行います。

〔11〕放課後児童健全育成事業（放課後学級）

【事業内容】

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込みと確保の内容】

		2018年度 (平成30年度)	実施時期					
			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
低学年時	6～8歳児人口推計(人)	751	686	683	647	657	648	
	①利用者数の見込み(人)	248	229	228	217	222	220	
	②確保の内容	人		229	228	217	222	220
		校区数		9	10	10	10	10
	人差(②-①)			0	0	0	0	0
高学年時	9～11歳児人口推計(人)	814	795	761	759	696	692	
	①利用者数の見込み(人)	88	91	89	91	86	87	
	②確保の内容	人		91	89	91	86	87
		校区数		9	10	10	10	10
	人差(②-①)			0	0	0	0	0

※利用者数の見込み及び確保の内容人数は、通年利用者のみ。

【量の確保方策】

2019年度(令和元年度)に放課後学級を開設しているのが、10小学校区中9校区となっています。

今後については、通年利用者はほぼ横ばいで推移すると見込んでいますが、夏休みのみの利用者は増加していくと思われ、保護者のニーズに応じた受け入れができるように努めます。

放課後学級を開設していない小学校区(1校区)については、開設の要望を受けて、調整・準備を進めていきます。

〔12〕実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

第5章 推進体制

第1節 幼児期の教育・保育事業等の確保体制

1. 幼児期の教育・保育の一体的提供

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就労の有無にかかわらず、地域の子どもや家庭が利用できる施設として、質の高い教育・保育を一体的に提供する「認定こども園」の整備・充実が進められます。

2. 質の高い教育・保育の提供

幼児期における教育・保育が子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要であるとの認識を踏まえ、幼稚園教諭や保育士などの専門職の人材確保や処遇の改善など、京都府や関係団体等の連携のもと、教育・保育の「質」の向上を図り、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供する体制の充実に努めます。

3. 幼稚園・認定こども園・保育園等と小学校との連携の推進

幼稚園・認定こども園・保育園等と小学校との相互交流を通じて、職員間の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、職員の交流を通じて、幼保小の連携を推進します。

第2節 計画推進及び進捗状況の評価

1. 計画推進及び進捗状況の評価

計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援担当課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

2. 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、子ども・子育て支援担当課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、認定こども園、保育園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等の国や府の制度に基づくものも多いことから、国・府と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

1 綾部市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 8 日 条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、綾部市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童全般に関する諸施策について、市長の諮問に応じ意見を答申する事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において行う。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 綾部市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年6月1日から令和3年3月31日まで)

区 分	氏 名	団 体 名 等
学識経験者	高 橋 正 記	こども心理療育施設るんぴに学園
	○諏 訪 喜 榮 子	前綾部市男女共同参画審議会議長
	村 上 治 男	前綾部市民生児童委員協議会長
市内の公共的団体等に属する者	吉 見 公 志	綾部保育園保護者会
	長 島 勝 信	綾部市PTA連絡協議会（綾部中学校）
	古和田 枝里香	子育てサークル「豊里ぴよぴよクラブ」
	前 本 和 輝	綾部勤労者福祉協議会
	久 木 和 子	綾部市保育協議会（豊里幼児園）
	山 中 史 香	地域子育て支援センター「クレヨンひろば」
	松 浦 宏 美	綾部市立幼稚園園長会（綾部幼稚園）
	村 上 元 良	綾部市立小学校校長会（綾部小学校）
	辻 村 レイ子	シルバー・チャイルドハウス事業実施団体 わいわい広場「ぐるるんぱ」
	◎高 橋 秀 文	綾部市民生児童委員協議会 綾部市要保護児童対策地域協議会
	山 下 宣 和	綾部市社会福祉協議会
山 内 克 也	京都府中丹東保健所福祉室	

◎：会長 ○：職務代理者

3 計画に関する法律の条文（抜粋）

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



綾部市マスコット「まゆピー」

あやべっ子すこやかプラン

令和2年(2020年)3月発行

綾部市 福祉保健部 こども支援課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

電話: 0773-42-4252 FAX: 0773-45-8825